事　務　連　絡

令和 8 年 10 月28 日

各　加　盟　競　技　団　体
各管内スポーツ協会連絡協議会
各管内スポーツ少年団連絡協議会　　御中
各全国協議会登録総合型地域スポーツクラブ

公益財団法人北海道スポーツ協会
事務局長　　吉　田　　丘

「こども性暴力防止法」（12 月 25 日施行）に関する各種資料のご案内

平素より当協会のスポーツ推進事業に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 6 月に成立いたしました「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（通称：こども性暴力防止法）」が、本年 12 月 25 日に施行されます。

これに伴い、スポーツ庁を通じ、こども家庭庁より事業者向けの参考資料・周知依頼が届きましたのでご案内いたします。

ご存じの内容も含まれるかと存じますが、施行に向けた準備や関係者への周知等にぜひご活用ください。

内容につきましては、添付の各種資料をご確認いただきますようお願い申し上げます。

また、貴団体の支部組織の皆様にも周知くださるようお願いいたします。

【こども性暴力防止法に関するこども家庭庁のお問い合わせ窓口】
専用ダイヤル：03－5357－1146
（受付時間：平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（年末年始を除く））
問い合わせフォーム：https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898

総務・会計課
TEL　：011-820-1701
FAX　：011-833-0705
Mail：info@hokkaido-sports.or.jp

別添１

こ支性第１２１号
令和８年 10 月１日

都 道 府 県 知 事
各　　殿
指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法に係る監督等指針の策定について（通知）

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

法においては、対象事業者に義務付けられる犯罪事実確認、安全確保措置及び情報管理措置が適正に実施されることを確保するため、こども家庭庁が対象事業者に対し、必要な監督等を行うこととされています。

今般、監督等の公正性及び透明性の向上を図ることを目的とし、監督等についてこども家庭庁が準拠する事項を定めた「監督等指針」（以下「本指針」という。）を下記のとおり定めました。

各都道府県及び指定都市並びに中核市におかれては、本指針の内容についてご了知いただくようお願いします。また、各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市並びに中核市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して本指針について周知いただくようお願いします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

なお、上述のとおり、本指針はこども家庭庁が法に基づいて行う監督等に関するものであり、犯罪事実確認実施者等（義務事業者）に対しては所轄庁においても監督等が行われます。所轄庁が行う監督等については、本指針とは別に、各業法の指導監査の細目を定めた通知の改正等が行われています（こども家庭庁と所轄庁の役割分担等については、別紙１から別紙４までを参照）。

各通知等の具体的な改正点については下記の通知等をご参照ください。

記

１．監督等指針について

監督等指針は、別添１（犯罪事実確認実施者等（義務対象事業者）に係る監督等の指針）及び別添２（認定事業者等に係る監督等の指針）のとおり。

【資料掲載先】

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

２．業法に基づく監督等に係る通知の改正について

こども性暴力防止法の施行に伴い、所轄庁が行うこととなる各業法に基づく監督等については、次の通知等を参照されたい。

・「『児童福祉行政指導監査の実施について』の一部改正について」（令和８年 10 月１日付けこ成事第 557 号・こ支総第 240 号こども家庭庁成育局長及び支援局長連名通知）
・「『指定障害児通所支援事業者等の指導監査について』の一部改正について」（令和８年 10 月１日付けこ支障第 266 号・障発 1001 第５号こども家庭庁支援局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）
・「『障害者支援施設等に係る指導監査について』の一部改正について」（令和８年 10 月１日付け障発 1001 第４号・こ支障第 265 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長及びこども家庭庁支援局長連名通知）
・「こども性暴力防止法の施行等に伴う保育所等の監査調書及び自己点検票の見直しについて（周知）」（令和８年 10 月１日付けこども家庭庁成育局保育政策課及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課連名事務連絡）
・「『子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について』の一部改正について」（令和８年 10 月１日付けこ成保第 606 号・８初幼教第５号こども家庭庁成育局保育政策課長及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課長連名通知）
・「こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等及び認定事業者等に対する監督等について（通知）」（令和８年 10 月１日付け８文科教第 1072 号文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長及び高等教育局長、スポーツ庁次長並びに文化庁次長連名通知）

こども性暴力防止法に基づく措置の監督等（法令・ガイドライン）

概要

- こども性暴力防止法において対象事業者が講じなければならないこととされている措置（①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置、③情報管理措置）については、**「こども性暴力防止法に基づいてこども家庭庁が行う監督」**及び**「各業法に基づいて所轄庁が行う監督」**によって、実効性を確保することとしている。

こども家庭庁と所轄庁の役割分担

【犯罪事実確認実施者等（義務事業者）】

- ①犯罪事実確認、③情報管理措置　の監督等は、**こども家庭庁**が行う。
 （こども性暴力防止法）
- ①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置　の監督等は、**所轄庁**が行う。
 （各業法（児童福祉法等））

【認定事業者等】

- ①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置、③情報管理措置　の監督等は、いずれも**こども家庭庁**が行う。（こども性暴力防止法）

（なお、義務事業者のうち国公立等（※）は、こども性暴力防止法に基づく定期報告等の対象外。
（※）国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人並びにこれらの施設等運営者）

監督等指針の策定等について

- ガイドライン等において、監督指針等の策定については以下のとおり記載。
 - 「監督業務に関するより詳細な手順や運用方法等については、**別途、監督指針等により示す**予定である」（ガイドライン「IX. 監督等.1.総則」）
 - 「所轄庁による監督等は、各業法を根拠として行われるため、**各業法の下位法令、指導監督の細目を定めた通知等**、各所轄庁における具体的な監督指針等について、法の施行までに、**必要に応じて改正等が行われる必要がある**」
 （こども性暴力防止法施行準備検討会「中間とりまとめ」p248）

図表 106　こども家庭庁及び所轄庁による監督等の役割分担

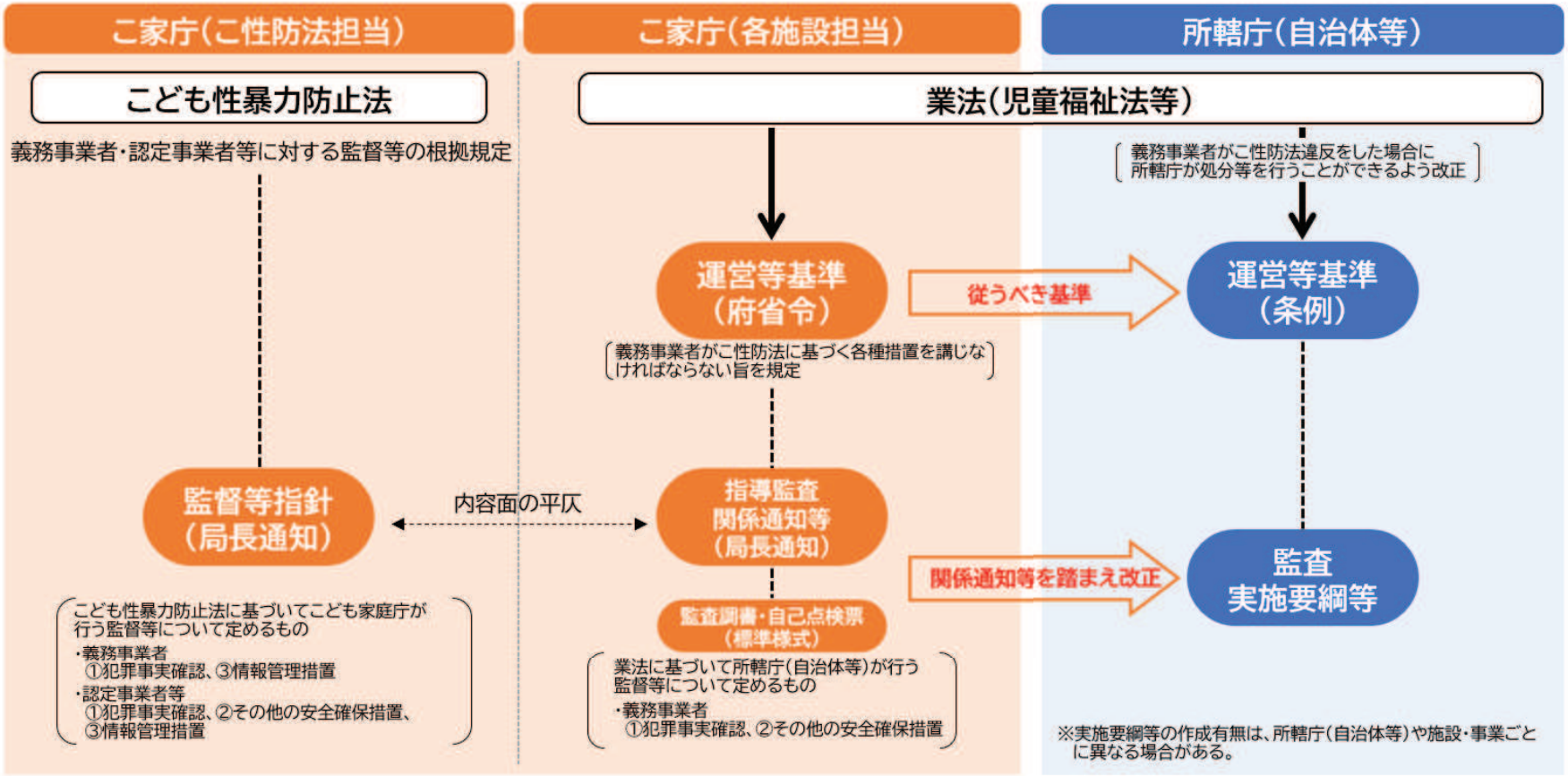
監督等の内容	こども家庭庁による監督等	所轄庁による監督等
犯罪事実確認実施者等（国公立）		
犯罪事実確認	（法に基づく定期報告等の対象外）	・業法に基づく定期報告受領
その他の安全確保措置	（法に基づく監督権限なし）	・業法に基づく指導・助言等 ・業法に基づく報告徴収・立入検査等 ・業法に基づく命令・処分等
情報管理措置	法に基づく情報漏えい時の報告受領 （法に基づく定期報告等の対象外）	・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等 （※）
犯罪事実確認実施者等（民間法人等）		
犯罪事実確認	・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく違反事業者の公表	・業法に基づく定期報告受領 ・業法に基づく指導・助言等 ・業法に基づく報告徴収・立入検査等
その他の安全確保措置	（法に基づく監督権限なし）	・業法に基づく命令・処分等
情報管理措置	・法に基づく情報漏えい時の報告受領 ・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく是正命令	・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等 （※）
認定事業者等		
犯罪事実確認 その他の安全確保措置 情報管理措置	・法に基づく情報漏えい時の報告受領 ・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく適合命令・是正命令 ・法に基づく認定取消し・公表	（監督権限がある所轄庁が存在している場合のみ） ・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等 （※）

（出典）こども性暴力防止法施行ガイドライン

別紙 1

監督関係の基準・指針等の体系　概要図（児童福祉等）

- こども性暴力防止法（令和6年法律第69号）附則において、**業法（児童福祉法・認定こども園法）を改正**し、義務事業者がこども性暴力防止法違反をした場合に、所轄庁が行政処分等を行うことができること等を規定
- こども性暴力防止法施行規則（令和7年内閣府令第104号）附則等において、**業法に基づく各施設・事業の運営等基準を改正**し、義務事業者がこども性暴力防止法に基づく各種措置を講じなければならない旨を規定

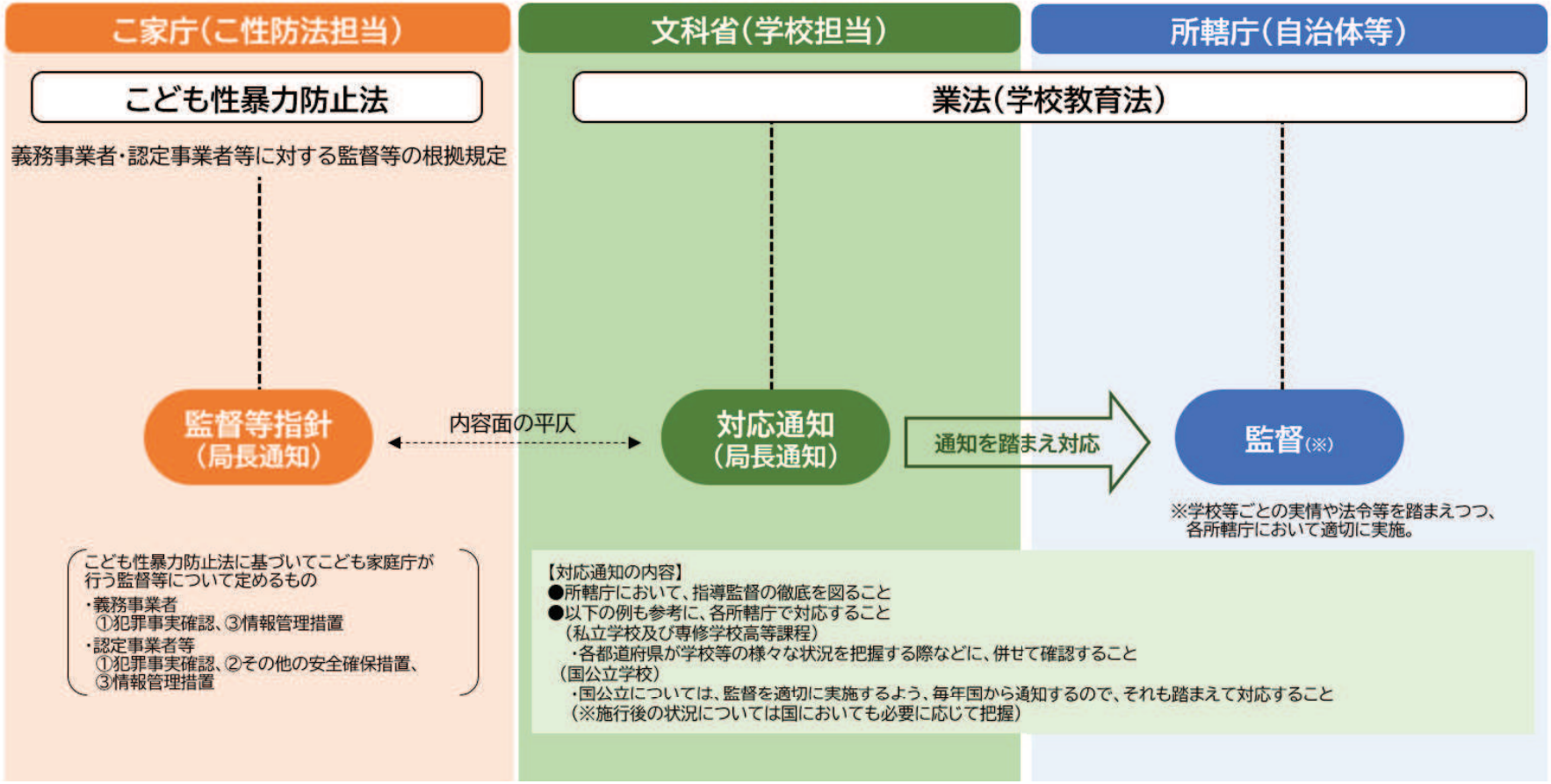


※上記の他にも、施行後の状況については国において必要に応じて把握。

別紙２

監督関係の基準・指針等の体系　概要図（学校関係）

- こども性暴力防止法（令和6年法律第69号）附則において、**業法（学校教育法）を改正**。学校の設置者がこども性暴力防止法違反をした場合に、業法に基づいて所轄庁が行政処分等を行うことができる。
- **監督等指針を策定**するとともに、文部科学省から**所轄庁による対応が適切に行われるよう通知**を行う。



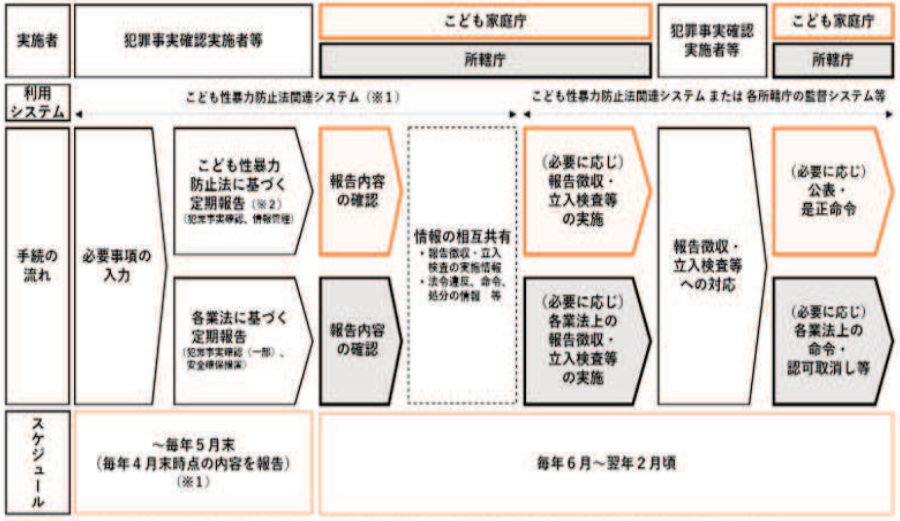
別紙３

【参考】 監督等のフロー（ガイドライン抜粋）

犯罪事実確認実施者等（義務事業者）

図表 100　犯罪事実確認実施者等に対する監督フロー

○ 犯罪事実確認実施者等は、こども性暴力防止法及び各業法に基づき、こども家庭庁・所轄庁へ措置の実施状況を定期的に報告する。
○ こども家庭庁および所轄庁は、あらかじめ情報を相互に共有しながら、必要に応じて報告徴収・立入検査等を行う。

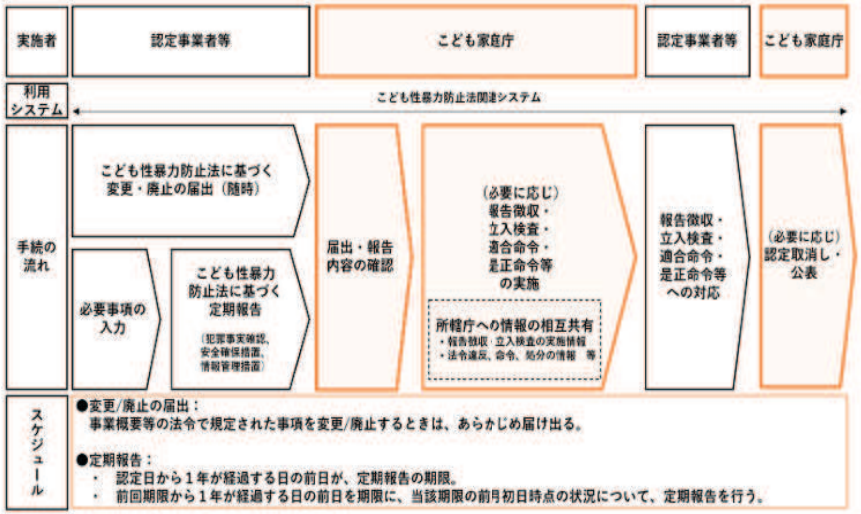


（※1）所轄庁への報告方法・頻度・時期については、監督強化等に必要な情報収集と事業者負担とのバランスを踏まえ、こども家庭庁への報告方法も考慮して、最終的には所轄庁判断
（※2）犯罪事実確認実施者等が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合は、こども性暴力防止法に基づく定期報告等の対象外（情報漏えい等の報告は対象）
（※3）その他、外部等からのこども性暴力防止法違反に係る通報についても対応する

認定事業者等

図表 101　認定事業者等に対する監督フロー

○ 認定事業者等は、こども性暴力防止法に基づき、こども家庭庁へ、変更・廃止の届出を行うとともに、措置の実施状況を定期的に報告する。
○ こども家庭庁は、必要に応じて報告徴収、立入検査、是正命令等を行う。



（※1）その他、外部等からのこども性暴力防止法違反に係る通報についても対応する

別紙４

（別添１）

こども性暴力防止法における犯罪事実確認実施者等に係る監督等の指針

１　趣旨

この指針は、法の規定に基づく犯罪事実確認実施者等に係る監督等について、こども家庭庁が準拠する事項を定めることにより、監督等の公正性及び透明性の向上を図ることを目的とするものである。

２　監督等の目的

監督等は、関係法令、ガイドライン及びこの指針に照らし、犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置の実施状況を個別的に確認し、必要な助言若しくは指導又は是正命令その他の措置を講ずること等により、犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置が適正に実施されることを図り、もって教員等による児童対象性暴力等の防止等を確保することを目的とする。

３　用語の定義

この指針における用語の定義は、次に定めるところによるほか、関係法令に定めるところによる。

ア　「法」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）をいう。

イ　「令」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）をいう。

ウ　「規則」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第 104 号）をいう。

エ　「告示第 10 号」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（令和７年こども家庭庁告示第 10 号）をいう。

オ　「関係法令」とは、法、令及び規則並びにこれらに基づきこども家庭庁が定める告示をいう。

カ　「ガイドライン」とは、こども性暴力防止法施行ガイドライン（令和８年１月９日付こ支総第２号支援局長通知別添）をいう。

４　監督等の基本方針

（１）　監督等は、関係法令、ガイドライン及びこの指針を基本に、これまでの監督等の実績等を勘案し、厳正にかつ効果的に実施する。

（２）　監督等が画一的、形式的な実施に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、犯罪事実確認実施者等の問題解決を図り、犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置の適正な実施を促すための具体的な助言又は指導を行う。

（３）　こども家庭庁は、監督等の事務の一部を事業者に委託して行わせる。ただし、行政処分等の公権力の行使に該当する行為については、こども家庭庁が自ら行う。

５　対象

この指針は、こども家庭庁が法に基づいて行う犯罪事実確認実施者等に係る監督等を対象とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校等又はこれらの者が行う児童福祉事業の事業所の管理を行う施設等運営者（以下、総称して「国等」という。）については、１から８まで、10 及び 11 が対象となる。なお、７については、「（２）　犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認」（報告徴収及び立入検査に関する記載を除く。）に限って対象となる。

６　監督等の観点

監督等は、別紙１「犯罪事実確認実施者等に係る監督等の観点」を踏まえて実施する。

ただし、こども家庭庁は、別紙１に掲げる事項以外のガイドラインにおいて取り組む必要性を示している事項その他の児童対象性暴力等の防止等に資すると認める事項についても、必要に応じて、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第２条第６号に規定する行政指導を行う。なお、国等のうち、国又は地方公共団体に対する行政指導については、同法の規定は適用されない（同法第４条第１項）。

７　定期報告の確認、犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認、報告徴収、立入検査

監督等のうち、定期報告の確認、犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認、報告徴収及び立入検査は、（１）から（４）までのとおり実施する。

（１）　定期報告の確認

ア　報告の有無の確認

こども家庭庁は、毎年、定期報告の期限までに犯罪事実確認実施者等による定期報告が実施されているか否かを確認する。

定期報告が実施されていない犯罪事実確認実施者等については、速やかに報告を実施するよう求める。

イ　報告内容の不備の確認

こども家庭庁は、法第 15 条第２項に基づいて犯罪事実確認実施者等が実施した定期報告について、関係法令で定める報告事項に照らして不備がないかを確認する。

報告内容に不備のある犯罪事実確認実施者等については、速やかに不備のない

定期報告を実施するよう求める。

ウ　報告内容の確認

こども家庭庁は、定期報告で報告された内容を精査し、犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置が適切に講じられているか否かを確認する。

犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置が適切に講じられていない疑いがある場合や報告内容に疑義がある場合等には、その内容に応じて、（３）の報告徴収、（４）の立入検査又は８の指導等を行う。

（２）　犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認

ア　漏えい等の報告（速報）の確認

こども家庭庁は、犯罪事実確認実施者等から法第 13 条の規定に基づいて規則第 14 条第１項の報告（以下「速報」という。）があった場合、当該速報の内容を確認し、当該犯罪事実確認実施者等に対し、被害の拡大防止、原因究明、規則第 14 条第４項及び第５項の規定に基づく本人への通知等の対応について、必要に応じて８の指導等を行う。

イ　漏えい等の報告（確報）の確認

こども家庭庁は、犯罪事実確認実施者等から規則第 14 条第２項の報告（以下「確報」という。）があった場合は、当該確報の内容を確認する。

確報の内容を踏まえ、必要に応じて、８の指導等を行うほか、（３）の報告徴収又は（４）の立入検査を行う。

ウ　速報又は確報がされない場合の対応

こども家庭庁は、通報等により、速報を行うことが必要な事態が生じているにもかかわらず犯罪事実確認実施者等が速報を行っていない事態が生じている可能性を把握した場合、必要に応じて（３）の報告徴収又は（４）の立入検査を行う。

また、こども家庭庁は、速報を行った犯罪事実確認実施者等が規則第 14 条第２項に定める期限までに確報を行っていない場合、直ちに当該犯罪事実確認実施者等に対して状況の確認を行い、確報を行うよう求めるとともに、必要に応じて（３）の報告徴収又は（４）の立入検査を行う。

エ　こども家庭庁と所轄庁との連携

こども家庭庁は、犯罪事実確認実施者等による犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告が行われた場合、必要に応じて、当該犯罪事実確認実施者等の所轄庁に対する情報・資料の提供（報告の内容の共有を含む。）、当該犯罪事実確認実施者等に対する対応に関する所轄庁との協議・協力その他所轄庁との連携を行う。

（３）　報告徴収（法第 16 条第１項前段）

ア　実施方法

こども家庭庁は、イの実施計画に基づき、犯罪事実確認実施者等に対して、犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理を確保するために必

要な限度において、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告又は資料の提出を、文書により、期限を定めて求める。

イ　実施計画

こども家庭庁は、犯罪事実確認実施者等による定期報告の内容を踏まえ、報告徴収に係る年間の実施計画を策定する。実施計画においては、報告徴収の対象となる犯罪事実確認実施者等及び実施時期等を定めることとする。

ウ　実施対象

こども家庭庁は、（１）の定期報告の内容又は（２）の犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容、通報等の内容、過去に実施した８の指導等又は９の是正命令の実施状況その他の事情を総合的に勘案し、必要であると認める場合、犯罪事実確認実施者等に対して報告徴収を行う。

エ　実施単位

報告徴収は、原則として、犯罪事実確認実施者等ごとに実施する。なお、施設等運営者がある場合、学校設置者等及び施設等運営者の一方又は双方に対して実施する。

オ　報告徴収に応じない場合等

アで定めた期限までに犯罪事実確認実施者等が報告徴収に応じない場合等の法第 46 条第２号に該当する違反行為は罰則の対象とされている。

カ　こども家庭庁と所轄庁との連携

こども家庭庁は、報告徴収の結果を踏まえ、犯罪事実確認実施者等において犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理がなされていない、若しくはなされていない可能性がある場合又は犯罪事実確認実施者等が法令等若しくは各業法に違反し、若しくは違反している可能性がある場合、必要に応じて、当該犯罪事実確認実施者等の所轄庁に対する情報・資料の提供（報告徴収の結果の共有を含む。）、当該犯罪事実確認実施者等に対する対応に関する所轄庁との協議・協力その他所轄庁との連携を行う。

（４）　立入検査（法第 16 条第１項後段）

ア　実施方法

こども家庭庁は、イの実施対象とした犯罪事実確認実施者等の事務所、学校等の施設、児童福祉事業を行う事業所、登録一時保護委託施設その他必要な場所に立ち入り、犯罪事実確認実施者等（当該犯罪事実確認実施者等の教員等その他の従事者を含む。）に対して犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問をし、又は帳簿、書類その他の物件を検査する。また、立入検査に加えて、こども家庭庁は、必要に応じて、学校等又は児童福祉事業の利用者等に対して任意の聴き取りを行う。

立入検査を行うこども家庭庁の職員は、法第 16 条第２項の規定に基づいて、別

紙２の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときには提示する。

なお、こども家庭庁において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用する方法で行うことが適当であると認める場合は、立入検査は当該方法により実施する。

イ　実施対象

こども家庭庁は、（１）の定期報告の内容又は（２）の犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容、通報等の内容、過去に実施した８の指導等又は９の是正命令の実施状況その他の事情を総合的に勘案し、必要であると認める場合、犯罪事実確認実施者等に対して立入検査を行う。

ウ　実施単位

立入検査は、原則として、犯罪事実確認実施者等の事業所等ごとに実施する。

ただし、当該犯罪事実確認実施者等が他の事業所等においても学校等の設置又は児童福祉事業を行っている場合であって、こども家庭庁において必要であると認めるときは、当該犯罪事実確認実施者等が運営する複数の事業所等を対象として実施する。

エ　実施体制

立入検査の実施に当たっては、こども家庭庁の職員２名以上による監督班を編成し、原則として、そのうち１名は参事官補佐又は専門官以上の職にある者を充てる。

オ　立入検査に係る事前準備

こども家庭庁は、立入検査を実施するに当たっては、あらかじめ次の（ア）から（ウ）までの対応を行う。

（ア）　原則として、対象となる犯罪事実確認実施者等に対して、立入検査を実施するに先立って、対象となる事業所等、実施日、立入検査を実施する職員の氏名その他必要な事項を通知する。ただし、個々の事案における立入検査の目的に照らして、事前にこれらの事項を通知することが不適当であると認める場合は、当該通知をせずに立入検査を実施する。

（イ）　立入検査を実施する職員は、過去の立入検査における指摘事項その他必要な事項について事前に検討し、立入検査の実効性を図る。

（ウ）　立入検査を実施する職員は、立入検査の実施に当たり必要な資料等（当該犯罪事実確認実施者等が行う学校等又は児童福祉事業の概要や事業所等・施設の図面等）がある場合には、原則として、犯罪事実確認実施者等に対してあらかじめ提出を求める。資料等の提出を求めるに際しては、当該要求が過大なものとならないよう配慮し、必要な資料等に限って提出を求めるよう努める。

カ　立入検査を拒む場合等

犯罪事実確認実施者等が立入検査を拒む場合等の法第 46 条第２号に該当する違反行為は罰則の対象とされている。

キ　こども家庭庁と所轄庁との連携

こども家庭庁は、立入検査の結果を踏まえ、犯罪事実確認実施者等において犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理がなされていない、若しくはなされていない可能性がある場合又は犯罪事実確認実施者等が法令等若しくは各業法に違反し、若しくは違反している可能性がある場合、必要に応じて、当該犯罪事実確認実施者等の所轄庁に対する情報・資料の提供（立入検査の結果の共有を含む。）、当該犯罪事実確認実施者等に対する対応に関する所轄庁との協議・協力その他所轄庁との連携を行う。

８　立入検査等の結果等を踏まえた指導等

こども家庭庁は、定期報告若しくは犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容又は報告徴収若しくは立入検査の結果その他の事情を踏まえて必要であると認める場合、犯罪事実確認実施者等に対して、助言、指導その他の行政手続法第２条第２号に規定する処分に該当しない行為（以下「指導等」という。）を行う。なお、指導等を行うことなく９の犯罪事実確認義務に違反した場合の公表又は是正命令を行うことは妨げられない。また、法第５条から第８条までに基づく措置（以下「安全確保措置」という。）に関しては、こども家庭庁による監督等の対象とはされていないが、犯罪事実確認実施者等が法に基づいて安全確保措置を講ずべき義務を負っていることから、こども家庭庁が指導等を行うことは妨げられない。

こども家庭庁が同法第２条第６号に規定する行政指導を行う場合、当該行政指導の趣旨（行政指導の対象となる事項を含む。）及び内容（犯罪事実確認実施者等に求める措置、当該措置を実施するための方法を含む。）並びに当該行政指導に係る責任者を、原則として文書により、具体的に示すものとする（行政手続法第 35 条第１項）。

こども家庭庁は、行政指導において犯罪事実確認実施者等に求める措置の実施状況について、当該犯罪事実確認実施者等に対して、期限を定めて報告を求めるほか、重要な事項に関しては必要に応じて当該犯罪事実確認実施者等における状況等を確認するため、再度当該犯罪事実確認実施者等に対して報告徴収、立入検査その他の措置を講ずる。

こども家庭庁は、指導等の結果を踏まえ、犯罪事実確認実施者等において犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理がなされていない、若しくはなされていない可能性がある場合又は犯罪事実確認実施者等が法令等若しくは各業法に違反し、若しくは違反している可能性がある場合、必要に応じて、当該犯罪事実確認実施者等の所轄庁に対する情報・資料の提供（指導等の結果の共有を含む。）、当該犯罪事実確認実施者等に対する対応に関する所轄庁との協議・協力その他所轄庁との連携を行う。

9　犯罪事実確認義務に違反した場合の公表、是正命令

こども家庭庁は、犯罪事実確認義務に違反したと認める犯罪事実確認実施者等に対して、法に基づき、（１）のとおり公表を行う。

また、犯罪事実確認記録等の適正な管理に係る義務に違反したと認める犯罪事実確認実施者等に対して、法に基づき、（２）のとおり、具体的な事案に応じて是正命令を行う。

なお、是正命令は行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分に該当するため、こども家庭庁は、行政手続法その他の法令を遵守して適正に行う。

（１）　犯罪事実確認義務に違反した場合の公表（法第 17 条、規則第 17 条）

こども家庭庁は、定期報告の内容又は報告徴収、立入検査若しくは指導等の結果その他の事情を踏まえ、犯罪事実確認実施者等が法第４条に定める犯罪事実確認を行うべき義務（いとま特例を適用した場合における同条第２項ただし書に従い必要な措置を講じる義務を含む。）に違反していると認めるときは、犯罪事実確認実施者等に係る次のアからクまでに掲げる事項をこども家庭庁のウェブサイトで公表する。

ア　氏名又は名称

イ　（法人の場合）代表者の氏名

ウ　住所又は所在地

エ　違反があった施設又は事業所の名称及び所在地

オ　違反があった学校設置者等の区分

カ　法第４条のいずれの規定に違反しているかの別

キ　違反の内容

ク　違反に係る教員等の数

なお、犯罪事実確認実施者等において犯罪事実確認義務違反が是正されたことが確認された場合には、こども家庭庁のウェブサイトでの公表を終了する。

（２）　是正命令（法第 18 条）

ア　是正命令の概要

こども家庭庁は、次の（ア）又は（イ）のいずれかの場合、当該犯罪事実確認実施者等に対して、当該違反を是正するために必要な措置（以下「是正措置」という）をとるべきことを命ずることができる。

（ア）　犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置を講じる義務（法第 11 条）に違反していると認める場合

（イ）　法第 13 条の報告が必要となる事態が生じた場合であって、犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認記録等を適正に管理する義務（法第 14 条）に違反していると認める場合

イ　是正命令の手順

（ア）　事前の是正の機会の付与

こども家庭庁は、犯罪事実確認実施者等からの犯罪事実確認記録等の漏え

い等の報告、通報等の内容又は報告徴収若しくは立入検査の結果その他の事情を踏まえ、犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置を講じる義務（法第 11 条）に違反していると認める場合又は法第 13 条の報告が必要となる事態が生じ、かつ、犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認記録等を適正に管理する義務（法第 14 条）に違反していると認める場合、是正命令を行うに先立ち、当該犯罪事実確認実施者等に対して、具体的な違反内容を特定した上で、是正措置及び当該是正措置を講ずることを求める合理的な期限を示し、犯罪事実確認実施者等による任意の是正を促す行政指導を行う（なお、既に上記の各違反に関し、８の指導等として犯罪事実確認実施者等による任意の是正を促す行政指導が行われている場合には、同旨の行政指導を再度行う必要はない。）。

ただし、（ウ）のとおり、是正命令を行うに先立って、当該行政指導を行わなければならないものではない。

（イ）　行政指導を行った場合における確認

こども家庭庁は、（ア）の行政指導を行った場合において、犯罪事実確認実施者等から是正措置を講じた旨の報告を受けたとき又は当該行政指導の際に示した期限の到来後に、当該是正措置の実施状況について、当該犯罪事実確認実施者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

（ウ）　弁明の機会の付与

こども家庭庁は、（イ）の確認によっても是正措置が講じられていないことと認める場合又は（ア）の行政指導を行わないが、是正命令を行うことが必要と認める場合、是正命令を行うに先立ち、犯罪事実確認実施者等に対して、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定に則り弁明の機会の付与（行政手続法第 13 条第１項第２号）を行う。

ただし、公益上、緊急に是正命令を発出する必要があり、弁明の機会の付与を行うことができない場合には、こども家庭庁は、犯罪事実確認実施者等に対して、弁明の機会の付与を行うことを要しない（行政手続法第 13 条第２項第１号）。

（エ）　是正命令の発出

こども家庭庁は、弁明の機会の付与を行った場合における犯罪事実確認実施者等による弁明の内容その他の事情を踏まえて必要と認める場合又は（ウ）ただし書に示す場合に該当することにより弁明の機会の付与を行わないが、是正命令を行うことが必要と認める場合、法第 18 条の規定に基づき、当該犯罪事実確認実施者等に対して、是正命令を行う。

なお、（ア）の行政指導が行われた場合においては、当該行政指導の後に（イ）の確認を待たずして緊急に是正命令を発出する必要が生じた場合その他特段

の事情がある場合を除き、（イ）により是正措置が犯罪事実確認実施者等により講じられなかったことが確認された後に是正命令を行うものとする。

（オ）　是正命令の方式

是正命令は文書で行うものとし、当該文書には次の事項を記載する。

① 処分日（発出日）、処分庁及び処分の名宛人

② 是正命令を行う理由（行政手続法第 14 条第１項）

③ 是正措置を講ずる期限

④ 当該是正措置を講じた場合にはその旨及び講じた是正措置の内容をこども家庭庁に報告すべき旨

⑤ 当該是正命令を受けた者からの犯罪事実確認書の交付申請については、当該是正措置が講じられたものと認めるまでの間は、犯罪事実確認書の交付を行わない旨（法第 35 条第３項）

⑥ 当該是正命令について不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第１項）

⑦ 当該是正命令について取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第１項第１号及び第２号）

（カ）　是正したことの確認

こども家庭庁は、是正命令により命じた是正措置の実施状況について、犯罪事実確認実施者等から是正措置を講じた旨の報告を受けたとき又は（オ）③の期限の到来後に、当該犯罪事実確認実施者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

10　所轄庁との連携

こども家庭庁は、法に基づき、犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理について、監督等を行う。

所轄庁は、各業法に基づき、犯罪事実確認の適切な実施及び安全確保措置について監督等を行うほか、犯罪事実確認記録等の適正な管理に関して、必要に応じて各業法に基づく処分等を行う。

上記のようなこども家庭庁及び所轄庁の役割を踏まえ、こども家庭庁は、次のアからオまでに掲げる情報について、可能かつ所轄庁の権限で実施される対応に必要と認める範囲で当該所轄庁に共有する。当該情報の共有は法のためにこども家庭庁が整備するシステムの活用その他適切な方法により行う。加えて、こども家庭庁は、この指針に記載のとおり、犯罪事実確認実施者等に対する対応に関する所轄庁との協議・協力その他所轄庁との連携（例えば、所轄庁が各業法に基づいて実施する立入検査及びこども家庭庁が法に基

づいて実施する立入検査を協同して実施するなど、必要に応じて所轄庁の権限で実施する対応を含む。）を行うなど、所轄庁との適切な協力関係の下で監督等を実施する。なお、情報の共有に当たっては、その具体的な範囲及び態様につき個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令に留意してこれを行う。

ア　定期報告により把握した犯罪事実確認実施者等における法に基づく措置の実施状況

イ　報告徴収又は立入検査の実施情報

ウ　法の違反の状況

エ　行政指導及び是正命令に係る状況

オ　その他こども家庭庁において把握した犯罪事実確認実施者等における法に基づく措置の実施状況

11　監督等結果の公表

こども家庭庁は、監督等の透明性の確保及び類似事案の再発防止等を図るため、個人情報及び犯罪事実確認実施者等の正当な利益に配慮しつつ、実施した監督等の結果について原則として毎年度１回、その概況等について公表する。

別紙１　犯罪事実確認実施者等に係る監督等の観点

※　「犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置」については、ガイドラインも参照。
※　国等に対する監督等については、以下の表中の第２の４のみが対象となる。

区分	犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置	監督等の観点
第１　犯罪事実確認		
１　犯罪事実確認の対象者	法第２条第４項の教員等に該当する者に対して、犯罪事実確認を行わなければならない（第４条）。	・　ガイドライン「Ⅲ．２．教員等（法第２条第４項関係）」で示されている「職種全体が対象になる」もの及び「職種の一部が対象になり得る」ものの分類や３要件（支配性・継続性・閉鎖性）の考え方に基づいて「教員等」に該当する者が適切に特定されているか。
２　犯罪事実確認の期限又は期間	次の①から③までの従事者の区分に応じて、法定の期限までに、又は法定の期間内に、犯罪事実確認を行わなければならない。 ①　新規採用等（法第４条第２項の規定（以下「いとま特例」という。）が適用される場合を除く。）：教員等としての本来の業務に従事させるまで（法第４条第１項） ②　施行時現職者（2029 年 12 月 24 日までの間に教員等としての本来の業務に従事しなくなった者を除く）：2029 年 12 月 24 日まで（法第４条第３項、令第４条） ③　確認済みの者：確認日の翌日から起算して５年を経過する日の属する年度の初日から末日まで（法第４条第４項）	・　教員等について、左記区分に応じて、法定の期限までに、又は法定の期間内に、犯罪事実確認を行っているか。
３　いとま特例	・　急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情により、	・　いとま特例の適用要件を充足しているか。

	・　教員等としての本来の業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、 ・　直ちにその者に当該業務を行わせなければ学校等又は児童福祉事業の運営に著しい支障が生ずるときは、 当該教員等についての犯罪事実確認は従事の日から３月以内（大規模な災害等、当該やむを得ない事情が規則第７条各号に掲げる場合にあっては６月以内）に行うことができる（法第４条第２項本文、令第３条並びに規則第６条及び第７条)。 ただし、犯罪事実確認を行うまでの間は、必要な措置（原則一対一にさせない等）を講じなければならない（法第４条第２項ただし書)。 いとま特例を適用し、犯罪事実確認を行う前に教員等としての本来の業務に従事させた者があるときは、やむを得ない事情（規則第６条各号）のいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならない(規則第 16 条第３項)。	・　いとま特例が適用される者について、教員等としての本来の業務に従事させた日から３月以内（規則第７条各号に掲げる場合にあっては６月以内）に犯罪事実確認を行っているか。 ・　いとま特例が適用される者について、講ずべき必要な措置（ガイドライン「Ⅵ．２．（３）②いとま特例が適用される場合の『必要な措置』」）を講じているか。 ・　規則第６条各号に掲げるやむを得ない事情のいずれかに該当することを証する書類等を保存しているか。
第２　情報管理措置		
１　犯罪事実確認記録等の適正な管理	犯罪事実確認記録等を適正に管理するために、①管理責任者を設置し、②情報管理規程を定め、これを遵守しなければならない（法第 11 条、規則第 12 条第１項から第３項まで、告示第 10 号)。 次の（ア）から（エ）までのそれぞれの期限までに犯罪事実確認記録等を	・　管理責任者を設置しているか。 ・　次の事項を記載した情報管理規程を遵守しているか。 ①　基本的事項 ②　組織的情報管理措置 ③　人的情報管理措置 ④　物理的情報管理措置 ⑤　技術的情報管理措置

	廃棄し及び消去しなければならない（法第 38 条）。 （ア）犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して５年を経過した日の属する年度の末日から起算して30日を経過する日まで （イ）従事者の離職の日から起算して30 日が経過する日まで （ウ）従事者を任命せず又は雇用しなかった場合において従事予定日として犯罪事実確認書の申請書に記載した日（交付の日が従事予定日より遅いときは当該交付の日）から起算して 30 日を経過する日まで （エ）学校設置者等に該当しなくなった日から起算して 30 日が経過する日まで	・　法第 38 条の規定に基づいて同条に定める期限までに犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しているか。
2　情報管理規程の変更の届出	情報管理規程に係る学校設置者等に係る事業において初めて交付申請を行う前に、原則としてこまもろうシステムを通じて、情報管理規程をこども家庭庁に提出しなければならない（規則第 12 条第４項）。 情報管理規程を変更しようとするときは、原則としてこまもろうシステムを通じて、あらかじめ、次の①から③までに掲げる事項をこども家庭庁に届け出なければならない（規則第 12 条第６項本文、第７項）。 ①　犯罪事実確認実施者等に係る次の情報 ・　氏名又は名称 ・　住所又は所在地 ・　（法人の場合）代表者の氏名 ②　新旧の対照を明示した変更の内容及び変更の理由	・　情報管理規程を変更しようとするときは、提出が不要とされる場合を除き、あらかじめ、こども家庭庁に届け出ているか。

	③　変更後の情報管理規程の実施予定日 ただし、情報管理規程の変更が以下の変更である場合には、届出書を提出する必要はない（規則第 12 条第６項ただし書）。 ・　情報管理措置の内容の実質的な変更を伴わないもの ・　情報管理措置の水準を維持する変更であって、具体的な手法の変更にとどまるもの ・　情報管理措置の水準を向上させる変更 施設等運営者がある場合、上記の情報管理規程の提出及び届出書の提出は、学校設置者等及び施設等運営者双方がその内容を確認し、合意した上で行わなければならない（規則第 12 条第５項、第８項）。	
３　目的外利用・第三者提供の禁止	次の①から⑥までに記載する場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない（法第 12 条）。 ①　都道府県の教育委員会が市町村の教育委員会に対して防止措置の実施に必要な限度において提供する場合 ②　犯罪事実確認書の交付を受けた学校設置者等又は施設等運営者が、他方の者に対して、犯罪事実確認及び防止措置の実施に必要な限度において提供する場合	・　左記の①から⑥までの場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供していないか。 ・　左記の秘密保持義務が遵守されているか。

	③　訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合 ④　情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合 ⑤　法第 16 条第１項の定める報告徴収又は立入検査に応じる場合 ⑥　児童福祉法又は認定こども園法の規定による報告、提出若しくは提示を求められ、又は質問若しくは検査に応じる場合 業務に関して知り得た特定性犯罪事実該当者である場合の犯罪事実確認書に記載された情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（法第 39 条）。	
4　漏えい等が生じた場合の対応	犯罪事実確認記録等の漏えい等の重大な事態が生じたときは、必要な事項を直ちにこども家庭庁に報告しなければならない（法第 13 条）。 次の①、②又は③に記載する事態が生じた場合、本人（犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報によって識別される特定の個人をいう。以下、同じ。）に対して、その旨を通知しなければならない（ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な通知に代わるべき措置をとるときを除く。）（規則第 14 条第４項）。 ①　特定性犯罪事実該当者である旨が記載された犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。②において同じ）の漏えい、滅失若し	・　犯罪事実確認記録等の漏えい等の重大な事態が生じた際、必要な事項がこども家庭庁に報告されているか。 ・　左記の①から③までの事態が生じた場合、当該事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において左記の①から⑤までの事項を本人に対して通知しているか。 ・　本人への通知が困難な場合には、本人の権利利益を保護するために必要な措置を講じているか。

	くは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態 ② 特定性犯罪事実該当者である旨が記載された犯罪事実確認記録等が法第 12 条の規定に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態 ③ 特定性犯罪事実関連情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（①に掲げるものを除く。） 上記通知を行う場合、当該事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次の①から⑤までに記載する事項を通知しなければならない（規則第 14 条第５項）。 ① 概要（発生日、発覚日、発生事案、発見者、施設等運営者がいる場合には当該施設等運営者、事実経過等） ② 漏えい等（上記に記載する、漏えい、滅失若しくは毀損又は第三者への提供をいう。）が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目 ③ 原因 ④ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 ⑤ その他の参考となる事項	
第３　その他		
１　帳簿の作成	規則第 16 条第１項第１号及び第２号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、保存しなければならない（法第 15 条第１項、規則第 15 条第１項）。	・ 左記のとおり帳簿を備え、保存しているか。

	当該帳簿は、定期報告に係る基準日（定期報告を行う年の４月 30 日）における状況について毎年度作成し、作成した日の翌日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない（法第 15 条第１項、規則第 15 条第２項及び第３項)。	

別紙２　こども性暴力防止法に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書

（第１面）

第　　号

こども性暴力防止法に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名

氏　　名

写
真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

こども家庭庁長官　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第 16 条第１項又は第 29 条第１項の規定により立入検査をする職権を有するものです。

（備考）

1. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
2. この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
3. 証明書は、新たに発行を受けたとき、転勤、退職等により資格を失ったときには、直ちに発行者に返納しなければならない。

（別添２）

こども性暴力防止法における認定事業者等に係る監督等の指針

１　趣旨

この指針は、法の規定に基づく認定事業者等に係る監督等について、こども家庭庁が準拠する事項を定めることにより、監督等の公正性及び透明性の向上を図ることを目的とするものである。

２　監督等の目的

監督等は、関係法令、ガイドライン及びこの指針に照らし、認定事業者等が講ずべき措置の実施状況を個別的に確認し、必要な助言若しくは指導、適合命令又は是正命令その他の措置を講ずること等により、認定事業者等が講ずべき措置が適正に実施されることを図り、もって教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等を確保することを目的とする。

３　用語の定義

この指針における用語の定義は、次に定めるところによるほか、関係法令に定めるところによる。

ア　「法」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）をいう。

イ　「令」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）をいう。

ウ　「規則」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第 104 号）をいう。

エ　「告示第 10 号」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（令和７年こども家庭庁告示第 10 号）をいう。

オ　「関係法令」とは、法、令及び規則並びにこれらに基づきこども家庭庁が定める告示をいう。

カ　「ガイドライン」とは、こども性暴力防止法施行ガイドライン（令和８年１月９日付こ支総第２号支援局長通知別添）をいう。

キ　「認定基準」とは、法第 20 条第１項各号（法第 21 条第３項において準用する場合を含む。）に掲げる基準をいう。

４　監督等の基本方針

（１）　監督等は、関係法令、ガイドライン及びこの指針を基本に、これまでの監督等の実績等を勘案し、厳正にかつ効果的に実施する。

（２）　監督等が画一的、形式的な実施に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、認定事業者等の問題解決を図り、認定事業者等が講ずべき措置の適正な実施を促すための具体的な助言又は指導を行う。

（３）　こども家庭庁は、監督等の事務の一部を事業者に委託して行わせる。ただし、行政処分等の公権力の行使に該当する行為については、こども家庭庁が自ら行う。

５　対象

この指針は、こども家庭庁が法に基づいて行う認定事業者等に係る監督等を対象とする。

６　監督等の観点

監督等は、別紙１「認定事業者等に係る監督等の観点」を踏まえて実施する。

ただし、こども家庭庁は、別紙１に掲げる事項以外のガイドラインにおいて取り組む必要性を示している事項その他の児童対象性暴力等の防止等に資すると認める事項についても、必要に応じて、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第２条第６号に規定する行政指導を行う。なお、国又は地方公共団体に対する行政指導については、同法の規定は適用されない（同法第４条第１項）。

７　定期報告の確認、犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認、報告徴収、立入検査

監督等のうち、定期報告の確認、犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認、報告徴収及び立入検査は、（１）から（４）までのとおり実施する。

（１）　定期報告の確認

ア　報告の有無の確認

こども家庭庁は、毎月、前月に定期報告の期限が到来している認定事業者等について、当該期限までに定期報告が実施されているか否かを確認する。

定期報告が実施されていない認定事業者等については、速やかに報告を実施するよう求める。

イ　報告内容の不備の確認

こども家庭庁は、法第 28 条第２項に基づいて認定事業者等が実施した定期報告について、関係法令で定める報告事項に照らして不備がないかを確認する。

報告内容に不備のある認定事業者等については、速やかに不備のない定期報告を実施するよう求める。

ウ　報告内容の確認

こども家庭庁は、定期報告で報告された内容を精査し、認定事業者等が講ずべき

措置が適切に講じられているか否かを確認する。

認定事業者等が講ずべき措置が適切に講じられていない疑いがある場合や報告内容に疑義がある場合等には、その内容に応じて、（３）の報告徴収、（４）の立入検査又は８の指導等を行う。

（２）　犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認

ア　漏えい等の報告（速報）の確認

こども家庭庁は、認定事業者等から法第 27 条第２項において準用する法第 13 条の規定に基づいて規則第 14 条第１項の報告（以下「速報」という。）があった場合、当該速報の内容を確認し、当該認定事業者等に対し、被害の拡大防止、原因究明、規則第 14 条第４項及び第５項の規定に基づく本人への通知等の対応について、必要に応じて８の指導等を行う。

イ　漏えい等の報告（確報）の確認

こども家庭庁は、認定事業者等から規則第 14 条第２項の報告（以下「確報」という。）があった場合は、当該確報の内容を確認する。

確報の内容を踏まえ、必要に応じて、８の指導等を行うほか、（３）の報告徴収又は（４）の立入検査を行う。

ウ　速報又は確報がされない場合の対応

こども家庭庁は、通報等により速報を行うことが必要な事態が生じているにもかかわらず認定事業者等が速報を行っていない事態が生じている可能性を把握した場合、必要に応じて（３）の報告徴収又は（４）の立入検査を行うほか、当該事態が法第 32 条第２項第５号に該当することを踏まえ、９（３）の「認定等の取消し」に記載する対応を行う。

また、こども家庭庁は、速報を行った認定事業者等が規則第 14 条第２項に定める期限までに確報を行っていない場合、直ちに当該認定事業者等に対して状況の確認を行い、確報を行うよう求めるとともに、必要に応じて（３）の報告徴収又は（４）の立入検査を行う。

（３）　報告徴収（法第 29 条第１項前段）

ア　実施方法

こども家庭庁は、イの実施計画に基づき、認定事業者等に対して、犯罪事実確認及びその他の安全確保措置の適切な実施並びに犯罪事実確認記録等の適正な管理を確保するために必要な限度において、犯罪事実確認及びその他の安全確保措置の実施状況並びに犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告又は資料の提出を、文書により、期限を定めて求める。

イ　実施計画

こども家庭庁は、各月の定期報告の件数等を勘案し、原則として毎月、報告徴収に係る実施計画を策定する。実施計画においては、報告徴収の対象となる認定事業

者等及び実施時期等を定めることとする。

ウ　実施対象

こども家庭庁は、（１）の定期報告の内容、（２）の犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容、通報等の内容、過去に実施した８の指導等又は９の適合命令若しくは是正命令の実施状況その他の事情を総合的に勘案し、必要であると認める場合、認定事業者等に対して報告徴収を行う。

エ　実施単位

報告徴収は、原則として、認定事業者等ごとに実施する。なお、事業運営者がある場合には、共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者の一方又は双方に対して実施する。

オ　報告徴収に応じない場合等

アで定めた期限までに認定事業者等が報告徴収に応じない場合等の法第 46 条第２号に該当する違反行為は罰則の対象とされている。

また、アで定めた期限までに認定事業者等が報告徴収に応じない場合等、法第 32 条第２項第６号に該当する場合、こども家庭庁は、９（３）の「認定等の取消し」に記載する対応を行う。

（４）　立入検査（法第 29 条第１項後段）

ア　実施方法

こども家庭庁は、イの実施対象とした認定事業者等の事務所、認定等事業を行う事業所その他必要な場所に立ち入り、認定事業者等（当該認定事業者等の教育保育等従事者その他の従事者を含む。）に対して犯罪事実確認及びその他の安全確保措置の実施状況並びに犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問をし、又は帳簿、書類その他の物件を検査する。また、立入検査に加えて、こども家庭庁は、必要に応じて、認定等事業の利用者等に対して任意の聴き取りを行う。

立入検査を行うこども家庭庁の職員は、法第 29 条第２項において準用する法第 16 条第２項の規定に基づいて、別紙２の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときには提示する。

なお、こども家庭庁において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用する方法で行うことが適当であると認める場合は、立入検査は当該方法により実施する。

イ　実施対象

こども家庭庁は、（１）の定期報告の内容、（２）の犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容、通報等の内容、過去に実施した８の指導等又は９の適合命令若しくは是正命令の実施状況その他の事情を総合的に勘案し、必要であると認める場合、認定事業者等に対して立入検査を行う。

ウ　実施単位

立入検査は、原則として、認定事業者等の事業所等ごとに実施する。

ただし、当該認定事業者等が他の事業所等においても認定等事業を行っている場合であって、こども家庭庁において必要であると認めるときは、当該認定事業者等が運営する複数の事業所等を対象として実施する。

エ　実施体制

立入検査の実施に当たっては、こども家庭庁の職員２名以上による監督班を編成し、原則として、そのうち１名は参事官補佐又は専門官以上の職にある者を充てる。

オ　立入検査に係る事前準備

こども家庭庁は、立入検査を実施するに当たっては、あらかじめ次の（ア）から（ウ）までの対応を行う。

（ア）　原則として、対象となる認定事業者等に対して、立入検査を実施するに先立って、対象となる事業所等、実施日、立入検査を実施する職員の氏名その他必要な事項を通知する。ただし、個々の事案における立入検査の目的に照らして、事前にこれらの事項を通知することが不適当であると認める場合は、当該通知をせずに立入検査を実施する。

（イ）　立入検査を実施する職員は、過去の立入検査における指摘事項その他必要な事項について事前に検討し、立入検査の実効性を図る。

（ウ）　立入検査を実施する職員は、立入検査の実施に当たり必要な資料等（当該認定事業者等が行う認定等事業の概要や事業所等・施設の図面等）がある場合には、原則として、認定事業者等に対してあらかじめ提出を求める。資料等の提出を求めるに際しては、当該要求が過大なものとならないよう配慮し、必要な資料等に限って提出を求めるよう努める。

カ　立入検査を拒む場合等

認定事業者等が立入検査を拒む場合等の法第 46 条第２号に該当する違反行為は罰則の対象とされている。

また、認定事業者等が立入検査を拒む場合等、法第 32 条第２項第６号に該当する場合、こども家庭庁は、９（３）の「認定等の取消し」に記載する対応を行う。

８　立入検査等の結果等を踏まえた指導等

こども家庭庁は、定期報告若しくは犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容又は報告徴収若しくは立入検査の結果その他の事情を踏まえて必要であると認める場合、認定事業者等に対して、助言、指導その他の行政手続法第２条第２号に規定する処分に該当しない行為（以下「指導等」という。）を行う。なお、指導等を行うことなく９の適合命令、是正命令又は認定等の取消しを行うことは妨げられない。

こども家庭庁が同法第２条第６号に規定する行政指導を行う場合、当該行政指導の趣

旨（行政指導の対象となる事項を含む。）及び内容（認定事業者等に求める措置、当該措置を実施するための方法を含む。）並びに当該行政指導に係る責任者を、原則として文書により、具体的に示すものとする（行政手続法第 35 条第１項）。

こども家庭庁は、行政指導において認定事業者等に求める措置の実施状況について、当該認定事業者等に対して、期限を定めて報告を求めるほか、重要な事項に関しては必要に応じて当該認定事業者等における状況等を確認するため、再度当該認定事業者等に対して報告徴収、立入検査その他の措置を講ずる。

9　適合命令、是正命令、認定等の取消し

こども家庭庁は、定期報告若しくは犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容又は報告徴収、立入検査若しくは指導等の結果その他の事情を踏まえ、認定事業者等に対して、法に基づき、（１）から（３）までのとおり、適合命令、是正命令又は認定等の取消しを行う。

なお、適合命令、是正命令及び認定等の取消しは行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分に該当するため、こども家庭庁は、行政手続法その他の法令を遵守して適正に行う。

（１）　適合命令（法第 30 条第１項）

ア　適合命令の概要

こども家庭庁は、認定事業者等が認定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業者等に対して、期限を定めて、当該認定基準に適合するために必要な措置（以下「適合措置」という。）をとるべきことを命ずることができる。

イ　適合命令の手順

（ア）　事前の適合の機会の付与

こども家庭庁は、定期報告若しくは犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告、通報等の内容又は報告徴収若しくは立入検査の結果その他の事情を踏まえ、認定事業者等が認定基準のいずれかに適合しなくなったと認める場合、適合命令を行うに先立ち、当該認定事業者等に対して、適合しなくなった認定基準を特定して当該不適合の内容を具体的に説明した上で、適合措置及び当該適合措置を講ずることを求める合理的な期限を示し、認定事業者等による任意の適合を促す行政指導を行う（なお、既に上記の不適合に関し、８の指導等として認定事業者等による任意の適合を促す行政指導が行われている場合には、同旨の行政指導を再度行う必要はない。）。

ただし、（ウ）のとおり、適合命令を行うに先立って、当該行政指導を行わなければならないものではない。

（イ）　行政指導を行った場合における確認

こども家庭庁は、（ア）の行政指導を行った場合において、認定事業者等から適合措置を講じた旨の報告を受けたとき又は当該行政指導の際に示した期限の到来後に、当該適合措置の実施状況について、当該認定事業者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

（ウ）　弁明の機会の付与

こども家庭庁は、（イ）の確認によっても認定事業者等が認定基準に適合していないと認める場合又は（ア）の行政指導を行わないが、適合命令を行うことが必要と認める場合、適合命令を行うに先立ち、認定事業者等に対して、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定に則り弁明の機会の付与（行政手続法第 13 条第１項第２号）を行う。

ただし、公益上、緊急に適合命令を発出する必要があり、弁明の機会の付与を行うことができない場合には、こども家庭庁は、認定事業者等に対して、弁明の機会の付与を行うことは要しない（行政手続法第 13 条第２項第１号）。

（エ）　適合命令の発出

こども家庭庁は、弁明の機会の付与を行った場合における認定事業者等による弁明の内容その他の事情を踏まえて必要と認める場合又は（ウ）ただし書に示す場合に該当することにより弁明の機会の付与を行わないが、適合命令を行うことが必要と認める場合、法第 30 条第１項の規定に基づき、当該認定事業者等に対して、適合命令を行う。

なお、（ア）の行政指導が行われた場合においては、当該行政指導の後に（イ）の確認を待たずして緊急に適合命令を発出する必要が生じた場合その他特段の事情がある場合を除き、（イ）により適合措置が認定事業者等により講じられなかったことが確認された後に適合命令を行うものとする。

（オ）　適合命令の方式

適合命令は文書で行うものとし、当該文書には次の事項を記載する。ただし、⑥については、認定基準のうち法第 20 条第１項第６号に係る適合命令の場合に限る。

① 処分日（発出日）、処分庁及び処分の名宛人
② 適合命令を行う理由（行政手続法第 14 条第１項）
③ 適合措置を講ずる期限
④ 当該適合措置を講じた場合にはその旨及び講じた適合措置の内容をこども家庭庁に報告すべき旨
⑤ 当該適合命令に違反した場合は認定等が取り消される旨（法第 32 条第１項第４号）
⑥ 認定基準のうち法第 20 条第１項第６号に係る適合命令においては、当該適合命令を受けた者からの犯罪事実確認書の交付申請については、

当該適合措置が講じられたものと認めるまでの間は、犯罪事実確認書の交付を行わない旨（法第 35 条第３項）

⑦ 当該適合命令について不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第１項）

⑧ 当該適合命令について取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第１項第１号及び第２号）

（カ） 実施状況の確認

こども家庭庁は、適合命令により命じた適合措置の実施状況について、認定事業者等から適合措置を講じた旨の報告を受けたとき又は（オ）③の期限の到来後に、当該認定事業者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

（２） 是正命令（法第 30 条第２項）

ア 是正命令の概要

こども家庭庁は、法第 27 条第２項において準用する法第 13 条の報告が必要となる事態が生じた場合であって、認定事業者等が犯罪事実確認記録等を適正に管理する義務（法第 27 条第１項）に違反していると認めるときは、当該認定事業者等に対して、当該違反を是正するために必要な措置（以下「是正措置」という。）をとるべきことを命ずることができる。

イ 是正命令の手順

（ア） 事前の是正の機会の付与

こども家庭庁は、認定事業者等からの犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告、通報等の内容又は報告徴収若しくは立入検査の結果その他の事情を踏まえ、法第 27 条第２項において準用する法第 13 条の報告が必要となる事態が生じ、かつ、認定事業者等が犯罪事実確認記録等を適正に管理する義務（法第 27 条第１項）に違反していると認める場合、是正命令を行うに先立ち、当該認定事業者等に対して、具体的な違反内容を特定した上で、是正措置及び当該是正措置を講ずることを求める合理的な期限を示し、認定事業者等による任意の是正を促す行政指導を行う（なお、既に上記の違反に関し、８の指導等として認定事業者等による任意の是正を促す行政指導が行われている場合には、同旨の行政指導を再度行う必要はない。）。

ただし、（ウ）のとおり、是正命令を行うに先立って、当該行政指導を行わなければならないものではない。

（イ） 行政指導を行った場合における確認

こども家庭庁は、（ア）の行政指導を行った場合において、認定事業者等か

ら是正措置を講じた旨の報告を受けたとき又は当該行政指導の際に示した期限の到来後に、当該是正措置の実施状況について、当該認定事業者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

（ウ）　弁明の機会の付与

こども家庭庁は、（イ）の確認によっても是正措置が講じられていないことと認める場合又は（ア）の行政指導を行わないが、是正命令を行うことが必要と認める場合、是正命令を行うに先立ち、認定事業者等に対して、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定に則り弁明の機会の付与（行政手続法第 13 条第１項第２号）を行う。

ただし、公益上、緊急に是正命令を発出する必要があり、弁明の機会の付与を行うことができない場合には、こども家庭庁は、認定事業者等に対して、弁明の機会の付与を行うことを要しない（行政手続法第 13 条第２項第１号）。

（エ）　是正命令の発出

こども家庭庁は、弁明の機会の付与を行った場合における認定事業者等による弁明の内容その他の事情を踏まえて必要と認める場合又は（ウ）ただし書に示す場合に該当することにより弁明の機会の付与を行わないが、是正命令を行うことが必要と認める場合、法第 30 条第２項の規定に基づき、当該認定事業者等に対して、是正命令を行う。

なお、（ア）の行政指導が行われた場合においては、当該行政指導の後に（イ）の確認を待たずして緊急に是正命令を発出する必要が生じた場合その他特段の事情がある場合を除き、（イ）により是正措置が認定事業者等により講じられなかったことが確認された後に是正命令を行うものとする。

（オ）　是正命令の方式

是正命令は文書で行うものとし、当該文書には次の事項を記載する。

① 処分日（発出日）、処分庁及び処分の名宛人
② 是正命令を行う理由（行政手続法第 14 条第１項）
③ 是正措置を講ずる期限
④ 当該是正措置を講じた場合にはその旨及び講じた是正措置の内容をこども家庭庁に報告すべき旨
⑤ 当該是正命令に違反した場合は認定等が取り消される旨（法第 32 条第１項第４号）
⑥ 当該是正命令を受けた者からの犯罪事実確認書の交付申請については、当該是正措置が講じられたものと認めるまでの間は、犯罪事実確認書の交付を行わない旨（法第 35 条第３項）
⑦ 当該是正命令について不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間（行政不

服審査法第 82 条第１項）

⑧　当該是正命令について取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法第 46 条第１項第１号及び第２号）

（カ）　是正したことの確認

こども家庭庁は、是正命令により命じた是正措置の実施状況について、認定事業者等から是正措置を講じた旨の報告を受けたとき又は（オ）③の期限の到来後に、当該認定事業者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

（３）　認定等の取消し（法第 32 条）

ア　認定等の取消しの概要

こども家庭庁は、認定事業者等が法第 32 条第１項各号のいずれかの事由（以下「必要的取消事由」という。）に該当する場合、当該認定事業者等の認定等を取り消す（以下「必要的取消し」という。）。

また、認定事業者等が同条第２項各号のいずれかの事由（以下「裁量的取消事由」という。）に該当する場合、当該認定事業者等の認定等を取り消すことができる（以下「裁量的取消し」という。）。

イ　認定等の取消しの手順

こども家庭庁は、定期報告、犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告、通報等の内容又は報告徴収、立入検査若しくは指導等の結果その他の事情を踏まえ、認定事業者等が必要的取消事由に該当すると認める場合には（ウ）から（オ）までに示す対応を行い、裁量的取消事由に該当すると認める場合には（ア）から（オ）までに示す対応を行う。

（ア）　事前の解消の機会の付与

こども家庭庁は、認定事業者等が裁量的取消事由のいずれかに該当すると認める場合、裁量的取消しを行うに先立ち、当該認定事業者等に対して、いずれの裁量的取消事由に該当するかを特定した上で、当該裁量的取消事由に該当する状況を解消するために必要な措置及び当該措置を講ずることを求める合理的な期限を示し、認定事業者等による任意の解消を促す行政指導を行うものとする（ただし、当該状況の解消が見込まれない場合を除く。なお、８の指導等として認定事業者等による任意の解消を促す行政指導が行われている場合には、同旨の行政指導を再度行う必要はない。）。

ただし、（ウ）のとおり、裁量的取消しを行うに先立って、当該行政指導を行わなければならないものではない。

（イ）　行政指導を行った場合における確認

こども家庭庁は、（ア）の行政指導を行った場合において、認定事業者等から裁量的取消事由に該当する状況を解消するために必要な措置を講じた旨の

報告を受けたとき又は当該行政指導の際に示した期限の到来後に、当該措置の実施状況について、当該認定事業者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

（ウ）　聴聞

こども家庭庁は、認定事業者等が必要的取消事由に該当すると認める場合又は裁量的取消事由に該当すると認める認定事業者等が（イ）の確認によっても引き続き裁量的取消事由に該当すると認めるとき若しくは（ア）の行政指導を行わないが、裁量的取消しを行うことが必要と認める場合、認定等の取消しを行うに先立ち、認定事業者等に対して、行政手続法第 15 条から第 27 条までの規定に則り聴聞（行政手続法第 13 条第１項第１号）を行う。

ただし、公益上、緊急に認定等の取消しを行う必要があり、聴聞を行うことができない場合や必要的取消事由のうち法第 32 条第１項第２号に定める事由（法第 20 条第２項第２号又は第３号（これらの規定を法第 21 条第３項において準用する場合を含む。）に掲げる者に該当することとなったとき）に該当することが客観的な資料により直接証明され、当該事由に基づき必要的取消しを行う場合には、こども家庭庁は、認定事業者等に対して、聴聞を行うことを要しない（行政手続法第 13 条第２項第１号及び第２号）。

（エ）　認定等の取消し

こども家庭庁は、聴聞を行った場合における聴聞の結果その他の事情を踏まえて必要と認める場合又は（ウ）ただし書に示す場合に該当することにより聴聞を行わないが、認定等の取消しを行うことが必要と認める場合、法第 32 条第１項又は第２項の規定に基づき、当該認定事業者等に対して、認定等の取消しを行う。

この際、裁量的取消しを行うか否かは、事案の重大性や悪質性、故意の有無、過失の程度、違反状態の継続期間、過去にも同じ違反状態を繰り返しているか否か等を総合的に勘案した上で判断する。

なお、（ア）の行政指導が行われた場合において、当該行政指導の後に（イ）の確認を待たずして緊急に裁量的取消しを行う必要が生じた場合その他特段の事情がある場合を除き、（イ）により裁量的取消事由に該当する状況を解消するために必要な措置が認定事業者等により講じられなかったことが確認された後に裁量的取消しを行うものとする。

（オ）　認定等の取消しの方式

認定等の取消しは文書で行うものとし、当該文書には次の事項を記載する。

①　処分日（発出日）、処分庁及び処分の名宛人

②　取消しの対象となる認定等

③　認定等の取消しを行う理由（行政手続法第 14 条第１項）

④　当該認定等の取消しについて不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間（行政不服審査法第 82 条第１項）

⑤　当該認定等の取消しについて取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法第 46 条第１項第１号及び第２号）

ウ　認定等の取消しの公表（法第 32 条第 3 項）

こども家庭庁は、認定事業者等の認定等の取消しをしたときは、その旨をこども家庭庁のウェブサイトで公表する。当該認定等の取消しの理由が犯罪事実確認義務違反（法第 32 条第１項第３号）である場合、こども家庭庁は、次の（ア）から（カ）までに掲げる事項を公表する。

（ア）　認定事業者等の氏名又は名称、住所又は所在地、代表者の氏名（法人の場合）

（イ）　違反のあった事業所等の名称及び所在地

（ウ）　違反のあった対象事業種別（民間教育事業、認可外保育事業等の別など）

（エ）　違反に係る法令の条項

（オ）　違反内容

（カ）　違反に係る対象業務従事者の数

10　所轄庁との連携

認定事業者等に係る監督等は、一義的にはこども家庭庁が行うが、当該認定事業者等が行う事業の所轄庁がある場合、こども家庭庁は、次のアからオまでに掲げる情報について、可能かつ当該所轄庁の権限で実施される対応に必要と認める範囲で当該所轄庁に共有する。当該情報の共有は法のためにこども家庭庁が整備するシステムの活用その他適切な方法により行う。こども家庭庁が行う監督等は、必要に応じて所轄庁の権限で実施する対応と連携する（例えば、所轄庁が立入検査を行う権限を有している場合に当該立入検査とこども家庭庁が法に基づいて実施する立入検査を協同して実施する等）など、所轄庁との適切な協力関係の下で実施する。なお、情報の共有に当たっては、その具体的な範囲及び態様につき個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令に留意してこれを行う。

ア　定期報告により把握した認定事業者等における法に基づく措置の実施状況

イ　報告徴収又は立入検査の実施情報

ウ　法の違反の状況

エ　行政指導、適合命令、是正命令及び認定取消しに係る状況

オ　その他こども家庭庁において把握した認定事業者等における法に基づく措置の実施状況

11　監督等結果の公表

こども家庭庁は、監督等の透明性の確保及び類似事案の再発防止等を図るため、個人情報及び認定事業者等の正当な利益に配慮しつつ、実施した監督等の結果について原則として毎年度１回、その概況等について公表する。

別紙１　認定事業者等に係る監督等の観点

※　「認定事業者等が講ずべき措置」については、ガイドラインも参照。

区分	認定事業者等が講ずべき措置	監督等の観点
第１　犯罪事実確認		
１　犯罪事実確認の対象者	法第２条第６項の教育保育等従事者に該当する者に対して、犯罪事実確認を行わなければならない（法第 26 条第１項、第２項、第３項及び第６項）。	・　ガイドライン「Ⅲ．４．教育保育等従事者（法第２条第６項関係）」で示されている「職種全体が対象になる」もの及び「職種の一部が対象になり得る」ものの分類や３要件（支配性・継続性・閉鎖性）の考え方に基づいて「教育保育等従事者」に該当する者が適切に特定されているか。
２　犯罪事実確認の期限又は期間	次の①から③までの従事者の区分に応じて、法定の期限までに、又は法定の期間内に、犯罪事実確認を行わなければならない。 ①　新規採用等（法第 26 条第２項の規定（以下「いとま特例」という。）が適用される場合を除く。）：教育保育等従事者としての業務に従事させるまで（法第 26 条第１項） ②　認定時現職者（認定等の日から１年を経過する日までの間に教育保育等従事者としての業務に従事しなくなった者を除く）：認定等の日から起算して１年を経過する日まで（法第 26 条第３項、令第６条） ③　確認済みの者：確認日の翌日から起算して５年を経過する日の属する年度の初日から末日まで（法第 26 条第６項）	・　教育保育等従事者について、左記区分に応じて、法定の期限までに、又は法定の期間内に、犯罪事実確認を行っているか。
３　いとま特例	・　急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情により、	・　いとま特例の適用要件を充足しているか。

	・　教育保育等従事者としての業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、 ・　直ちにその者に当該業務を行わせなければ認定等事業の運営に著しい支障が生ずるときは、 当該教育保育等従事者についての犯罪事実確認は従事の日から３月以内（大規模な災害等、当該やむを得ない事情が規則第 26 条各号に掲げる場合にあっては６月以内）に行うことができる（法第 26 条第２項本文、令第５条並びに規則第 25 条及び第 26 条）。 ただし、犯罪事実確認を行うまでの間は、必要な措置（原則一対一にさせない等）を講じなければならない（法第 26 条第２項ただし書）。 いとま特例を適用し、犯罪事実確認を行う前に教育保育等従事者としての業務に従事させた者があるときは、やむを得ない事情（規則第 25 条各号）のいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならない（規則第 29 条第３項）。	・　いとま特例が適用される者について、教育保育等従事者としての業務に従事させた日から３月以内（規則第 26 条各号に掲げる場合にあっては６月以内）に犯罪事実確認を行っているか。 ・　いとま特例が適用される者について、講ずべき必要な措置（ガイドライン「Ⅵ．２．（３）②いとま特例が適用される場合の『必要な措置』」）を講じているか。 ・　規則第 25 条各号に掲げるやむを得ない事情のいずれかに該当することを証する書類等を保存しているか。
４　体制整備	犯罪事実確認を適切に実施するための体制として、次の①から④までの措置の適切な実施を確保するための責任者を選任しなければならない（法第 20 条第１項第１号、規則第 19 条第１項）。 ①　犯罪事実確認を計画的かつ適切に実施するための業務の管理 ②　教育保育等従事者に対する犯罪事実確認の必要性、対象及び手続等の事項に係る事前の通知	・　犯罪事実確認を適切に実施するための体制として、左記の①から④までの措置の適切な実施を確保するための責任者を選任しているか。

	③　交付を受けた犯罪事実確認書の確認 ④　いとま特例の適用により犯罪事実確認を行う前に教育保育等従事者としての業務に従事させる者がある場合には、次の措置 ・　いとま特例を適用した場合に講ずべき必要な措置について当該者に対して書面により説明すること ・　いとま特例に関する「やむを得ない事情」のいずれかに該当することを証する書類等を保存すること	
第２　その他の安全確保措置		
１　早期把握	次の①から③までの早期把握のための措置を行わなければならない（法第20条第１項第２号、規則第８条）。 ①　児童等に対する日常観察 ②　児童等の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケート ③　児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応ルールの策定及び周知	・　児童等に対する日常的な観察を実施しているか。 ・　児童等の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケートを実施しているか。 ・　児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応に関するルールを定め、教育保育等従事者、児童等及び児童等の保護者へ周知しているか。
２　相談	次の①及び②の相談体制の整備に関する措置を行わなければならない（法第20条第１項第３号、規則第９条）。 ①　認定事業者等における相談員の選任又は相談窓口の設置及び周知 ②　児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口の周知	・　認定事業者等において、相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、児童等及び児童等の保護者へ周知しているか。 ・　児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、児童等及び児童等の保護者へ周知しているか。

3　研修	児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるため、次の①及び②を満たす研修を教育保育等従事者に受講させなければならない（法第 20 条第１項第５号、規則第 19 条第３項）。 ① 座学及び演習を組み合わせること。 ② 規則第 19 条第３項各号に定める研修事項を含むこと。	・ 教育保育等従事者に対し、規則第 19 条第３項各号に定める研修事項を対象として、座学及び演習を組み合わせる態様で研修を実施しているか。
4　調査	教育保育等従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を行わなければならない（法第 20 条第１項第４号ロ）。 調査に当たっては、次の①から③までに掲げる方法により行う（規則第 19 条第２項第２号、第 10 条）。 ① 児童等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと。 ② 児童対象性暴力等を行った疑いがある教育保育等従事者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に行うこと。 ③ 事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で行うこと。	・ 教育保育等従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を実施しているか。 ・ 児童等の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して調査を行っているか。 ・ 児童対象性暴力等を行った疑いがある教育保育等従事者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っているか。 ・ 調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っているか。
5　保護・支援	児童等が教育保育等従事者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その児童等の保護及び支援のための措置を行わなければならない（法第 20 条第１項第４号ハ）。	・ 児童等が教育保育等従事者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その児童等の保護及び支援のための措置を実施しているか。

	保護及び支援に当たっては、被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的として、次の①から③までに掲げる方法により行う（規則第19条第２項第２号、第11条）。 ① 被害児童等と当該教育保育等従事者の接触を回避すること。 ② 事案の内容等に応じた支援機関等の情報を被害児童等に提供すること。 ③ 被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。	・ 保護及び支援のための措置は、被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的としているか。 ・ 児童等が教育保育等従事者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害児童等と当該児童対象性暴力等を行ったと認定事業者等が認める教育保育等従事者との接触を回避しているか。 ・ 児童等が教育保育等従事者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害児童等に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情報を提供しているか。 ・ 児童等が教育保育等従事者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応しているか。
６　防止措置	教育保育等従事者により、児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、当該教育保育等従事者を教育保育等従事者としての業務に従事させない等の必要な措置を講じなければならない（法第20条第１項第４号イ、規則第19条第２項第１号）。 上記必要な措置として、具体的には、次の①から④までに掲げる「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じて、それぞれ適切な防止措置を実施しなければならない。	・ 早期把握に係る措置及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報がある場合、当該情報について適切な事実確認等を行った上で防止措置を講じているか。 ・ 左記の「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じた防止措置が講じられているか。

	① 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であった場合：原則、教育保育等従事者としての業務に従事させない。 ② 児童等又は児童等の保護者から、教育保育等従事者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合：被害が疑われる児童等と加害が疑われる教育保育等従事者の接触を回避する。 ③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合：原則、教育保育等従事者としての業務に従事させない。 ④ 調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合：初回かつ軽微な場合は指導や研修受講命令を行うなど、段階的に対応する。指導にかかわらず同様の行為を繰り返す場合又は重大な不適切行為である場合には、③に準じた対応を行う。	
7 児童対象性暴力等対処規程の遵守及び変更の届出	法第 20 条第１項第４号イからハまでに掲げる措置（「４調査」、「５保護・支援」及び「６防止措置」）を定めた児童対象性暴力等対処規程を作成し、これを遵守しなければならない(法第20条第１項第４号、第25条、規則第19条第２項)。 児童対象性暴力等対処規程を変更しようとするときは、原則としてこまもろうシステムを通じて、あらかじめ、次の①から④までに掲げる事項をこども家庭庁に届け出なければならない（法第24条第３項、規則第24条第１項及び第２項、第23条第３項)。 ① 認定事業者等に係る次の情報	・ ４から６までの措置について、児童対象性暴力等対処規程を遵守しているか。 ・ 児童対象性暴力等対処規程を変更しようとするときは、提出が不要とされる場合を除き、あらかじめ、こども家庭庁に届け出ているか。

	・　氏名又は名称 ・　住所又は所在地 ・　（法人の場合）代表者の氏名 ② 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分 ③ 新旧の対照を明示した変更の内容及び変更の理由 ④ 変更後の児童対象性暴力等対処規程の実施予定日 ただし、児童対象性暴力等対処規程の変更が以下の変更である場合には、届出書を提出する必要はない（規則第 24 条第３項）。 ・　法第 20 条第１項第４号により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている内容の実質的な変更を伴わないもの ・　法第 20 条第１項第４号により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項以外の変更 共同認定である場合、上記の届出書の提出は、認定事業者等及びもう一方の事業者双方がその内容を確認し、合意した上で行わなければならない（規則第 24 条第２項、第 23 条第４項）。	
第３　情報管理措置		
１　犯罪事実確認記録等の適正な管理	犯罪事実確認記録等を適正に管理するために、①管理責任者を設置し、②情報管理規程を定め、これを遵守し、③民間教育保育等事業者の事業に従事する者を２名以上置かなければならない（法第 20 条第１項第６号、規則第 12 条第１項から第３項まで、告示第 10 号）。	・　管理責任者を設置しているか。 ・　次の事項を記載した情報管理規程を遵守しているか。 ①　基本的事項 ②　組織的情報管理措置 ③　人的情報管理措置 ④　物理的情報管理措置 ⑤　技術的情報管理措置

	次の（ア）から（エ）までのそれぞれの期限までに犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければならない（法第 38 条）。 （ア）犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して５年を経過した日の属する年度の末日から起算して30日を経過する日まで （イ）従事者の離職の日から起算して30 日が経過する日まで （ウ）従事者を任命せず又は雇用しなかった場合において従事予定日として犯罪事実確認書の申請書に記載した日（交付の日が従事予定日より遅いときは当該交付の日）から起算して 30 日を経過する日まで （エ）認定事業者等に該当しなくなった日から起算して 30 日が経過する日まで	・ 民間教育保育等事業者の事業に従事する者を２名以上置いているか。 ・ 法第 38 条の規定に基づいて同条に定める期限までに犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しているか。
２ 情報管理規程の変更の届出	情報管理規程を変更しようとするときは、原則としてこまもろうシステムを通じて、あらかじめ、次の①から④までに掲げる事項をこども家庭庁に届け出なければならない（法第 24 条第３項、規則第 24 条第１項及び第２項、第 23 条第３項）。 ① 認定事業者等に係る次の情報 ・ 氏名又は名称 ・ 住所又は所在地 ・ （法人の場合）代表者の氏名 ② 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分 ③ 新旧の対照を明示した変更の内容及び変更の理由 ④ 変更後の情報管理規程の実施予定日	・ 情報管理規程を変更しようとするときは、提出が不要とされる場合を除き、あらかじめ、こども家庭庁に届け出ているか。

	ただし、情報管理規程の変更が以下の変更である場合には、届出書を提出する必要はない（法第 24 条第３項ただし書、規則第 24 条第３項)。 ・　情報管理措置の内容の実質的な変更を伴わないもの ・　情報管理措置の水準を維持する変更であって、具体的な手法の変更にとどまるもの ・　情報管理措置の水準を向上させる変更 共同認定である場合、上記の届出書の提出は、認定事業者等及びもう一方の事業者双方がその内容を確認し、合意した上で行わなければならない（規則第 24 条第２項、第 23 条第４項)。	
３　目的外利用・第三者提供の禁止	次の①から④までに記載する場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは児童対象性暴力等対処規程に定める防止措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない(法第27条第２項、第12条)。 ①　共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者との間で、犯罪事実確認及び児童対象性暴力等対処規程に定める防止措置の実施に必要な限度において提供する場合 ②　訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合 ③　情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合 ④　法第 29 条第１項の定める報告徴収又は立入検査に応じる場合	・　左記の①から④までの場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは児童対象性暴力等対処規程に定める防止措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供していないか。 ・　左記の秘密保持義務が遵守されているか。

	業務に関して知り得た特定性犯罪事実該当者である場合の犯罪事実確認書に記載された情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（法第 39 条）。	
4　漏えい等が生じた場合の対応	犯罪事実確認記録等の漏えい等の重大な事態が生じたときは、必要な事項を直ちにこども家庭庁に報告しなければならない（法第 27 条第２項、第 13 条）。 次の①、②又は③に記載する事態が生じた場合、本人（犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報によって識別される特定の個人をいう。以下、同じ。）に対して、その旨を通知しなければならない（ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な通知に代わるべき措置をとるときを除く。）（規則第 14 条第４項）。 ① 特定性犯罪事実該当者である旨が記載された犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。②において同じ）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態 ② 特定性犯罪事実該当者である旨が記載された犯罪事実確認記録等が法第 27 条第２項の規定により読み替えて適用される法第 12 条の規定に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態 ③ 特定性犯罪事実関連情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、	・ 犯罪事実確認記録等の漏えい等の重大な事態が生じた際、必要な事項がこども家庭庁に報告されているか。 ・ 左記の①から③までの事態が生じた場合、当該事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において左記の①から⑤までの事項を本人に対して通知しているか。 ・ 本人への通知が困難な場合には、本人の権利利益を保護するために必要な措置を講じているか。

	又は発生したおそれがある事態（①に掲げるものを除く。） 上記通知を行う場合、当該事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次の①から⑤までに記載する事項を通知しなければならない（規則第 14 条第５項）。 ① 概要（発生日、発覚日、発生事案、発見者、共同認定である場合のもう一方の事業者、事実経過等） ② 漏えい等（上記に記載する、漏えい、滅失若しくは毀損又は第三者への提供をいう。）が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目 ③ 原因 ④ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 ⑤ その他の参考となる事項	
第４　その他		
１　帳簿の作成	規則第 29 条第１項第１号及び第２号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、保存しなければならない（法第 28 条第１項、規則第 28 条第１項）。 当該帳簿は、定期報告に係る基準日（認定等を受けた日から１年が経過する日の前日及びその後毎年同日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その前日）の属する月の前月の初日）における状況について毎年度作成し、作成した日の翌日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない（法第 28 条第１項、規則第 28 条第２	・ 左記のとおり帳簿を備え、保存しているか。

	項並びに規則第 15 条第２項及び第３項)。	
２　法第22条各号に掲げる事項の変更の届出	法第 22 条各号に掲げる事項を変更する場合、あらかじめ、その旨をこども家庭庁に届け出なければならない（法第 24 条第１項、規則第 23 条)。	・　法第 22 条各号に掲げる事項を変更する場合に、あらかじめ、その旨をこども家庭庁に届け出ているか。
３　廃止の届出	認定等事業を廃止しようとする場合、あらかじめ、その旨及び廃止しようとする日をこども家庭庁に届け出なければならない（法第 31 条第１項、規則第 30 条)。	・　認定等事業を廃止しようとする場合、あらかじめ、その旨及び廃止しようとする日をこども家庭庁に届け出ているか。

別紙２　こども性暴力防止法に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書

（第１面）

第　　号

こども性暴力防止法に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名

氏　　名

写
真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

こども家庭庁長官　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第 16 条第１項又は第 29 条第１項の規定により立入検査をする職権を有するものです。

（備考）

1. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
2. この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
3. 証明書は、新たに発行を受けたとき、転勤、退職等により資格を失ったときには、直ちに発行者に返納しなければならない。

こども性暴力防止法の施行に向けて、こども家庭庁が「監督等指針」を策定したことを受け、所轄庁における学校設置者の監督や民間教育保育等事業の事業者に対する対応に当たり、留意いただきたい点を整理しましたのでお知らせいたします。

８文科教第1072号
令和８年10月１日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
構造改革特別区域法第１２条第１項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長　　殿
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する公立大学法人の長
文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
淵上　孝

文部科学省初等中等教育局長
茂里　毅

文部科学省高等教育局長
合田　哲雄

スポーツ庁次長
先﨑　卓歩

文化庁次長
小林　万里子

こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等及び認定事業者等に対する監督等について（通知）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）は本年 12 月 25 日に施行されます。施行に向け、事業者におけるこども性暴力防止法の確実な実施の徹底

を図ることが重要であるところ、こども家庭庁において、同法に基づき、こども家庭庁が学校設置者等及び認定事業者等に対して実施する監督に関する指針（以下「監督等指針」という。）が策定されたところです（別添１）。監督等指針に沿って、犯罪事実確認義務に違反した場合の名称等の公表や、報告徴収・立入検査等のこども性暴力防止法に基づく各種措置が行われます。

また、こども性暴力防止法施行ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）「Ⅸ. 監督等」に記載のとおり、所轄庁（別紙１の施設類型に対応するこども性暴力防止法における所轄庁をいう。以下同じ。）においても、犯罪事実確認及びその他の安全確保措置の実施状況を把握し、監督（学校教育法（こども性暴力防止法による改正後のものをいう。以下同じ。）第 12 条の 2 等の関係法令の規定を踏まえて所轄庁が行う学校等への指導助言や処分等をいう。以下同じ。）を行うことになっています（こども家庭庁と所轄庁の役割分担等については、別紙１・２参照）。さらに、こども家庭庁においてこども性暴力防止法に関する周知用の資料や動画を作成しているところ、文部科学省において主なものをまとめました。

これらを踏まえ、各所轄庁等において留意いただきたい事項を下記のとおり整理しましたので、こども性暴力防止法の確実な実施と性暴力防止の徹底に向けた取組をお願いいたします。

下記のことにつきまして、都道府県教育委員会教育長等におかれましては、下表のとおり周知をお願いします。

なお、本通知はこども家庭庁と協議済みであることを申し添えます。

記

１．こども性暴力防止法の施行に向けた所轄庁における対応について

性暴力防止が図られるよう、改めて学校設置者へのこども性暴力防止法の周知徹底を図ること。

いずれの学校設置者においても、こども性暴力防止法における各種措置が履行されるよう、監督を徹底すること。その方法については、２及び３の記載事項を踏まえつつ、各学校等の実情や法令の規定等を踏まえて対応いただきたいこと。なお、今後、こども家庭庁から同法に係る施行状況の調査が行われ、学校設置者における取組状況等を把握することが予定されているため、予めご承知いただきたいこと。

２．私立学校の所轄庁における対応について

法に基づく措置として、学校設置者にはそれぞれ①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置（早期把握、相談、研修、調査、保護・支援、防止措置をいう。以下同じ。）及び③情報管理措置が求められるが、①犯罪事実確認及び②その他の安全確保措置については所轄庁による監督の対象となり、①犯罪事実確認及び③情報管理措置については、こども家庭庁（こども家庭庁から監督等の事務の一部を受託した事業者を含む。以下２及び３において同じ。）が行う監督等の対象となる。効果的に監督を行う観点から、必要に応じて所轄庁とこども家庭庁との間で連携を図っていただきたいこと。

私立学校（株式会社立学校及び私立の高等専修学校を含む。以下同じ。）に対する監督に関しては、例えば、所轄庁が、所轄の私立学校の状況を定期的に把握していることが想定されるところ、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認やその他の

安全確保措置の状況等も併せて確認し、その結果に応じて必要な監督を行うことが考えられること。確認の頻度については、同じく義務事業者である児童福祉施設に対しては年１回を目途として監督が行われることを踏まえ、年１回を目途として実施すること（ただし、既に別の機会に確認済である等の場合や、やむを得ない事由がある場合を除く。）。確認に当たっては、学校の負担軽減の観点等を踏まえ、所轄庁が実施する他の調査項目（例：児童生徒等の相談、研修）との重複がないよう内容の整理を行うことや確認の実施時期を考慮することなど、十分配慮いただきたいこと。

私立学校の所轄庁において確認すべき点については、監督等指針の別紙（監督等指針に示す犯罪事実確認実施者等に係る監督等の観点）を参考にしていただくとともに、文部科学省としても監督等指針を踏まえ、別紙３のとおり整理したので参考にしていただきたいこと。なお、文部科学大臣が所轄庁となる私立高等専門学校については、別紙３の観点を参考に文部科学省が監督を行う予定であること（詳細は追って個別に連絡予定）。

３．国公立学校の設置者における対応について

国公立学校（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人が設置する学校等をいう。以下同じ。）の設置者（こども性暴力防止法における所轄庁と同じ。別紙１参照。）にあっては、こども家庭庁の監督に係るこども性暴力防止法第 15 条から第 18 条までの規定が適用されず、義務事業者に対する監督等指針も当該条項に係る部分は適用されない。しかし、この趣旨は、国公立学校の設置者においては、適正な法令上の義務の履行が当然に期待されているためであり、学校教育法第 12 条の 2 等を踏まえ、犯罪事実確認を始めとするこども性暴力防止法に基づく各種措置を徹底いただきたいこと。

各種措置の徹底に当たっては、監督等指針の別紙（監督等指針に示す犯罪事実確認実施者等に係る監督等の観点）の項目を参考にしていただくとともに、文部科学省としても監督等指針を踏まえ、別紙４のとおり整理したので参考にしていただきたいこと。

今後、現職者の犯罪事実確認書の交付申請については学校の所在地毎に指定された時期に実施することとなるが、附属学校を置く国立大学法人及び国立高等専門学校機構に対しては、当該交付申請の進捗状況等のこども性暴力防止法に基づく措置の取組状況を文部科学省が個別に確認する場合があること。

また、こども性暴力防止法に基づく各種措置の徹底のため、同法の施行後、毎年国から通知を行うので、当該通知の内容も踏まえ適切に対応すること。

４．民間教育保育等事業の事業者に対する対応について

文化・スポーツや社会教育の関係事業をはじめとする民間教育保育等事業の事業者が、こども家庭庁から認定を受けて認定事業者等となった場合は、こども家庭庁が認定事業者等に対する監督等指針に基づき直接監督を行うこととなる。このことについて、各都道府県・指定都市の文化・スポーツ担当部局及び社会教育担当部局においては、関係団体等に周知いただきたいこと。

また、性暴力防止の徹底の観点から、民間教育保育等事業の事業者に対し、認定にかかる積極的な周知・情報提供に取り組んでいただきたいこと。

特に、部活動の地域展開による地域クラブ活動については、学校部活動が担って

きた教育的意義を継承・発展させた公的な性質を有する活動であることに鑑み、積極的に認定を受けることが望ましいことを踏まえ、各自治体においては適切に対応すること。

（参考）地域クラブ活動におけるこども性暴力防止法の対応について
こども性暴力防止法の対応について：スポーツ庁

５．こども性暴力防止法に関する周知に資する資料等について
こども家庭庁において、こども性暴力防止法に関する資料の作成・改訂や、説明会を開催予定である。以下に主なものを記載したので、周知に当たって積極的に活用されたいこと。

〇こども性暴力防止法の概要について
・こども性暴力防止法の解説動画・資料
10～15 分でテーマ別に掲載されているこども性暴力防止法の解説動画及び解説動画の内容を解説・補足する資料です（特に「制度全体に関する解説動画・資料」を参照。）。
こども性暴力防止法に関する解説動画・資料｜こども家庭庁
・令和８年度 こども性暴力防止法に関する事業者向け全国説明会
こども家庭庁が開催する、事業者向け説明会です。令和８年９月３日に開催した京都会場の内容について、アーカイブ動画が公開されています。
また、11 月 6 日に開催される東京会場の内容については、オンライン同時配信され、後日アーカイブ動画が公開される予定です。
令和８年度 こども性暴力防止法に関する事業者向け全国説明会

〇義務事業者が準備する事項について
・「義務事業者用準備ガイド」の改訂（令和８年９月４日）
こども家庭庁が学校をはじめとする義務事業者が準備するポイントを計 17 枚にまとめた資料です。別添２のとおり令和８年９月４日付けで改訂されています。

〇こども性暴力防止法の制度の詳細について
・「こども性暴力防止法施行ガイドライン」の改訂（令和８年９月２日）
こども性暴力防止法の制度の詳細な全体像を示したガイドラインです。別添３のとおり、令和８年９月２日付けで改訂されています。
・こども性暴力防止法に関する Q&A（改訂版）（令和８年９月 18 日、29 日）
別添４のとおり、令和８年９月 18 日、29 日付けでそれぞれ改訂されています。
・こまもろうシステムマニュアル（素案）について（令和８年８月 25 日公開）
犯罪事実確認をはじめ各種手続は、こども家庭庁が開発中の「こまもろうシステム」を通じオンラインで行いますが、別添５のとおり、同システムのマニュアルの素案が公開されています。
・こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材（令和８年４月公開）
こども家庭庁が作成した研修動画・資料です。従事者は、原則として、標準研修（標準動画を用いた研修）を受講することとされています。
また、教員性暴力等防止法に基づく研修等の既存の研修を受講させることをもっ

て、こども性暴力防止法に基づく義務の一部を果たすこともできます。その際、従事者には、本法の義務を確実に達成するため、既存の研修の実施に加えて、要点動画(約 17 分)を視聴させることも考えられます（「こども性暴力防止法に関する研修の手引き」P16～17 参照)。
こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材｜こども家庭庁

・こども性暴力防止法に関する情報処理安全確保支援士への相談支援について（令和８年９月 25 日）

別添６に記載のとおり、民間の中小規模の事業者（義務対象事業者、認定対象事業者いずれも対象）が適切な情報管理措置を実施することができるよう、情報セキュリティの専門的な知見を有する情報処理安全確保支援士を紹介するための窓口をこども家庭庁が設けております。

〇その他こどもへの性暴力に関することについて

・「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」の改訂（令和８年８月 21 日）

児童等への性暴力防止策等について、教育に限らない様々な業界横断的に活用できる事項をまとめた指針です。別添７のとおり、令和８年８月 21 日に改訂されています。

【別添資料一覧】

別添１　こども性暴力防止法に係る監督等指針の策定について（通知）（令和８年 10 月１日付けこども家庭庁支援局長通知）

別添２　こども性暴力防止法の施行に向けた義務事業者用施行準備ガイド Ver.1.1 の周知及び円滑な施行に向けた対応について（依頼）（令和８年９月４日付けこども家庭庁支援局長通知）

別添３　こども性暴力防止法施行ガイドラインの改訂について（周知依頼）（令和８年９月２日付けこども家庭庁支援局長通知）

別添４　こども性暴力防止法に関するＱ＆Ａの改訂について（周知依頼）（令和８年９月 18 日付けこども家庭庁支援局長通知）及びこども性暴力防止法に関するＱ＆Ａの改訂（２回目）について（周知依頼）（令和８年９月 29 日付けこども家庭庁支援局長通知）

別添５　こども性暴力防止法の施行に向けたこまもろうシステムマニュアル（素案）について（依頼）（令和８年８月 28 日付けこども家庭庁支援局長通知）

別添６　こども性暴力防止法に関する情報処理安全確保支援士への相談支援について（周知依頼）（令和８年９月 25 日付けこども家庭庁支援局長通知）

別添７　「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」の改訂について（令和８年８月 21 日付けこども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）付事務連絡）

宛先	周知先
各都道府県教育委員会教育長	各学校を設置する域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会担当課（スポーツ・文化行政担当課を含む。）
各都道府県知事	域内の市（指定都市を除く。）町村スポーツ・文化行政担当課、所轄の学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 152 条第５項の法人を含む。）及び学校（専修学校及び各種学校を含む。）
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた各地方公共団体の長	所轄の学校設置会社及び学校
附属学校を置く各国公立大学法人の長 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 高等専門学校を設置する公立大学法人の長 文部科学大臣所轄学校法人理事長	設置する学校
厚生労働省医政局長 厚生労働省社会・援護局長	所管の専修学校

【こども性暴力防止法に関するこども家庭庁のお問い合わせ窓口】
専用ダイヤル：03－5357－1146（受付時間：平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで（年末年始を除く））
問い合わせフォーム：
https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898

【本通知全体に関することについて】
文部科学省総合教育政策局政策課企画調整係
電　話：03-5253-4111（内線：2641）
Ｅ－mail：soseisk@mext.go.jp
※法に関する問い合わせは上記の窓口に、個別の問い合わせは以下の各校種の各担当部署に、それぞれお問い合わせ願います。

【公立学校について】
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係
電　話：03-5253-4111（内線 2588）
Ｅ－mail：syoto@mext.go.jp

【私立学校について】
文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係
電　話：03-5253-4111（内線 2532）
E-mail：sigakugy@mext.go.jp

【国立大学法人が設置する附属学校について】
文部科学省高等教育局専門教育課教員養成企画室教育大学係
電　話：03-5253-4111（内線：3498）
E-mail：kyoin-y@mext.go.jp

【公立大学法人が設置する附属学校について】
文部科学省高等教育局大学振興課公立大学係
電　話：03-5253-4111（内線：3370）
E-mail：daigakuc@mext.go.jp

【高等専門学校について】
文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校第一係
電　話：03-5253-4111（内線：3347）
E-mail：senmon@mext.go.jp
※高等専門学校を設置する公立大学法人、学校法人に関することについては各法人の担当部署にお問い合わせ願います。

【専修学校・各種学校について】
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室第一係
電　話：03-5253-4111（内線：2915）
Ｅ－mail：syosensy@mext.go.jp

【文化関係団体について】
文化庁（総合調整担当）
電　話：03-5253-4111（内線：2896）
Ｅ－mail：s-kikaku@mext.go.jp

【スポーツ関係団体について】
スポーツ庁政策課企画係
電　話：03-5253-4111（内線：3780）
Ｅ－mail：sseisaku@mext.go.jp

【社会教育関係団体について】
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課法規係
電　話：03-5253-4111（内線：2973）
Ｅ－mail：houki@mext.go.jp

別紙１

こども性暴力防止法の義務対象となる施設類型とその所轄庁について

施設の所轄庁	施設類型
文部科学省	高等専門学校（学校法人立）
国立大学法人	学校（国立大学附属）※認定こども園を含む
（独）国立高等専門学校機構	高等専門学校（国立）
厚生労働省	専修学校高等課程（国立）
都道府県知事	学校（学校法人立、宗教法人立、社会福祉法人立等） 専修学校高等課程（都道府県立、学校法人立、準学校法人立、宗教法人立、社会福祉法人立　等）
構造改革特別区域法第12条第1 項の認定を受けた地方公共団体の長	学校（株式会社立）
都道府県教育委員会	学校（都道府県立）
指定都市教育委員会	学校（指定都市立）
市町村教育委員会	学校（市町村立） 専修学校高等課程（市町村立）
公立大学法人	学校（公立大学附属） 高等専門学校（公立）

（注１）本制度において、所轄庁は「各業法において、各事業・施設の適正な運営の確保について責任を有する公的機関」のことを指す。これを踏まえ、学校への日常的な実務上の対応や指導等を行っている機関という観点から上の表の通り整理。

（注２）私立については、私立学校法において、「学校設置者等（学校法人等）の所轄庁」と「学校の所轄庁」が異なる場合があるが、（注１）で述べた観点から、「学校の所轄庁」を犯罪事実確認や安全確保措置の実施状況の確認等を行う本制度における所轄庁としている。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども性暴力防止法に基づく措置の監督等（法令・ガイドライン）

概要

- こども性暴力防止法において対象事業者が講じなければならないこととされている措置（①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置、③情報管理措置）については、**「こども性暴力防止法に基づいてこども家庭庁が行う監督」**及び**「各業法に基づいて所轄庁が行う監督」**によって、実効性を確保することとしている。

こども家庭庁と所轄庁の役割分担

【犯罪事実確認実施者等（義務事業者）】

- ①犯罪事実確認、③情報管理措置　の監督等は、**こども家庭庁**が行う。
 （こども性暴力防止法）
- ①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置　の監督等は、**所轄庁**が行う。
 （各業法（児童福祉法等））

【認定事業者等】

- ①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置、③情報管理措置　の監督等は、いずれも**こども家庭庁**が行う。（こども性暴力防止法）

なお、義務事業者のうち国公立等（※）は、こども性暴力防止法に基づく定期報告等の対象外。
（※）国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人並びにこれらの施設等運営者

監督等指針の策定等について

- ガイドライン等において、監督指針等の策定については以下のとおり記載。
 - 「監督業務に関するより詳細な手順や運用方法等については、**別途、監督指針等により示す**予定である」（ガイドライン「IX. 監督等.1.総則」）
 - 「所轄庁による監督等は、各業法を根拠として行われるため、**各業法の下位法令、指導監督の細目を定めた通知等**、各所轄庁における具体的な監督指針等について、法の施行までに、**必要に応じて改正等が行われる必要がある**」
 （こども性暴力防止法施行準備検討会「中間とりまとめ」p248）

図表 106　こども家庭庁及び所轄庁による監督等の役割分担

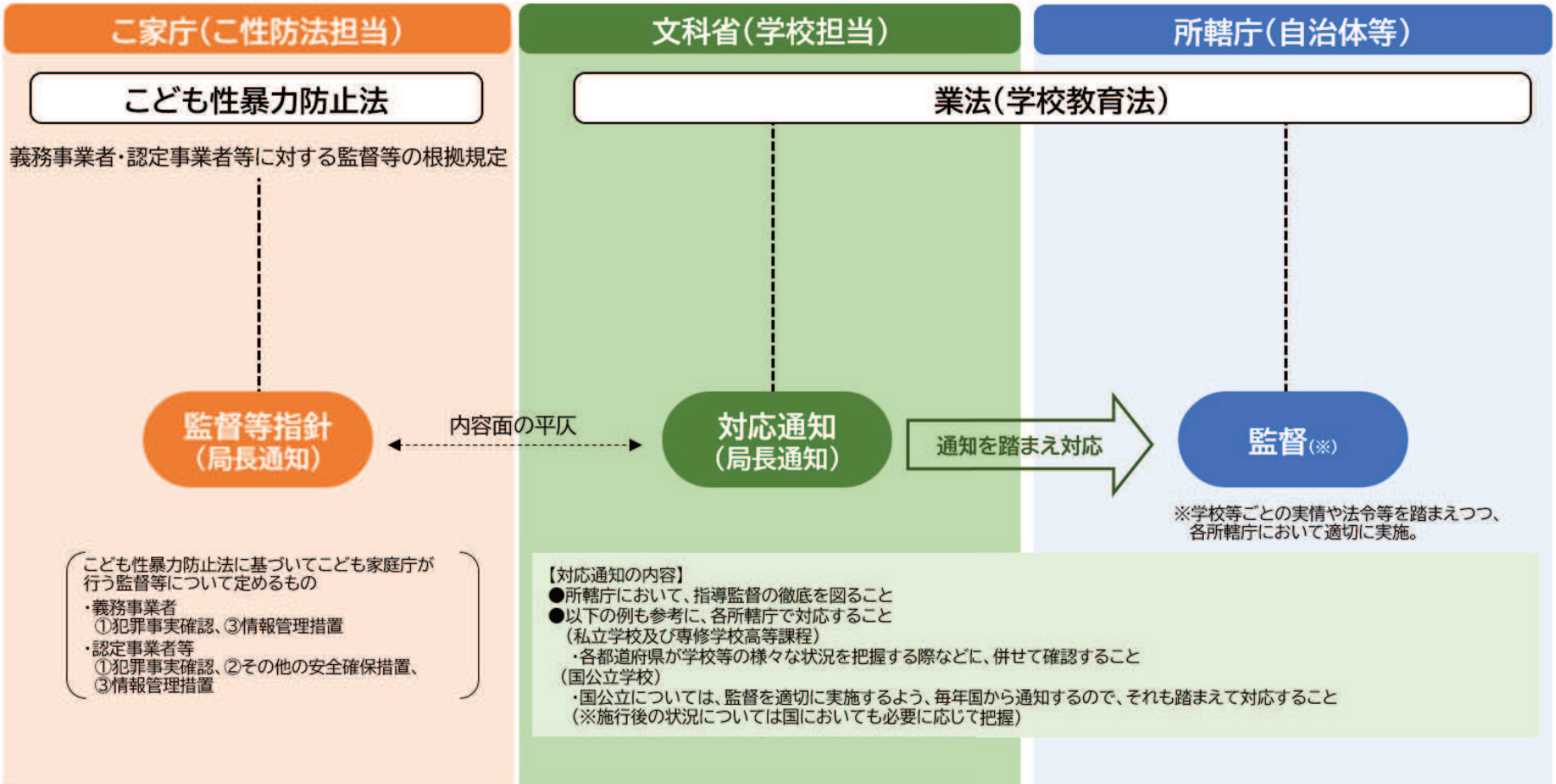
監督等の内容	こども家庭庁による監督等	所轄庁による監督等
犯罪事実確認実施者等（国公立）		
犯罪事実確認	（法に基づく定期報告等の対象外）	・業法に基づく定期報告受領
その他の安全確保措置	（法に基づく監督権限なし）	・業法に基づく指導・助言等 ・業法に基づく報告徴収・立入検査等 ・業法に基づく命令・処分等
情報管理措置	法に基づく情報漏えい時の報告受領 （法に基づく定期報告等の対象外）	・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等 （※）
犯罪事実確認実施者等（民間法人等）		
犯罪事実確認	・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく違反事業者の公表	・業法に基づく定期報告受領 ・業法に基づく指導・助言等 ・業法に基づく報告徴収・立入検査等
その他の安全確保措置	（法に基づく監督権限なし）	・業法に基づく命令・処分等
情報管理措置	・法に基づく情報漏えい時の報告受領 ・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく是正命令	・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等 （※）
認定事業者等		
犯罪事実確認 その他の安全確保措置 情報管理措置	・法に基づく情報漏えい時の報告受領 ・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく適合命令・是正命令 ・法に基づく認定取消し・公表	（監督権限がある所轄庁が存在している場合のみ） ・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等 （※）

（出典）こども性暴力防止法施行ガイドライン

別紙２

監督関係の基準・指針等の体系　概要図（学校関係）

- こども性暴力防止法（令和6年法律第69号）附則において、**業法（学校教育法）を改正**。学校の設置者がこども性暴力防止法違反をした場合に、業法に基づいて所轄庁が行政処分等を行うことができる。
- **監督等指針を策定**するとともに、文部科学省から**所轄庁による対応が適切に行われるよう通知**を行う。



別紙３

私立学校の所轄庁による監督に当たっての確認事項リスト

１．犯罪事実確認について

□把握している事業者や事業所・施設と、こまもろうシステムの利用状況（登録の有無）との間に齟齬がないか。

□把握している各事業所・施設の従事者数と比して、犯罪事実確認の実施済件数等が過少なものになっていないか。

□いとま特例が適用される要件を充足しているか（やむを得ない事情に該当しているか）、いとま特例適用時に必要な措置を講じているか。

※要件や特例適用の際に必要な措置の詳細は、ガイドラインⅥ．安全確保措置（犯罪事実確認）（３）いとま特例　参照。

２．犯罪事実確認以外の安全確保措置について

□早期把握、相談、研修、調査、保護・支援、防止措置をそれぞれ講じているか。

※高等専門学校と専修学校高等課程を除き、教員性暴力等防止法の規定により、既に早期把握、相談、研修、調査、保護・支援、防止措置に関する取組が講じられていることに留意して所轄庁が確認を行う。

※学校の負担軽減の観点等を踏まえ、所轄庁が実施する他の調査項目（例：児童生徒等の相談、研修）との重複がないよう内容の整理を行うことや確認の実施時期を考慮することなど、十分配慮いただきたい。

早期把握	□児童等に対する日常的な観察を実施しているか。 □児童等の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケートを実施しているか。 □児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応に関するルールを定め、従事者、児童等及び児童等の保護者へ周知しているか。
相談	□相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、児童等及び児童等の保護者へ周知しているか。 □児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、児童等及び児童等の保護者へ周知しているか。
研修	□座学及び演習を組み合わせた、必要事項を含む研修を実施しているか。 ※必要事項の詳細はガイドラインⅤ．安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）２．（３）対象業務従事者に対する研修　参照

※以下の「調査」「保護・支援」「防止措置」は、いずれも、具体的事象やその疑いが発生した場合に所轄庁が確認すべき事項。

調査	□児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を実施しているか。 □児童等の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して調査を行っているか。 □児童対象性暴力等を行った疑いがある従事者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っているか。 □調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っているか。
保護・支援	□児童等が従事者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その児童等の保護及び支援のための措置を実施しているか。 □保護及び支援のための措置は、被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的としているか。 □児童等が従事者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害児童等と当該児童対象性暴力等を行ったと事業者が認める従事者との接触を回避しているか。 □児童等が従事者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害児童等に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情報を提供しているか。 □児童等が従事者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応しているか。
防止措置	□早期把握に係る措置及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報がある場合、当該情報について適切な事実確認等を行った上で防止措置（例：内定取消しや配置転換等）を講じているか。 □「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じた防止措置が講じられているか。 ※おそれに応じた措置の詳細はガイドラインⅦ．安全確保措置（防止措置）２．犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置（法第６条関係）　参照

別紙４

国公立学校の設置者における自己点検事項リスト

１．犯罪事実確認について

□犯罪事実確認の対象者が、「職種全体が対象になる」もの・「職種の一部が対象になり得る」ものの分類や３要件（支配性・継続性・閉鎖性）の考え方に基づいて判断されている。

□従事者に対する犯罪事実確認を期限内に行っている。犯罪事実確認を行うことができない者について、教員等としての本来の業務に従事させていない。

□いとま特例について、①要件の適切な運用、②特例適用の際に必要な措置、③要件に該当することを証する文書の保存等を行っている。

※要件や特例適用の際に必要な措置の詳細は、ガイドラインⅥ．安全確保措置（犯罪事実確認）（３）いとま特例　参照。

２．犯罪事実確認以外の安全確保措置について

□早期把握、相談、研修、調査、保護・支援、防止措置をそれぞれ講じている。

早期把握	□児童等に対する日常的な観察を実施している。 □児童等の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケートを実施している。 □児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応に関するルールを定め、従事者、児童等及び児童等の保護者へ周知している。
相談	□相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、児童等及び児童等の保護者へ周知している。 □児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、児童等及び児童等の保護者へ周知している。
研修	□座学及び演習を組み合わせた、必要事項を含む研修を実施している。 ※必要事項の詳細はガイドラインⅤ．安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修）２．（３）対象業務従事者に対する研修　参照

※以下の「調査」「保護・支援」「防止措置」は、いずれも、具体的事象やその疑いが発生した場合に実施すべき事項。

調査	□児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を実施している。 □児童等の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して調査を行っている。 □児童対象性暴力等を行った疑いがある従事者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っている。 □調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っている。
保護・支援	□児童等が従事者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その児童等の保護及び支援のための措置を実施している。 □保護及び支援のための措置は、被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的としている。 □児童等が従事者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害児童等と当該児童対象性暴力等を行ったと事業者が認める従事者との接触を回避している。 □児童等が従事者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害児童等に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情報を提供している。 □児童等が従事者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応している。
防止措置	□早期把握に係る措置及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報がある場合、当該情報について適切な事実確認等を行った上で防止措置（例：内定取消しや配置転換等）を講じている。 □「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じた防止措置を講じている。 ※おそれに応じた措置の詳細はガイドラインⅦ．安全確保措置（防止措置）２．犯罪事実確認の結果等を踏まえて講ずべき措置（法第６条関係）　参照

３．情報管理措置について

□犯罪事実確認記録等の適正な管理のため、①管理責任者を設置して、②情報管理規程を定めて遵守している。

□「こども性暴力防止法」第 38 条の規定に基づいて同条に定める期限までに犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去している。

□犯罪事実確認記録等の目的外利用・第三者提供が行われていない。

□漏えい等の重大事態が生じた場合には、こども家庭庁への報告及び本人への通知等を行っている。

別添１

こ支性第１２１号
令和８年 10 月１日

都 道 府 県 知 事
各　　殿
指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法に係る監督等指針の策定について（通知）

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

法においては、対象事業者に義務付けられる犯罪事実確認、安全確保措置及び情報管理措置が適正に実施されることを確保するため、こども家庭庁が対象事業者に対し、必要な監督等を行うこととされています。

今般、監督等の公正性及び透明性の向上を図ることを目的とし、監督等についてこども家庭庁が準拠する事項を定めた「監督等指針」（以下「本指針」という。）を下記のとおり定めました。

各都道府県及び指定都市並びに中核市におかれては、本指針の内容についてご了知いただくようお願いします。また、各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市並びに中核市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して本指針について周知いただくようお願いします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

なお、上述のとおり、本指針はこども家庭庁が法に基づいて行う監督等に関するものであり、犯罪事実確認実施者等（義務事業者）に対しては所轄庁においても監督等が行われます。所轄庁が行う監督等については、本指針とは別に、各業法の指導監査の細目を定めた通知の改正等が行われています（こども家庭庁と所轄庁の役割分担等については、別紙１から別紙４までを参照）。

各通知等の具体的な改正点については下記の通知等をご参照ください。

記

１．監督等指針について

監督等指針は、別添１（犯罪事実確認実施者等（義務対象事業者）に係る監督等の指針）及び別添２（認定事業者等に係る監督等の指針）のとおり。

【資料掲載先】

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

２．業法に基づく監督等に係る通知の改正について

こども性暴力防止法の施行に伴い、所轄庁が行うこととなる各業法に基づく監督等については、次の通知等を参照されたい。

・「『児童福祉行政指導監査の実施について』の一部改正について」（令和８年 10 月１日付けこ成事第 557 号・こ支総第 240 号こども家庭庁成育局長及び支援局長連名通知）
・「『指定障害児通所支援事業者等の指導監査について』の一部改正について」（令和８年 10 月１日付けこ支障第 266 号・障発 1001 第５号こども家庭庁支援局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）
・「『障害者支援施設等に係る指導監査について』の一部改正について」（令和８年 10 月１日付け障発 1001 第４号・こ支障第 265 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長及びこども家庭庁支援局長連名通知）
・「こども性暴力防止法の施行等に伴う保育所等の監査調書及び自己点検票の見直しについて（周知）」（令和８年 10 月１日付けこども家庭庁成育局保育政策課及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課連名事務連絡）
・「『子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について』の一部改正について」（令和８年 10 月１日付けこ成保第 606 号・８初幼教第５号こども家庭庁成育局保育政策課長及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課長連名通知）
・「こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等及び認定事業者等に対する監督等について（通知）」（令和８年 10 月１日付け８文科教第 1072 号文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長及び高等教育局長、スポーツ庁次長並びに文化庁次長連名通知）

こども性暴力防止法に基づく措置の監督等（法令・ガイドライン）

概要

- こども性暴力防止法において対象事業者が講じなければならないこととされている措置（①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置、③情報管理措置）については、**「こども性暴力防止法に基づいてこども家庭庁が行う監督」**及び**「各業法に基づいて所轄庁が行う監督」**によって、実効性を確保することとしている。

こども家庭庁と所轄庁の役割分担

【犯罪事実確認実施者等（義務事業者）】

- ①犯罪事実確認、③情報管理措置　の監督等は、**こども家庭庁**が行う。
 （こども性暴力防止法）
- ①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置　の監督等は、**所轄庁**が行う。
 （各業法（児童福祉法等））

【認定事業者等】

- ①犯罪事実確認、②その他の安全確保措置、③情報管理措置　の監督等は、いずれも**こども家庭庁**が行う。（こども性暴力防止法）

（なお、義務事業者のうち国公立等（※）は、こども性暴力防止法に基づく定期報告等の対象外。
（※）国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人並びにこれらの施設等運営者）

監督等指針の策定等について

- ガイドライン等において、監督指針等の策定については以下のとおり記載。
 - 「監督業務に関するより詳細な手順や運用方法等については、**別途、監督指針等により示す**予定である」（ガイドライン「IX. 監督等.1.総則」）
 - 「所轄庁による監督等は、各業法を根拠として行われるため、**各業法の下位法令、指導監督の細目を定めた通知等**、各所轄庁における具体的な監督指針等について、法の施行までに、**必要に応じて改正等が行われる必要がある**」
 （こども性暴力防止法施行準備検討会「中間とりまとめ」p248）

図表 106　こども家庭庁及び所轄庁による監督等の役割分担

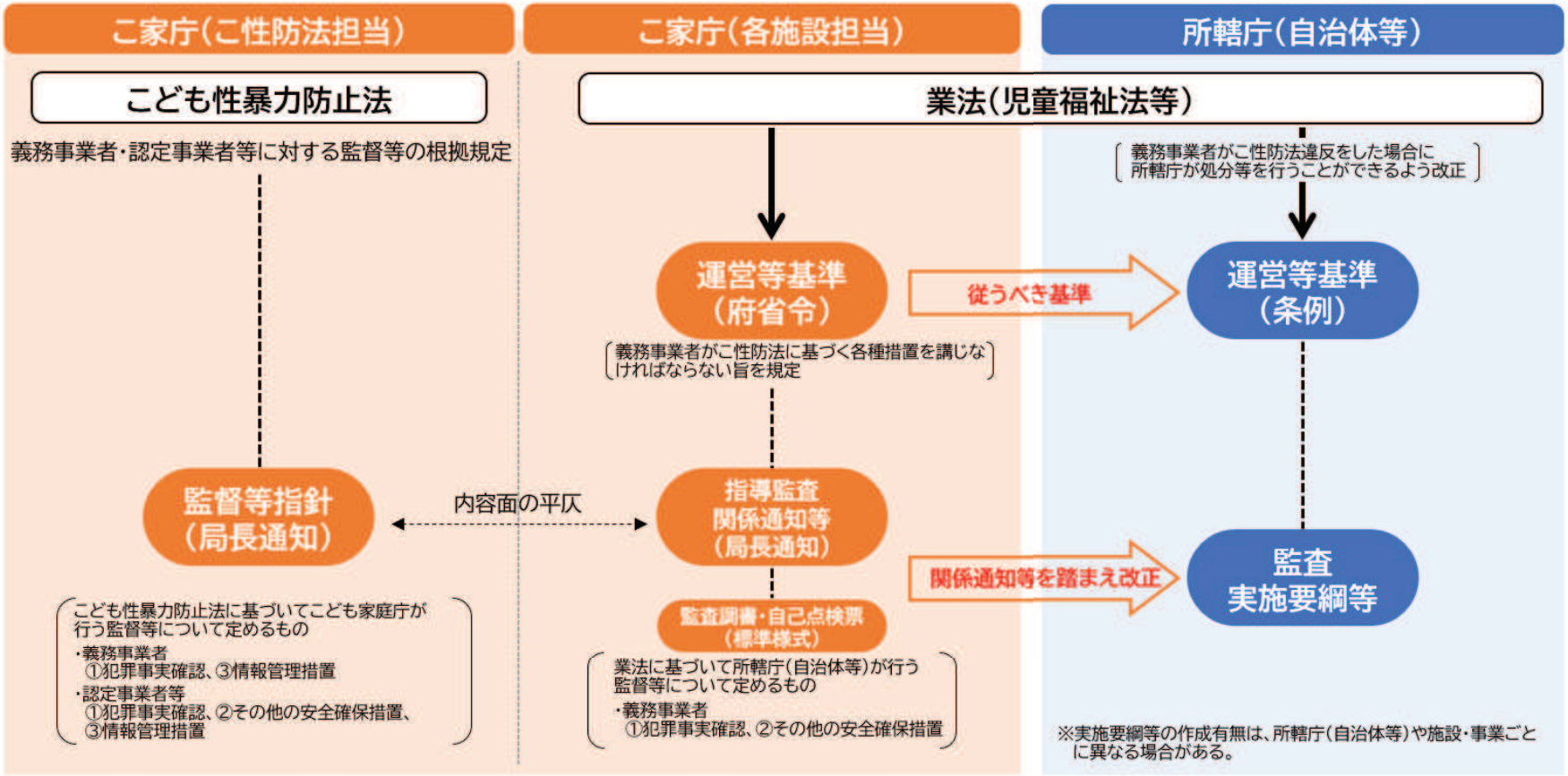
監督等の内容	こども家庭庁による監督等	所轄庁による監督等
犯罪事実確認実施者等（国公立）		
犯罪事実確認	（法に基づく定期報告等の対象外）	・業法に基づく定期報告受領
その他の安全確保措置	（法に基づく監督権限なし）	・業法に基づく指導・助言等 ・業法に基づく報告徴収・立入検査等 ・業法に基づく命令・処分等
情報管理措置	法に基づく情報漏えい時の報告受領 （法に基づく定期報告等の対象外）	・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等 （※）
犯罪事実確認実施者等（民間法人等）		
犯罪事実確認	・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく違反事業者の公表	・業法に基づく定期報告受領 ・業法に基づく指導・助言等 ・業法に基づく報告徴収・立入検査等
その他の安全確保措置	（法に基づく監督権限なし）	・業法に基づく命令・処分等
情報管理措置	・法に基づく情報漏えい時の報告受領 ・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく是正命令	・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等 （※）
認定事業者等		
犯罪事実確認 その他の安全確保措置 情報管理措置	・法に基づく情報漏えい時の報告受領 ・法に基づく定期報告受領 ・法に基づく報告徴収・立入検査 ・法に基づく適合命令・是正命令 ・法に基づく認定取消し・公表	（監督権限がある所轄庁が存在している場合のみ） ・業法に基づく報告徴収等 ・業法に基づく命令・処分等 （※）

（出典）こども性暴力防止法施行ガイドライン

別紙 1

監督関係の基準・指針等の体系　概要図（児童福祉等）

- こども性暴力防止法（令和6年法律第69号）附則において、**業法（児童福祉法・認定こども園法）を改正**し、義務事業者がこども性暴力防止法違反をした場合に、所轄庁が行政処分等を行うことができること等を規定
- こども性暴力防止法施行規則（令和7年内閣府令第104号）附則等において、**業法に基づく各施設・事業の運営等基準を改正**し、義務事業者がこども性暴力防止法に基づく各種措置を講じなければならない旨を規定

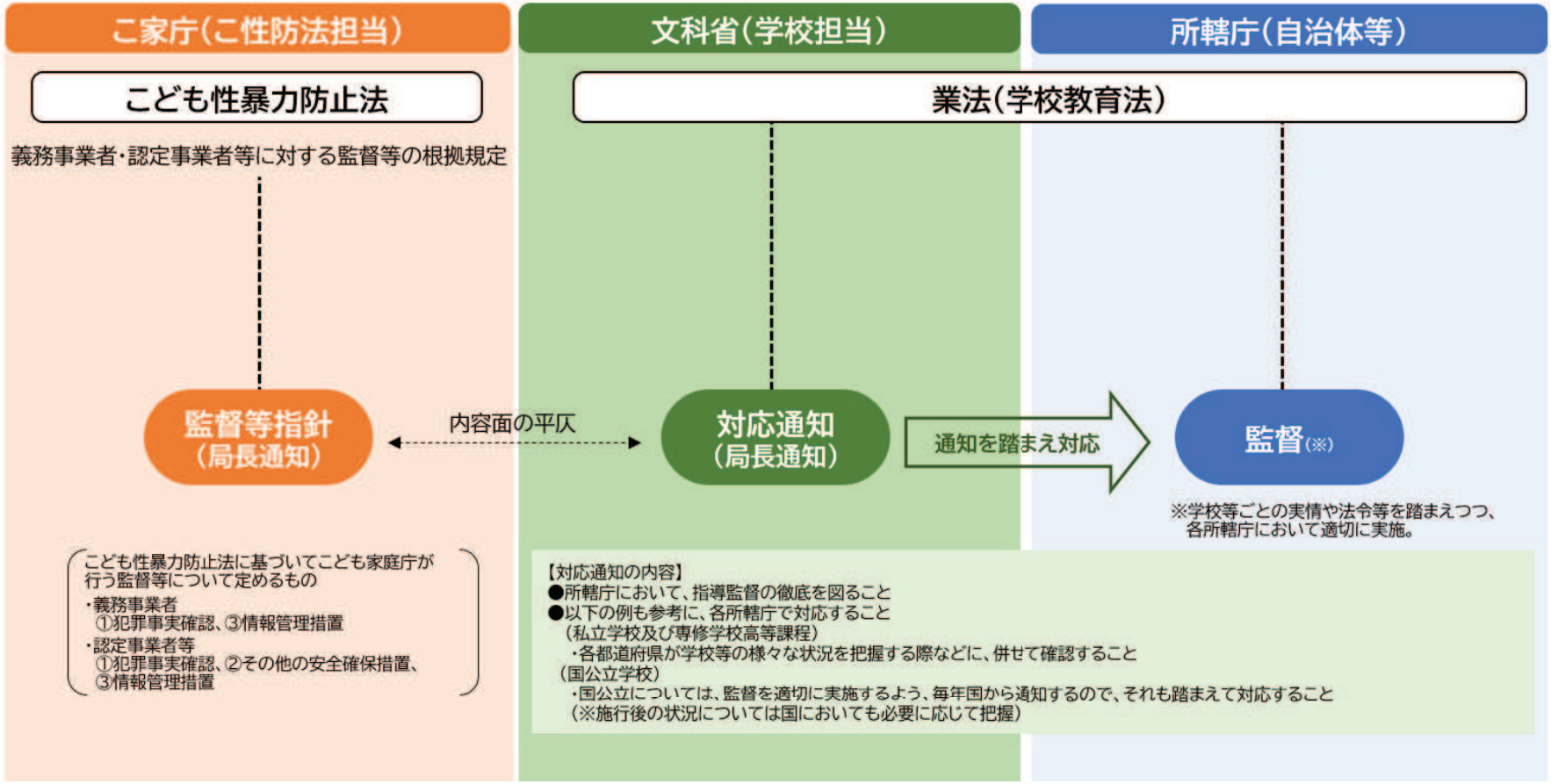


※上記の他にも、施行後の状況については国において必要に応じて把握。

別紙２

監督関係の基準・指針等の体系　概要図（学校関係）

- こども性暴力防止法（令和6年法律第69号）附則において、**業法（学校教育法）を改正**。学校の設置者がこども性暴力防止法違反をした場合に、業法に基づいて所轄庁が行政処分等を行うことができる。
- **監督等指針を策定**するとともに、文部科学省から**所轄庁による対応が適切に行われるよう通知**を行う。



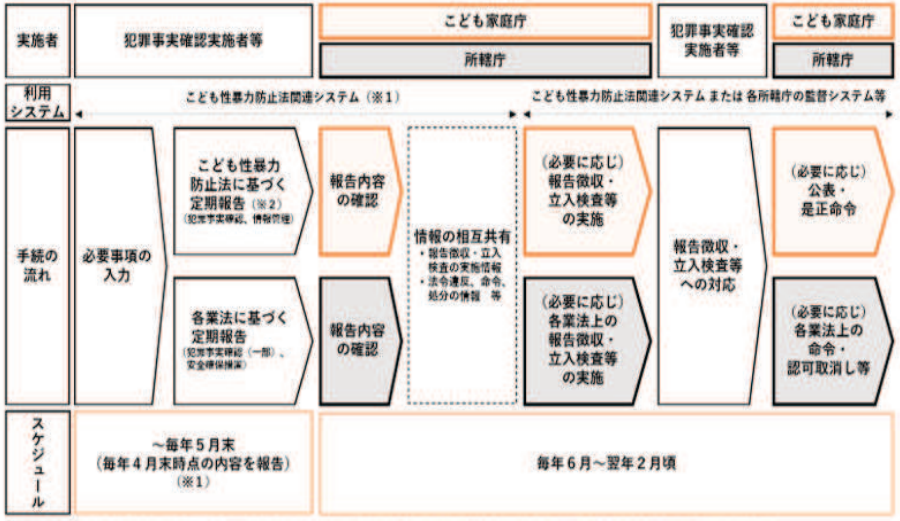
別紙３

【参考】 監督等のフロー（ガイドライン抜粋）

犯罪事実確認実施者等（義務事業者）

図表 100　犯罪事実確認実施者等に対する監督フロー

○ 犯罪事実確認実施者等は、こども性暴力防止法及び各業法に基づき、こども家庭庁・所轄庁へ措置の実施状況を定期的に報告する。
○ こども家庭庁および所轄庁は、あらかじめ情報を相互に共有しながら、必要に応じて報告徴収・立入検査等を行う。

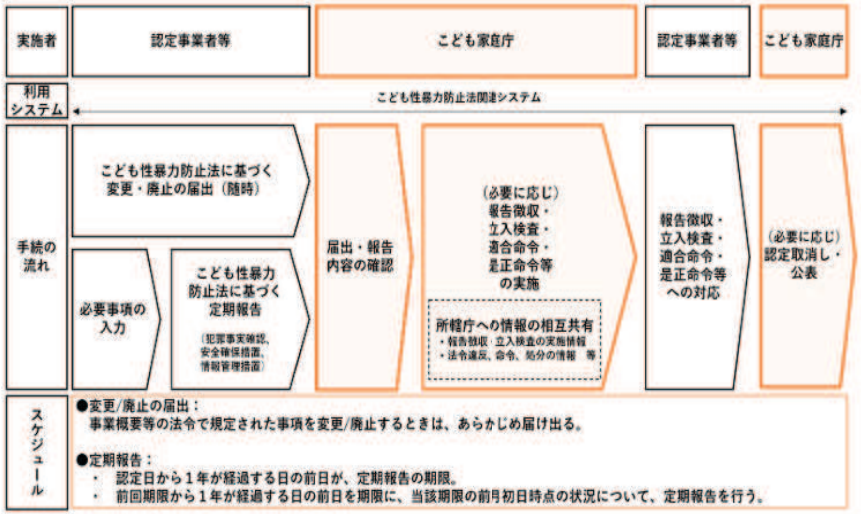


（※1）所轄庁への報告方法・頻度・時期については、監督強化等に必要な情報収集と事業者負担とのバランスを踏まえ、こども家庭庁への報告方法も考慮して、最終的には所轄庁判断
（※2）犯罪事実確認実施者等が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人である場合は、こども性暴力防止法に基づく定期報告等の対象外（情報漏えい等の報告は対象）
（※3）その他、外部等からのこども性暴力防止法違反に係る通報についても対応する

認定事業者等

図表 101　認定事業者等に対する監督フロー

○ 認定事業者等は、こども性暴力防止法に基づき、こども家庭庁へ、変更・廃止の届出を行うとともに、措置の実施状況を定期的に報告する。
○ こども家庭庁は、必要に応じて報告徴収、立入検査、是正命令等を行う。



（※1）その他、外部等からのこども性暴力防止法違反に係る通報についても対応する

別紙４

（別添１）

こども性暴力防止法における犯罪事実確認実施者等に係る監督等の指針

１　趣旨

この指針は、法の規定に基づく犯罪事実確認実施者等に係る監督等について、こども家庭庁が準拠する事項を定めることにより、監督等の公正性及び透明性の向上を図ることを目的とするものである。

２　監督等の目的

監督等は、関係法令、ガイドライン及びこの指針に照らし、犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置の実施状況を個別的に確認し、必要な助言若しくは指導又は是正命令その他の措置を講ずること等により、犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置が適正に実施されることを図り、もって教員等による児童対象性暴力等の防止等を確保することを目的とする。

３　用語の定義

この指針における用語の定義は、次に定めるところによるほか、関係法令に定めるところによる。

ア　「法」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）をいう。

イ　「令」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）をいう。

ウ　「規則」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第 104 号）をいう。

エ　「告示第 10 号」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（令和７年こども家庭庁告示第 10 号）をいう。

オ　「関係法令」とは、法、令及び規則並びにこれらに基づきこども家庭庁が定める告示をいう。

カ　「ガイドライン」とは、こども性暴力防止法施行ガイドライン（令和８年１月９日付こ支総第２号支援局長通知別添）をいう。

４　監督等の基本方針

（１）　監督等は、関係法令、ガイドライン及びこの指針を基本に、これまでの監督等の実績等を勘案し、厳正にかつ効果的に実施する。

（２）　監督等が画一的、形式的な実施に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、犯罪事実確認実施者等の問題解決を図り、犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置の適正な実施を促すための具体的な助言又は指導を行う。

（３）　こども家庭庁は、監督等の事務の一部を事業者に委託して行わせる。ただし、行政処分等の公権力の行使に該当する行為については、こども家庭庁が自ら行う。

５　対象

この指針は、こども家庭庁が法に基づいて行う犯罪事実確認実施者等に係る監督等を対象とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び地方独立行政法人並びにこれらの者が設置する学校等又はこれらの者が行う児童福祉事業の事業所の管理を行う施設等運営者（以下、総称して「国等」という。）については、１から８まで、10 及び 11 が対象となる。なお、７については、「（２）　犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認」（報告徴収及び立入検査に関する記載を除く。）に限って対象となる。

６　監督等の観点

監督等は、別紙１「犯罪事実確認実施者等に係る監督等の観点」を踏まえて実施する。

ただし、こども家庭庁は、別紙１に掲げる事項以外のガイドラインにおいて取り組む必要性を示している事項その他の児童対象性暴力等の防止等に資すると認める事項についても、必要に応じて、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第２条第６号に規定する行政指導を行う。なお、国等のうち、国又は地方公共団体に対する行政指導については、同法の規定は適用されない（同法第４条第１項）。

７　定期報告の確認、犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認、報告徴収、立入検査

監督等のうち、定期報告の確認、犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認、報告徴収及び立入検査は、（１）から（４）までのとおり実施する。

（１）　定期報告の確認

ア　報告の有無の確認

こども家庭庁は、毎年、定期報告の期限までに犯罪事実確認実施者等による定期報告が実施されているか否かを確認する。

定期報告が実施されていない犯罪事実確認実施者等については、速やかに報告を実施するよう求める。

イ　報告内容の不備の確認

こども家庭庁は、法第 15 条第２項に基づいて犯罪事実確認実施者等が実施した定期報告について、関係法令で定める報告事項に照らして不備がないかを確認する。

報告内容に不備のある犯罪事実確認実施者等については、速やかに不備のない

定期報告を実施するよう求める。

ウ　報告内容の確認

こども家庭庁は、定期報告で報告された内容を精査し、犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置が適切に講じられているか否かを確認する。

犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置が適切に講じられていない疑いがある場合や報告内容に疑義がある場合等には、その内容に応じて、（３）の報告徴収、（４）の立入検査又は８の指導等を行う。

（２）　犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認

ア　漏えい等の報告（速報）の確認

こども家庭庁は、犯罪事実確認実施者等から法第 13 条の規定に基づいて規則第 14 条第１項の報告（以下「速報」という。）があった場合、当該速報の内容を確認し、当該犯罪事実確認実施者等に対し、被害の拡大防止、原因究明、規則第 14 条第４項及び第５項の規定に基づく本人への通知等の対応について、必要に応じて８の指導等を行う。

イ　漏えい等の報告（確報）の確認

こども家庭庁は、犯罪事実確認実施者等から規則第 14 条第２項の報告（以下「確報」という。）があった場合は、当該確報の内容を確認する。

確報の内容を踏まえ、必要に応じて、８の指導等を行うほか、（３）の報告徴収又は（４）の立入検査を行う。

ウ　速報又は確報がされない場合の対応

こども家庭庁は、通報等により、速報を行うことが必要な事態が生じているにもかかわらず犯罪事実確認実施者等が速報を行っていない事態が生じている可能性を把握した場合、必要に応じて（３）の報告徴収又は（４）の立入検査を行う。

また、こども家庭庁は、速報を行った犯罪事実確認実施者等が規則第 14 条第２項に定める期限までに確報を行っていない場合、直ちに当該犯罪事実確認実施者等に対して状況の確認を行い、確報を行うよう求めるとともに、必要に応じて（３）の報告徴収又は（４）の立入検査を行う。

エ　こども家庭庁と所轄庁との連携

こども家庭庁は、犯罪事実確認実施者等による犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告が行われた場合、必要に応じて、当該犯罪事実確認実施者等の所轄庁に対する情報・資料の提供（報告の内容の共有を含む。）、当該犯罪事実確認実施者等に対する対応に関する所轄庁との協議・協力その他所轄庁との連携を行う。

（３）　報告徴収（法第 16 条第１項前段）

ア　実施方法

こども家庭庁は、イの実施計画に基づき、犯罪事実確認実施者等に対して、犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理を確保するために必

要な限度において、犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告又は資料の提出を、文書により、期限を定めて求める。

イ　実施計画

こども家庭庁は、犯罪事実確認実施者等による定期報告の内容を踏まえ、報告徴収に係る年間の実施計画を策定する。実施計画においては、報告徴収の対象となる犯罪事実確認実施者等及び実施時期等を定めることとする。

ウ　実施対象

こども家庭庁は、（１）の定期報告の内容又は（２）の犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容、通報等の内容、過去に実施した８の指導等又は９の是正命令の実施状況その他の事情を総合的に勘案し、必要であると認める場合、犯罪事実確認実施者等に対して報告徴収を行う。

エ　実施単位

報告徴収は、原則として、犯罪事実確認実施者等ごとに実施する。なお、施設等運営者がある場合、学校設置者等及び施設等運営者の一方又は双方に対して実施する。

オ　報告徴収に応じない場合等

アで定めた期限までに犯罪事実確認実施者等が報告徴収に応じない場合等の法第 46 条第２号に該当する違反行為は罰則の対象とされている。

カ　こども家庭庁と所轄庁との連携

こども家庭庁は、報告徴収の結果を踏まえ、犯罪事実確認実施者等において犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理がなされていない、若しくはなされていない可能性がある場合又は犯罪事実確認実施者等が法令等若しくは各業法に違反し、若しくは違反している可能性がある場合、必要に応じて、当該犯罪事実確認実施者等の所轄庁に対する情報・資料の提供（報告徴収の結果の共有を含む。）、当該犯罪事実確認実施者等に対する対応に関する所轄庁との協議・協力その他所轄庁との連携を行う。

（４）　立入検査（法第 16 条第１項後段）

ア　実施方法

こども家庭庁は、イの実施対象とした犯罪事実確認実施者等の事務所、学校等の施設、児童福祉事業を行う事業所、登録一時保護委託施設その他必要な場所に立ち入り、犯罪事実確認実施者等（当該犯罪事実確認実施者等の教員等その他の従事者を含む。）に対して犯罪事実確認の実施状況及び犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問をし、又は帳簿、書類その他の物件を検査する。また、立入検査に加えて、こども家庭庁は、必要に応じて、学校等又は児童福祉事業の利用者等に対して任意の聴き取りを行う。

立入検査を行うこども家庭庁の職員は、法第 16 条第２項の規定に基づいて、別

紙２の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときには提示する。

なお、こども家庭庁において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用する方法で行うことが適当であると認める場合は、立入検査は当該方法により実施する。

イ　実施対象

こども家庭庁は、（１）の定期報告の内容又は（２）の犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容、通報等の内容、過去に実施した８の指導等又は９の是正命令の実施状況その他の事情を総合的に勘案し、必要であると認める場合、犯罪事実確認実施者等に対して立入検査を行う。

ウ　実施単位

立入検査は、原則として、犯罪事実確認実施者等の事業所等ごとに実施する。

ただし、当該犯罪事実確認実施者等が他の事業所等においても学校等の設置又は児童福祉事業を行っている場合であって、こども家庭庁において必要であると認めるときは、当該犯罪事実確認実施者等が運営する複数の事業所等を対象として実施する。

エ　実施体制

立入検査の実施に当たっては、こども家庭庁の職員２名以上による監督班を編成し、原則として、そのうち１名は参事官補佐又は専門官以上の職にある者を充てる。

オ　立入検査に係る事前準備

こども家庭庁は、立入検査を実施するに当たっては、あらかじめ次の（ア）から（ウ）までの対応を行う。

（ア）　原則として、対象となる犯罪事実確認実施者等に対して、立入検査を実施するに先立って、対象となる事業所等、実施日、立入検査を実施する職員の氏名その他必要な事項を通知する。ただし、個々の事案における立入検査の目的に照らして、事前にこれらの事項を通知することが不適当であると認める場合は、当該通知をせずに立入検査を実施する。

（イ）　立入検査を実施する職員は、過去の立入検査における指摘事項その他必要な事項について事前に検討し、立入検査の実効性を図る。

（ウ）　立入検査を実施する職員は、立入検査の実施に当たり必要な資料等（当該犯罪事実確認実施者等が行う学校等又は児童福祉事業の概要や事業所等・施設の図面等）がある場合には、原則として、犯罪事実確認実施者等に対してあらかじめ提出を求める。資料等の提出を求めるに際しては、当該要求が過大なものとならないよう配慮し、必要な資料等に限って提出を求めるよう努める。

カ　立入検査を拒む場合等

犯罪事実確認実施者等が立入検査を拒む場合等の法第 46 条第２号に該当する違反行為は罰則の対象とされている。

キ　こども家庭庁と所轄庁との連携

こども家庭庁は、立入検査の結果を踏まえ、犯罪事実確認実施者等において犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理がなされていない、若しくはなされていない可能性がある場合又は犯罪事実確認実施者等が法令等若しくは各業法に違反し、若しくは違反している可能性がある場合、必要に応じて、当該犯罪事実確認実施者等の所轄庁に対する情報・資料の提供（立入検査の結果の共有を含む。）、当該犯罪事実確認実施者等に対する対応に関する所轄庁との協議・協力その他所轄庁との連携を行う。

８　立入検査等の結果等を踏まえた指導等

こども家庭庁は、定期報告若しくは犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容又は報告徴収若しくは立入検査の結果その他の事情を踏まえて必要であると認める場合、犯罪事実確認実施者等に対して、助言、指導その他の行政手続法第２条第２号に規定する処分に該当しない行為（以下「指導等」という。）を行う。なお、指導等を行うことなく９の犯罪事実確認義務に違反した場合の公表又は是正命令を行うことは妨げられない。また、法第５条から第８条までに基づく措置（以下「安全確保措置」という。）に関しては、こども家庭庁による監督等の対象とはされていないが、犯罪事実確認実施者等が法に基づいて安全確保措置を講ずべき義務を負っていることから、こども家庭庁が指導等を行うことは妨げられない。

こども家庭庁が同法第２条第６号に規定する行政指導を行う場合、当該行政指導の趣旨（行政指導の対象となる事項を含む。）及び内容（犯罪事実確認実施者等に求める措置、当該措置を実施するための方法を含む。）並びに当該行政指導に係る責任者を、原則として文書により、具体的に示すものとする（行政手続法第 35 条第１項）。

こども家庭庁は、行政指導において犯罪事実確認実施者等に求める措置の実施状況について、当該犯罪事実確認実施者等に対して、期限を定めて報告を求めるほか、重要な事項に関しては必要に応じて当該犯罪事実確認実施者等における状況等を確認するため、再度当該犯罪事実確認実施者等に対して報告徴収、立入検査その他の措置を講ずる。

こども家庭庁は、指導等の結果を踏まえ、犯罪事実確認実施者等において犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理がなされていない、若しくはなされていない可能性がある場合又は犯罪事実確認実施者等が法令等若しくは各業法に違反し、若しくは違反している可能性がある場合、必要に応じて、当該犯罪事実確認実施者等の所轄庁に対する情報・資料の提供（指導等の結果の共有を含む。）、当該犯罪事実確認実施者等に対する対応に関する所轄庁との協議・協力その他所轄庁との連携を行う。

9　犯罪事実確認義務に違反した場合の公表、是正命令

こども家庭庁は、犯罪事実確認義務に違反したと認める犯罪事実確認実施者等に対して、法に基づき、（１）のとおり公表を行う。

また、犯罪事実確認記録等の適正な管理に係る義務に違反したと認める犯罪事実確認実施者等に対して、法に基づき、（２）のとおり、具体的な事案に応じて是正命令を行う。

なお、是正命令は行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分に該当するため、こども家庭庁は、行政手続法その他の法令を遵守して適正に行う。

（１）　犯罪事実確認義務に違反した場合の公表（法第 17 条、規則第 17 条）

こども家庭庁は、定期報告の内容又は報告徴収、立入検査若しくは指導等の結果その他の事情を踏まえ、犯罪事実確認実施者等が法第４条に定める犯罪事実確認を行うべき義務（いとま特例を適用した場合における同条第２項ただし書に従い必要な措置を講じる義務を含む。）に違反していると認めるときは、犯罪事実確認実施者等に係る次のアからクまでに掲げる事項をこども家庭庁のウェブサイトで公表する。

ア　氏名又は名称

イ　（法人の場合）代表者の氏名

ウ　住所又は所在地

エ　違反があった施設又は事業所の名称及び所在地

オ　違反があった学校設置者等の区分

カ　法第４条のいずれの規定に違反しているかの別

キ　違反の内容

ク　違反に係る教員等の数

なお、犯罪事実確認実施者等において犯罪事実確認義務違反が是正されたことが確認された場合には、こども家庭庁のウェブサイトでの公表を終了する。

（２）　是正命令（法第 18 条）

ア　是正命令の概要

こども家庭庁は、次の（ア）又は（イ）のいずれかの場合、当該犯罪事実確認実施者等に対して、当該違反を是正するために必要な措置（以下「是正措置」という）をとるべきことを命ずることができる。

（ア）　犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置を講じる義務（法第 11 条）に違反していると認める場合

（イ）　法第 13 条の報告が必要となる事態が生じた場合であって、犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認記録等を適正に管理する義務（法第 14 条）に違反していると認める場合

イ　是正命令の手順

（ア）　事前の是正の機会の付与

こども家庭庁は、犯罪事実確認実施者等からの犯罪事実確認記録等の漏え

い等の報告、通報等の内容又は報告徴収若しくは立入検査の結果その他の事情を踏まえ、犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置を講じる義務（法第 11 条）に違反していると認める場合又は法第 13 条の報告が必要となる事態が生じ、かつ、犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認記録等を適正に管理する義務（法第 14 条）に違反していると認める場合、是正命令を行うに先立ち、当該犯罪事実確認実施者等に対して、具体的な違反内容を特定した上で、是正措置及び当該是正措置を講ずることを求める合理的な期限を示し、犯罪事実確認実施者等による任意の是正を促す行政指導を行う（なお、既に上記の各違反に関し、８の指導等として犯罪事実確認実施者等による任意の是正を促す行政指導が行われている場合には、同旨の行政指導を再度行う必要はない。）。

ただし、（ウ）のとおり、是正命令を行うに先立って、当該行政指導を行わなければならないものではない。

（イ）　行政指導を行った場合における確認

こども家庭庁は、（ア）の行政指導を行った場合において、犯罪事実確認実施者等から是正措置を講じた旨の報告を受けたとき又は当該行政指導の際に示した期限の到来後に、当該是正措置の実施状況について、当該犯罪事実確認実施者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

（ウ）　弁明の機会の付与

こども家庭庁は、（イ）の確認によっても是正措置が講じられていないことと認める場合又は（ア）の行政指導を行わないが、是正命令を行うことが必要と認める場合、是正命令を行うに先立ち、犯罪事実確認実施者等に対して、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定に則り弁明の機会の付与（行政手続法第 13 条第１項第２号）を行う。

ただし、公益上、緊急に是正命令を発出する必要があり、弁明の機会の付与を行うことができない場合には、こども家庭庁は、犯罪事実確認実施者等に対して、弁明の機会の付与を行うことを要しない（行政手続法第 13 条第２項第１号）。

（エ）　是正命令の発出

こども家庭庁は、弁明の機会の付与を行った場合における犯罪事実確認実施者等による弁明の内容その他の事情を踏まえて必要と認める場合又は（ウ）ただし書に示す場合に該当することにより弁明の機会の付与を行わないが、是正命令を行うことが必要と認める場合、法第 18 条の規定に基づき、当該犯罪事実確認実施者等に対して、是正命令を行う。

なお、（ア）の行政指導が行われた場合においては、当該行政指導の後に（イ）の確認を待たずして緊急に是正命令を発出する必要が生じた場合その他特段

の事情がある場合を除き、（イ）により是正措置が犯罪事実確認実施者等により講じられなかったことが確認された後に是正命令を行うものとする。

（オ）　是正命令の方式

是正命令は文書で行うものとし、当該文書には次の事項を記載する。

① 処分日（発出日）、処分庁及び処分の名宛人

② 是正命令を行う理由（行政手続法第 14 条第１項）

③ 是正措置を講ずる期限

④ 当該是正措置を講じた場合にはその旨及び講じた是正措置の内容をこども家庭庁に報告すべき旨

⑤ 当該是正命令を受けた者からの犯罪事実確認書の交付申請については、当該是正措置が講じられたものと認めるまでの間は、犯罪事実確認書の交付を行わない旨（法第 35 条第３項）

⑥ 当該是正命令について不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第１項）

⑦ 当該是正命令について取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第１項第１号及び第２号）

（カ）　是正したことの確認

こども家庭庁は、是正命令により命じた是正措置の実施状況について、犯罪事実確認実施者等から是正措置を講じた旨の報告を受けたとき又は（オ）③の期限の到来後に、当該犯罪事実確認実施者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

10　所轄庁との連携

こども家庭庁は、法に基づき、犯罪事実確認の適切な実施及び犯罪事実確認記録等の適正な管理について、監督等を行う。

所轄庁は、各業法に基づき、犯罪事実確認の適切な実施及び安全確保措置について監督等を行うほか、犯罪事実確認記録等の適正な管理に関して、必要に応じて各業法に基づく処分等を行う。

上記のようなこども家庭庁及び所轄庁の役割を踏まえ、こども家庭庁は、次のアからオまでに掲げる情報について、可能かつ所轄庁の権限で実施される対応に必要と認める範囲で当該所轄庁に共有する。当該情報の共有は法のためにこども家庭庁が整備するシステムの活用その他適切な方法により行う。加えて、こども家庭庁は、この指針に記載のとおり、犯罪事実確認実施者等に対する対応に関する所轄庁との協議・協力その他所轄庁との連携（例えば、所轄庁が各業法に基づいて実施する立入検査及びこども家庭庁が法に基

づいて実施する立入検査を協同して実施するなど、必要に応じて所轄庁の権限で実施する対応を含む。）を行うなど、所轄庁との適切な協力関係の下で監督等を実施する。なお、情報の共有に当たっては、その具体的な範囲及び態様につき個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令に留意してこれを行う。

ア　定期報告により把握した犯罪事実確認実施者等における法に基づく措置の実施状況

イ　報告徴収又は立入検査の実施情報

ウ　法の違反の状況

エ　行政指導及び是正命令に係る状況

オ　その他こども家庭庁において把握した犯罪事実確認実施者等における法に基づく措置の実施状況

11　監督等結果の公表

こども家庭庁は、監督等の透明性の確保及び類似事案の再発防止等を図るため、個人情報及び犯罪事実確認実施者等の正当な利益に配慮しつつ、実施した監督等の結果について原則として毎年度１回、その概況等について公表する。

別紙１　犯罪事実確認実施者等に係る監督等の観点

※　「犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置」については、ガイドラインも参照。
※　国等に対する監督等については、以下の表中の第２の４のみが対象となる。

区分	犯罪事実確認実施者等が講ずべき措置	監督等の観点
第１　犯罪事実確認		
１　犯罪事実確認の対象者	法第２条第４項の教員等に該当する者に対して、犯罪事実確認を行わなければならない（第４条）。	・　ガイドライン「Ⅲ．２．教員等（法第２条第４項関係）」で示されている「職種全体が対象になる」もの及び「職種の一部が対象になり得る」ものの分類や３要件（支配性・継続性・閉鎖性）の考え方に基づいて「教員等」に該当する者が適切に特定されているか。
２　犯罪事実確認の期限又は期間	次の①から③までの従事者の区分に応じて、法定の期限までに、又は法定の期間内に、犯罪事実確認を行わなければならない。 ①　新規採用等（法第４条第２項の規定（以下「いとま特例」という。）が適用される場合を除く。）：教員等としての本来の業務に従事させるまで（法第４条第１項） ②　施行時現職者（2029 年 12 月 24 日までの間に教員等としての本来の業務に従事しなくなった者を除く）：2029 年 12 月 24 日まで（法第４条第３項、令第４条） ③　確認済みの者：確認日の翌日から起算して５年を経過する日の属する年度の初日から末日まで（法第４条第４項）	・　教員等について、左記区分に応じて、法定の期限までに、又は法定の期間内に、犯罪事実確認を行っているか。
３　いとま特例	・　急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情により、	・　いとま特例の適用要件を充足しているか。

	・　教員等としての本来の業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、 ・　直ちにその者に当該業務を行わせなければ学校等又は児童福祉事業の運営に著しい支障が生ずるときは、 当該教員等についての犯罪事実確認は従事の日から３月以内（大規模な災害等、当該やむを得ない事情が規則第７条各号に掲げる場合にあっては６月以内）に行うことができる（法第４条第２項本文、令第３条並びに規則第６条及び第７条)。 ただし、犯罪事実確認を行うまでの間は、必要な措置（原則一対一にさせない等）を講じなければならない（法第４条第２項ただし書)。 いとま特例を適用し、犯罪事実確認を行う前に教員等としての本来の業務に従事させた者があるときは、やむを得ない事情（規則第６条各号）のいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならない(規則第 16 条第３項)。	・　いとま特例が適用される者について、教員等としての本来の業務に従事させた日から３月以内（規則第７条各号に掲げる場合にあっては６月以内）に犯罪事実確認を行っているか。 ・　いとま特例が適用される者について、講ずべき必要な措置（ガイドライン「Ⅵ．２．（３）②いとま特例が適用される場合の『必要な措置』」）を講じているか。 ・　規則第６条各号に掲げるやむを得ない事情のいずれかに該当することを証する書類等を保存しているか。
第２　情報管理措置		
１　犯罪事実確認記録等の適正な管理	犯罪事実確認記録等を適正に管理するために、①管理責任者を設置し、②情報管理規程を定め、これを遵守しなければならない（法第 11 条、規則第 12 条第１項から第３項まで、告示第 10 号)。 次の（ア）から（エ）までのそれぞれの期限までに犯罪事実確認記録等を	・　管理責任者を設置しているか。 ・　次の事項を記載した情報管理規程を遵守しているか。 ①　基本的事項 ②　組織的情報管理措置 ③　人的情報管理措置 ④　物理的情報管理措置 ⑤　技術的情報管理措置

	廃棄し及び消去しなければならない（法第 38 条）。 （ア）犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して５年を経過した日の属する年度の末日から起算して30日を経過する日まで （イ）従事者の離職の日から起算して30 日が経過する日まで （ウ）従事者を任命せず又は雇用しなかった場合において従事予定日として犯罪事実確認書の申請書に記載した日（交付の日が従事予定日より遅いときは当該交付の日）から起算して 30 日を経過する日まで （エ）学校設置者等に該当しなくなった日から起算して 30 日が経過する日まで	・　法第 38 条の規定に基づいて同条に定める期限までに犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しているか。
2　情報管理規程の変更の届出	情報管理規程に係る学校設置者等に係る事業において初めて交付申請を行う前に、原則としてこまもろうシステムを通じて、情報管理規程をこども家庭庁に提出しなければならない（規則第 12 条第４項）。 情報管理規程を変更しようとするときは、原則としてこまもろうシステムを通じて、あらかじめ、次の①から③までに掲げる事項をこども家庭庁に届け出なければならない（規則第 12 条第６項本文、第７項）。 ①　犯罪事実確認実施者等に係る次の情報 ・　氏名又は名称 ・　住所又は所在地 ・　（法人の場合）代表者の氏名 ②　新旧の対照を明示した変更の内容及び変更の理由	・　情報管理規程を変更しようとするときは、提出が不要とされる場合を除き、あらかじめ、こども家庭庁に届け出ているか。

	③　変更後の情報管理規程の実施予定日 ただし、情報管理規程の変更が以下の変更である場合には、届出書を提出する必要はない（規則第 12 条第６項ただし書）。 ・　情報管理措置の内容の実質的な変更を伴わないもの ・　情報管理措置の水準を維持する変更であって、具体的な手法の変更にとどまるもの ・　情報管理措置の水準を向上させる変更 施設等運営者がある場合、上記の情報管理規程の提出及び届出書の提出は、学校設置者等及び施設等運営者双方がその内容を確認し、合意した上で行わなければならない（規則第 12 条第５項、第８項）。	
３　目的外利用・第三者提供の禁止	次の①から⑥までに記載する場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない（法第 12 条）。 ①　都道府県の教育委員会が市町村の教育委員会に対して防止措置の実施に必要な限度において提供する場合 ②　犯罪事実確認書の交付を受けた学校設置者等又は施設等運営者が、他方の者に対して、犯罪事実確認及び防止措置の実施に必要な限度において提供する場合	・　左記の①から⑥までの場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供していないか。 ・　左記の秘密保持義務が遵守されているか。

	③　訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合 ④　情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合 ⑤　法第 16 条第１項の定める報告徴収又は立入検査に応じる場合 ⑥　児童福祉法又は認定こども園法の規定による報告、提出若しくは提示を求められ、又は質問若しくは検査に応じる場合 業務に関して知り得た特定性犯罪事実該当者である場合の犯罪事実確認書に記載された情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（法第 39 条）。	
4　漏えい等が生じた場合の対応	犯罪事実確認記録等の漏えい等の重大な事態が生じたときは、必要な事項を直ちにこども家庭庁に報告しなければならない（法第 13 条）。 次の①、②又は③に記載する事態が生じた場合、本人（犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報によって識別される特定の個人をいう。以下、同じ。）に対して、その旨を通知しなければならない（ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な通知に代わるべき措置をとるときを除く。）（規則第 14 条第４項）。 ①　特定性犯罪事実該当者である旨が記載された犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。②において同じ）の漏えい、滅失若し	・　犯罪事実確認記録等の漏えい等の重大な事態が生じた際、必要な事項がこども家庭庁に報告されているか。 ・　左記の①から③までの事態が生じた場合、当該事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において左記の①から⑤までの事項を本人に対して通知しているか。 ・　本人への通知が困難な場合には、本人の権利利益を保護するために必要な措置を講じているか。

	くは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態 ② 特定性犯罪事実該当者である旨が記載された犯罪事実確認記録等が法第 12 条の規定に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態 ③ 特定性犯罪事実関連情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（①に掲げるものを除く。） 上記通知を行う場合、当該事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次の①から⑤までに記載する事項を通知しなければならない（規則第 14 条第５項）。 ① 概要（発生日、発覚日、発生事案、発見者、施設等運営者がいる場合には当該施設等運営者、事実経過等） ② 漏えい等（上記に記載する、漏えい、滅失若しくは毀損又は第三者への提供をいう。）が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目 ③ 原因 ④ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 ⑤ その他の参考となる事項	
第３　その他		
１　帳簿の作成	規則第 16 条第１項第１号及び第２号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、保存しなければならない（法第 15 条第１項、規則第 15 条第１項）。	・ 左記のとおり帳簿を備え、保存しているか。

	当該帳簿は、定期報告に係る基準日（定期報告を行う年の４月 30 日）における状況について毎年度作成し、作成した日の翌日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない（法第 15 条第１項、規則第 15 条第２項及び第３項)。	

別紙２　こども性暴力防止法に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書

（第１面）

第　　号

こども性暴力防止法に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名

氏　　名

写
真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

こども家庭庁長官　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第 16 条第１項又は第 29 条第１項の規定により立入検査をする職権を有するものです。

（備考）

1. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
2. この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
3. 証明書は、新たに発行を受けたとき、転勤、退職等により資格を失ったときには、直ちに発行者に返納しなければならない。

（別添２）

こども性暴力防止法における認定事業者等に係る監督等の指針

１　趣旨

この指針は、法の規定に基づく認定事業者等に係る監督等について、こども家庭庁が準拠する事項を定めることにより、監督等の公正性及び透明性の向上を図ることを目的とするものである。

２　監督等の目的

監督等は、関係法令、ガイドライン及びこの指針に照らし、認定事業者等が講ずべき措置の実施状況を個別的に確認し、必要な助言若しくは指導、適合命令又は是正命令その他の措置を講ずること等により、認定事業者等が講ずべき措置が適正に実施されることを図り、もって教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等を確保することを目的とする。

３　用語の定義

この指針における用語の定義は、次に定めるところによるほか、関係法令に定めるところによる。

ア　「法」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）をいう。

イ　「令」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）をいう。

ウ　「規則」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則（令和７年内閣府令第 104 号）をいう。

エ　「告示第 10 号」とは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則第十二条第二項第二号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める措置（令和７年こども家庭庁告示第 10 号）をいう。

オ　「関係法令」とは、法、令及び規則並びにこれらに基づきこども家庭庁が定める告示をいう。

カ　「ガイドライン」とは、こども性暴力防止法施行ガイドライン（令和８年１月９日付こ支総第２号支援局長通知別添）をいう。

キ　「認定基準」とは、法第 20 条第１項各号（法第 21 条第３項において準用する場合を含む。）に掲げる基準をいう。

４　監督等の基本方針

（１）　監督等は、関係法令、ガイドライン及びこの指針を基本に、これまでの監督等の実績等を勘案し、厳正にかつ効果的に実施する。

（２）　監督等が画一的、形式的な実施に陥ることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、認定事業者等の問題解決を図り、認定事業者等が講ずべき措置の適正な実施を促すための具体的な助言又は指導を行う。

（３）　こども家庭庁は、監督等の事務の一部を事業者に委託して行わせる。ただし、行政処分等の公権力の行使に該当する行為については、こども家庭庁が自ら行う。

５　対象

この指針は、こども家庭庁が法に基づいて行う認定事業者等に係る監督等を対象とする。

６　監督等の観点

監督等は、別紙１「認定事業者等に係る監督等の観点」を踏まえて実施する。

ただし、こども家庭庁は、別紙１に掲げる事項以外のガイドラインにおいて取り組む必要性を示している事項その他の児童対象性暴力等の防止等に資すると認める事項についても、必要に応じて、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第２条第６号に規定する行政指導を行う。なお、国又は地方公共団体に対する行政指導については、同法の規定は適用されない（同法第４条第１項）。

７　定期報告の確認、犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認、報告徴収、立入検査

監督等のうち、定期報告の確認、犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認、報告徴収及び立入検査は、（１）から（４）までのとおり実施する。

（１）　定期報告の確認

ア　報告の有無の確認

こども家庭庁は、毎月、前月に定期報告の期限が到来している認定事業者等について、当該期限までに定期報告が実施されているか否かを確認する。

定期報告が実施されていない認定事業者等については、速やかに報告を実施するよう求める。

イ　報告内容の不備の確認

こども家庭庁は、法第 28 条第２項に基づいて認定事業者等が実施した定期報告について、関係法令で定める報告事項に照らして不備がないかを確認する。

報告内容に不備のある認定事業者等については、速やかに不備のない定期報告を実施するよう求める。

ウ　報告内容の確認

こども家庭庁は、定期報告で報告された内容を精査し、認定事業者等が講ずべき

措置が適切に講じられているか否かを確認する。

認定事業者等が講ずべき措置が適切に講じられていない疑いがある場合や報告内容に疑義がある場合等には、その内容に応じて、（３）の報告徴収、（４）の立入検査又は８の指導等を行う。

（２）　犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の確認

ア　漏えい等の報告（速報）の確認

こども家庭庁は、認定事業者等から法第 27 条第２項において準用する法第 13 条の規定に基づいて規則第 14 条第１項の報告（以下「速報」という。）があった場合、当該速報の内容を確認し、当該認定事業者等に対し、被害の拡大防止、原因究明、規則第 14 条第４項及び第５項の規定に基づく本人への通知等の対応について、必要に応じて８の指導等を行う。

イ　漏えい等の報告（確報）の確認

こども家庭庁は、認定事業者等から規則第 14 条第２項の報告（以下「確報」という。）があった場合は、当該確報の内容を確認する。

確報の内容を踏まえ、必要に応じて、８の指導等を行うほか、（３）の報告徴収又は（４）の立入検査を行う。

ウ　速報又は確報がされない場合の対応

こども家庭庁は、通報等により速報を行うことが必要な事態が生じているにもかかわらず認定事業者等が速報を行っていない事態が生じている可能性を把握した場合、必要に応じて（３）の報告徴収又は（４）の立入検査を行うほか、当該事態が法第 32 条第２項第５号に該当することを踏まえ、９（３）の「認定等の取消し」に記載する対応を行う。

また、こども家庭庁は、速報を行った認定事業者等が規則第 14 条第２項に定める期限までに確報を行っていない場合、直ちに当該認定事業者等に対して状況の確認を行い、確報を行うよう求めるとともに、必要に応じて（３）の報告徴収又は（４）の立入検査を行う。

（３）　報告徴収（法第 29 条第１項前段）

ア　実施方法

こども家庭庁は、イの実施計画に基づき、認定事業者等に対して、犯罪事実確認及びその他の安全確保措置の適切な実施並びに犯罪事実確認記録等の適正な管理を確保するために必要な限度において、犯罪事実確認及びその他の安全確保措置の実施状況並びに犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し必要な報告又は資料の提出を、文書により、期限を定めて求める。

イ　実施計画

こども家庭庁は、各月の定期報告の件数等を勘案し、原則として毎月、報告徴収に係る実施計画を策定する。実施計画においては、報告徴収の対象となる認定事業

者等及び実施時期等を定めることとする。

ウ　実施対象

こども家庭庁は、（１）の定期報告の内容、（２）の犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容、通報等の内容、過去に実施した８の指導等又は９の適合命令若しくは是正命令の実施状況その他の事情を総合的に勘案し、必要であると認める場合、認定事業者等に対して報告徴収を行う。

エ　実施単位

報告徴収は、原則として、認定事業者等ごとに実施する。なお、事業運営者がある場合には、共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者の一方又は双方に対して実施する。

オ　報告徴収に応じない場合等

アで定めた期限までに認定事業者等が報告徴収に応じない場合等の法第 46 条第２号に該当する違反行為は罰則の対象とされている。

また、アで定めた期限までに認定事業者等が報告徴収に応じない場合等、法第 32 条第２項第６号に該当する場合、こども家庭庁は、９（３）の「認定等の取消し」に記載する対応を行う。

（４）　立入検査（法第 29 条第１項後段）

ア　実施方法

こども家庭庁は、イの実施対象とした認定事業者等の事務所、認定等事業を行う事業所その他必要な場所に立ち入り、認定事業者等（当該認定事業者等の教育保育等従事者その他の従事者を含む。）に対して犯罪事実確認及びその他の安全確保措置の実施状況並びに犯罪事実確認記録等の管理の状況に関し質問をし、又は帳簿、書類その他の物件を検査する。また、立入検査に加えて、こども家庭庁は、必要に応じて、認定等事業の利用者等に対して任意の聴き取りを行う。

立入検査を行うこども家庭庁の職員は、法第 29 条第２項において準用する法第 16 条第２項の規定に基づいて、別紙２の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときには提示する。

なお、こども家庭庁において、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用する方法で行うことが適当であると認める場合は、立入検査は当該方法により実施する。

イ　実施対象

こども家庭庁は、（１）の定期報告の内容、（２）の犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容、通報等の内容、過去に実施した８の指導等又は９の適合命令若しくは是正命令の実施状況その他の事情を総合的に勘案し、必要であると認める場合、認定事業者等に対して立入検査を行う。

ウ　実施単位

立入検査は、原則として、認定事業者等の事業所等ごとに実施する。

ただし、当該認定事業者等が他の事業所等においても認定等事業を行っている場合であって、こども家庭庁において必要であると認めるときは、当該認定事業者等が運営する複数の事業所等を対象として実施する。

エ　実施体制

立入検査の実施に当たっては、こども家庭庁の職員２名以上による監督班を編成し、原則として、そのうち１名は参事官補佐又は専門官以上の職にある者を充てる。

オ　立入検査に係る事前準備

こども家庭庁は、立入検査を実施するに当たっては、あらかじめ次の（ア）から（ウ）までの対応を行う。

（ア）　原則として、対象となる認定事業者等に対して、立入検査を実施するに先立って、対象となる事業所等、実施日、立入検査を実施する職員の氏名その他必要な事項を通知する。ただし、個々の事案における立入検査の目的に照らして、事前にこれらの事項を通知することが不適当であると認める場合は、当該通知をせずに立入検査を実施する。

（イ）　立入検査を実施する職員は、過去の立入検査における指摘事項その他必要な事項について事前に検討し、立入検査の実効性を図る。

（ウ）　立入検査を実施する職員は、立入検査の実施に当たり必要な資料等（当該認定事業者等が行う認定等事業の概要や事業所等・施設の図面等）がある場合には、原則として、認定事業者等に対してあらかじめ提出を求める。資料等の提出を求めるに際しては、当該要求が過大なものとならないよう配慮し、必要な資料等に限って提出を求めるよう努める。

カ　立入検査を拒む場合等

認定事業者等が立入検査を拒む場合等の法第 46 条第２号に該当する違反行為は罰則の対象とされている。

また、認定事業者等が立入検査を拒む場合等、法第 32 条第２項第６号に該当する場合、こども家庭庁は、９（３）の「認定等の取消し」に記載する対応を行う。

８　立入検査等の結果等を踏まえた指導等

こども家庭庁は、定期報告若しくは犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容又は報告徴収若しくは立入検査の結果その他の事情を踏まえて必要であると認める場合、認定事業者等に対して、助言、指導その他の行政手続法第２条第２号に規定する処分に該当しない行為（以下「指導等」という。）を行う。なお、指導等を行うことなく９の適合命令、是正命令又は認定等の取消しを行うことは妨げられない。

こども家庭庁が同法第２条第６号に規定する行政指導を行う場合、当該行政指導の趣

旨（行政指導の対象となる事項を含む。）及び内容（認定事業者等に求める措置、当該措置を実施するための方法を含む。）並びに当該行政指導に係る責任者を、原則として文書により、具体的に示すものとする（行政手続法第 35 条第１項）。

こども家庭庁は、行政指導において認定事業者等に求める措置の実施状況について、当該認定事業者等に対して、期限を定めて報告を求めるほか、重要な事項に関しては必要に応じて当該認定事業者等における状況等を確認するため、再度当該認定事業者等に対して報告徴収、立入検査その他の措置を講ずる。

9　適合命令、是正命令、認定等の取消し

こども家庭庁は、定期報告若しくは犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告の内容又は報告徴収、立入検査若しくは指導等の結果その他の事情を踏まえ、認定事業者等に対して、法に基づき、（１）から（３）までのとおり、適合命令、是正命令又は認定等の取消しを行う。

なお、適合命令、是正命令及び認定等の取消しは行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分に該当するため、こども家庭庁は、行政手続法その他の法令を遵守して適正に行う。

（１）　適合命令（法第 30 条第１項）

ア　適合命令の概要

こども家庭庁は、認定事業者等が認定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業者等に対して、期限を定めて、当該認定基準に適合するために必要な措置（以下「適合措置」という。）をとるべきことを命ずることができる。

イ　適合命令の手順

（ア）　事前の適合の機会の付与

こども家庭庁は、定期報告若しくは犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告、通報等の内容又は報告徴収若しくは立入検査の結果その他の事情を踏まえ、認定事業者等が認定基準のいずれかに適合しなくなったと認める場合、適合命令を行うに先立ち、当該認定事業者等に対して、適合しなくなった認定基準を特定して当該不適合の内容を具体的に説明した上で、適合措置及び当該適合措置を講ずることを求める合理的な期限を示し、認定事業者等による任意の適合を促す行政指導を行う（なお、既に上記の不適合に関し、８の指導等として認定事業者等による任意の適合を促す行政指導が行われている場合には、同旨の行政指導を再度行う必要はない。）。

ただし、（ウ）のとおり、適合命令を行うに先立って、当該行政指導を行わなければならないものではない。

（イ）　行政指導を行った場合における確認

こども家庭庁は、（ア）の行政指導を行った場合において、認定事業者等から適合措置を講じた旨の報告を受けたとき又は当該行政指導の際に示した期限の到来後に、当該適合措置の実施状況について、当該認定事業者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

（ウ）　弁明の機会の付与

こども家庭庁は、（イ）の確認によっても認定事業者等が認定基準に適合していないと認める場合又は（ア）の行政指導を行わないが、適合命令を行うことが必要と認める場合、適合命令を行うに先立ち、認定事業者等に対して、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定に則り弁明の機会の付与（行政手続法第 13 条第１項第２号）を行う。

ただし、公益上、緊急に適合命令を発出する必要があり、弁明の機会の付与を行うことができない場合には、こども家庭庁は、認定事業者等に対して、弁明の機会の付与を行うことは要しない（行政手続法第 13 条第２項第１号）。

（エ）　適合命令の発出

こども家庭庁は、弁明の機会の付与を行った場合における認定事業者等による弁明の内容その他の事情を踏まえて必要と認める場合又は（ウ）ただし書に示す場合に該当することにより弁明の機会の付与を行わないが、適合命令を行うことが必要と認める場合、法第 30 条第１項の規定に基づき、当該認定事業者等に対して、適合命令を行う。

なお、（ア）の行政指導が行われた場合においては、当該行政指導の後に（イ）の確認を待たずして緊急に適合命令を発出する必要が生じた場合その他特段の事情がある場合を除き、（イ）により適合措置が認定事業者等により講じられなかったことが確認された後に適合命令を行うものとする。

（オ）　適合命令の方式

適合命令は文書で行うものとし、当該文書には次の事項を記載する。ただし、⑥については、認定基準のうち法第 20 条第１項第６号に係る適合命令の場合に限る。

① 処分日（発出日）、処分庁及び処分の名宛人
② 適合命令を行う理由（行政手続法第 14 条第１項）
③ 適合措置を講ずる期限
④ 当該適合措置を講じた場合にはその旨及び講じた適合措置の内容をこども家庭庁に報告すべき旨
⑤ 当該適合命令に違反した場合は認定等が取り消される旨（法第 32 条第１項第４号）
⑥ 認定基準のうち法第 20 条第１項第６号に係る適合命令においては、当該適合命令を受けた者からの犯罪事実確認書の交付申請については、

当該適合措置が講じられたものと認めるまでの間は、犯罪事実確認書の交付を行わない旨（法第 35 条第３項）

⑦ 当該適合命令について不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第１項）

⑧ 当該適合命令について取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第１項第１号及び第２号）

（カ） 実施状況の確認

こども家庭庁は、適合命令により命じた適合措置の実施状況について、認定事業者等から適合措置を講じた旨の報告を受けたとき又は（オ）③の期限の到来後に、当該認定事業者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

（２） 是正命令（法第 30 条第２項）

ア 是正命令の概要

こども家庭庁は、法第 27 条第２項において準用する法第 13 条の報告が必要となる事態が生じた場合であって、認定事業者等が犯罪事実確認記録等を適正に管理する義務（法第 27 条第１項）に違反していると認めるときは、当該認定事業者等に対して、当該違反を是正するために必要な措置（以下「是正措置」という。）をとるべきことを命ずることができる。

イ 是正命令の手順

（ア） 事前の是正の機会の付与

こども家庭庁は、認定事業者等からの犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告、通報等の内容又は報告徴収若しくは立入検査の結果その他の事情を踏まえ、法第 27 条第２項において準用する法第 13 条の報告が必要となる事態が生じ、かつ、認定事業者等が犯罪事実確認記録等を適正に管理する義務（法第 27 条第１項）に違反していると認める場合、是正命令を行うに先立ち、当該認定事業者等に対して、具体的な違反内容を特定した上で、是正措置及び当該是正措置を講ずることを求める合理的な期限を示し、認定事業者等による任意の是正を促す行政指導を行う（なお、既に上記の違反に関し、８の指導等として認定事業者等による任意の是正を促す行政指導が行われている場合には、同旨の行政指導を再度行う必要はない。）。

ただし、（ウ）のとおり、是正命令を行うに先立って、当該行政指導を行わなければならないものではない。

（イ） 行政指導を行った場合における確認

こども家庭庁は、（ア）の行政指導を行った場合において、認定事業者等か

ら是正措置を講じた旨の報告を受けたとき又は当該行政指導の際に示した期限の到来後に、当該是正措置の実施状況について、当該認定事業者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

（ウ）　弁明の機会の付与

こども家庭庁は、（イ）の確認によっても是正措置が講じられていないことと認める場合又は（ア）の行政指導を行わないが、是正命令を行うことが必要と認める場合、是正命令を行うに先立ち、認定事業者等に対して、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定に則り弁明の機会の付与（行政手続法第 13 条第１項第２号）を行う。

ただし、公益上、緊急に是正命令を発出する必要があり、弁明の機会の付与を行うことができない場合には、こども家庭庁は、認定事業者等に対して、弁明の機会の付与を行うことを要しない（行政手続法第 13 条第２項第１号）。

（エ）　是正命令の発出

こども家庭庁は、弁明の機会の付与を行った場合における認定事業者等による弁明の内容その他の事情を踏まえて必要と認める場合又は（ウ）ただし書に示す場合に該当することにより弁明の機会の付与を行わないが、是正命令を行うことが必要と認める場合、法第 30 条第２項の規定に基づき、当該認定事業者等に対して、是正命令を行う。

なお、（ア）の行政指導が行われた場合においては、当該行政指導の後に（イ）の確認を待たずして緊急に是正命令を発出する必要が生じた場合その他特段の事情がある場合を除き、（イ）により是正措置が認定事業者等により講じられなかったことが確認された後に是正命令を行うものとする。

（オ）　是正命令の方式

是正命令は文書で行うものとし、当該文書には次の事項を記載する。

① 処分日（発出日）、処分庁及び処分の名宛人
② 是正命令を行う理由（行政手続法第 14 条第１項）
③ 是正措置を講ずる期限
④ 当該是正措置を講じた場合にはその旨及び講じた是正措置の内容をこども家庭庁に報告すべき旨
⑤ 当該是正命令に違反した場合は認定等が取り消される旨（法第 32 条第１項第４号）
⑥ 当該是正命令を受けた者からの犯罪事実確認書の交付申請については、当該是正措置が講じられたものと認めるまでの間は、犯罪事実確認書の交付を行わない旨（法第 35 条第３項）
⑦ 当該是正命令について不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間（行政不

服審査法第 82 条第１項）

⑧　当該是正命令について取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法第 46 条第１項第１号及び第２号）

（カ）　是正したことの確認

こども家庭庁は、是正命令により命じた是正措置の実施状況について、認定事業者等から是正措置を講じた旨の報告を受けたとき又は（オ）③の期限の到来後に、当該認定事業者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

（３）　認定等の取消し（法第 32 条）

ア　認定等の取消しの概要

こども家庭庁は、認定事業者等が法第 32 条第１項各号のいずれかの事由（以下「必要的取消事由」という。）に該当する場合、当該認定事業者等の認定等を取り消す（以下「必要的取消し」という。）。

また、認定事業者等が同条第２項各号のいずれかの事由（以下「裁量的取消事由」という。）に該当する場合、当該認定事業者等の認定等を取り消すことができる（以下「裁量的取消し」という。）。

イ　認定等の取消しの手順

こども家庭庁は、定期報告、犯罪事実確認記録等の漏えい等の報告、通報等の内容又は報告徴収、立入検査若しくは指導等の結果その他の事情を踏まえ、認定事業者等が必要的取消事由に該当すると認める場合には（ウ）から（オ）までに示す対応を行い、裁量的取消事由に該当すると認める場合には（ア）から（オ）までに示す対応を行う。

（ア）　事前の解消の機会の付与

こども家庭庁は、認定事業者等が裁量的取消事由のいずれかに該当すると認める場合、裁量的取消しを行うに先立ち、当該認定事業者等に対して、いずれの裁量的取消事由に該当するかを特定した上で、当該裁量的取消事由に該当する状況を解消するために必要な措置及び当該措置を講ずることを求める合理的な期限を示し、認定事業者等による任意の解消を促す行政指導を行うものとする（ただし、当該状況の解消が見込まれない場合を除く。なお、８の指導等として認定事業者等による任意の解消を促す行政指導が行われている場合には、同旨の行政指導を再度行う必要はない。）。

ただし、（ウ）のとおり、裁量的取消しを行うに先立って、当該行政指導を行わなければならないものではない。

（イ）　行政指導を行った場合における確認

こども家庭庁は、（ア）の行政指導を行った場合において、認定事業者等から裁量的取消事由に該当する状況を解消するために必要な措置を講じた旨の

報告を受けたとき又は当該行政指導の際に示した期限の到来後に、当該措置の実施状況について、当該認定事業者等に対する報告徴収、立入検査その他の方法により確認を行う。

（ウ）　聴聞

こども家庭庁は、認定事業者等が必要的取消事由に該当すると認める場合又は裁量的取消事由に該当すると認める認定事業者等が（イ）の確認によっても引き続き裁量的取消事由に該当すると認めるとき若しくは（ア）の行政指導を行わないが、裁量的取消しを行うことが必要と認める場合、認定等の取消しを行うに先立ち、認定事業者等に対して、行政手続法第 15 条から第 27 条までの規定に則り聴聞（行政手続法第 13 条第１項第１号）を行う。

ただし、公益上、緊急に認定等の取消しを行う必要があり、聴聞を行うことができない場合や必要的取消事由のうち法第 32 条第１項第２号に定める事由（法第 20 条第２項第２号又は第３号（これらの規定を法第 21 条第３項において準用する場合を含む。）に掲げる者に該当することとなったとき）に該当することが客観的な資料により直接証明され、当該事由に基づき必要的取消しを行う場合には、こども家庭庁は、認定事業者等に対して、聴聞を行うことを要しない（行政手続法第 13 条第２項第１号及び第２号）。

（エ）　認定等の取消し

こども家庭庁は、聴聞を行った場合における聴聞の結果その他の事情を踏まえて必要と認める場合又は（ウ）ただし書に示す場合に該当することにより聴聞を行わないが、認定等の取消しを行うことが必要と認める場合、法第 32 条第１項又は第２項の規定に基づき、当該認定事業者等に対して、認定等の取消しを行う。

この際、裁量的取消しを行うか否かは、事案の重大性や悪質性、故意の有無、過失の程度、違反状態の継続期間、過去にも同じ違反状態を繰り返しているか否か等を総合的に勘案した上で判断する。

なお、（ア）の行政指導が行われた場合において、当該行政指導の後に（イ）の確認を待たずして緊急に裁量的取消しを行う必要が生じた場合その他特段の事情がある場合を除き、（イ）により裁量的取消事由に該当する状況を解消するために必要な措置が認定事業者等により講じられなかったことが確認された後に裁量的取消しを行うものとする。

（オ）　認定等の取消しの方式

認定等の取消しは文書で行うものとし、当該文書には次の事項を記載する。

①　処分日（発出日）、処分庁及び処分の名宛人

②　取消しの対象となる認定等

③　認定等の取消しを行う理由（行政手続法第 14 条第１項）

④　当該認定等の取消しについて不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間（行政不服審査法第 82 条第１項）

⑤　当該認定等の取消しについて取消訴訟の被告とすべき者及び取消訴訟の出訴期間（行政事件訴訟法第 46 条第１項第１号及び第２号）

ウ　認定等の取消しの公表（法第 32 条第 3 項）

こども家庭庁は、認定事業者等の認定等の取消しをしたときは、その旨をこども家庭庁のウェブサイトで公表する。当該認定等の取消しの理由が犯罪事実確認義務違反（法第 32 条第１項第３号）である場合、こども家庭庁は、次の（ア）から（カ）までに掲げる事項を公表する。

（ア）　認定事業者等の氏名又は名称、住所又は所在地、代表者の氏名（法人の場合）

（イ）　違反のあった事業所等の名称及び所在地

（ウ）　違反のあった対象事業種別（民間教育事業、認可外保育事業等の別など）

（エ）　違反に係る法令の条項

（オ）　違反内容

（カ）　違反に係る対象業務従事者の数

10　所轄庁との連携

認定事業者等に係る監督等は、一義的にはこども家庭庁が行うが、当該認定事業者等が行う事業の所轄庁がある場合、こども家庭庁は、次のアからオまでに掲げる情報について、可能かつ当該所轄庁の権限で実施される対応に必要と認める範囲で当該所轄庁に共有する。当該情報の共有は法のためにこども家庭庁が整備するシステムの活用その他適切な方法により行う。こども家庭庁が行う監督等は、必要に応じて所轄庁の権限で実施する対応と連携する（例えば、所轄庁が立入検査を行う権限を有している場合に当該立入検査とこども家庭庁が法に基づいて実施する立入検査を協同して実施する等）など、所轄庁との適切な協力関係の下で実施する。なお、情報の共有に当たっては、その具体的な範囲及び態様につき個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令に留意してこれを行う。

ア　定期報告により把握した認定事業者等における法に基づく措置の実施状況

イ　報告徴収又は立入検査の実施情報

ウ　法の違反の状況

エ　行政指導、適合命令、是正命令及び認定取消しに係る状況

オ　その他こども家庭庁において把握した認定事業者等における法に基づく措置の実施状況

11　監督等結果の公表

こども家庭庁は、監督等の透明性の確保及び類似事案の再発防止等を図るため、個人情報及び認定事業者等の正当な利益に配慮しつつ、実施した監督等の結果について原則として毎年度１回、その概況等について公表する。

別紙１　認定事業者等に係る監督等の観点

※　「認定事業者等が講ずべき措置」については、ガイドラインも参照。

区分	認定事業者等が講ずべき措置	監督等の観点
第１　犯罪事実確認		
１　犯罪事実確認の対象者	法第２条第６項の教育保育等従事者に該当する者に対して、犯罪事実確認を行わなければならない（法第 26 条第１項、第２項、第３項及び第６項）。	・　ガイドライン「Ⅲ．４．教育保育等従事者（法第２条第６項関係）」で示されている「職種全体が対象になる」もの及び「職種の一部が対象になり得る」ものの分類や３要件（支配性・継続性・閉鎖性）の考え方に基づいて「教育保育等従事者」に該当する者が適切に特定されているか。
２　犯罪事実確認の期限又は期間	次の①から③までの従事者の区分に応じて、法定の期限までに、又は法定の期間内に、犯罪事実確認を行わなければならない。 ①　新規採用等（法第 26 条第２項の規定（以下「いとま特例」という。）が適用される場合を除く。）：教育保育等従事者としての業務に従事させるまで（法第 26 条第１項） ②　認定時現職者（認定等の日から１年を経過する日までの間に教育保育等従事者としての業務に従事しなくなった者を除く）：認定等の日から起算して１年を経過する日まで（法第 26 条第３項、令第６条） ③　確認済みの者：確認日の翌日から起算して５年を経過する日の属する年度の初日から末日まで（法第 26 条第６項）	・　教育保育等従事者について、左記区分に応じて、法定の期限までに、又は法定の期間内に、犯罪事実確認を行っているか。
３　いとま特例	・　急な欠員を生じた場合その他のやむを得ない事情により、	・　いとま特例の適用要件を充足しているか。

	・　教育保育等従事者としての業務を行わせるまでに犯罪事実確認を行ういとまがない場合であって、 ・　直ちにその者に当該業務を行わせなければ認定等事業の運営に著しい支障が生ずるときは、 当該教育保育等従事者についての犯罪事実確認は従事の日から３月以内（大規模な災害等、当該やむを得ない事情が規則第 26 条各号に掲げる場合にあっては６月以内）に行うことができる（法第 26 条第２項本文、令第５条並びに規則第 25 条及び第 26 条）。 ただし、犯罪事実確認を行うまでの間は、必要な措置（原則一対一にさせない等）を講じなければならない（法第 26 条第２項ただし書）。 いとま特例を適用し、犯罪事実確認を行う前に教育保育等従事者としての業務に従事させた者があるときは、やむを得ない事情（規則第 25 条各号）のいずれかに該当することを証する書類等を保存しなければならない（規則第 29 条第３項）。	・　いとま特例が適用される者について、教育保育等従事者としての業務に従事させた日から３月以内（規則第 26 条各号に掲げる場合にあっては６月以内）に犯罪事実確認を行っているか。 ・　いとま特例が適用される者について、講ずべき必要な措置（ガイドライン「Ⅵ．２．（３）②いとま特例が適用される場合の『必要な措置』」）を講じているか。 ・　規則第 25 条各号に掲げるやむを得ない事情のいずれかに該当することを証する書類等を保存しているか。
４　体制整備	犯罪事実確認を適切に実施するための体制として、次の①から④までの措置の適切な実施を確保するための責任者を選任しなければならない（法第 20 条第１項第１号、規則第 19 条第１項）。 ①　犯罪事実確認を計画的かつ適切に実施するための業務の管理 ②　教育保育等従事者に対する犯罪事実確認の必要性、対象及び手続等の事項に係る事前の通知	・　犯罪事実確認を適切に実施するための体制として、左記の①から④までの措置の適切な実施を確保するための責任者を選任しているか。

	③　交付を受けた犯罪事実確認書の確認 ④　いとま特例の適用により犯罪事実確認を行う前に教育保育等従事者としての業務に従事させる者がある場合には、次の措置 ・　いとま特例を適用した場合に講ずべき必要な措置について当該者に対して書面により説明すること ・　いとま特例に関する「やむを得ない事情」のいずれかに該当することを証する書類等を保存すること	
第２　その他の安全確保措置		
１　早期把握	次の①から③までの早期把握のための措置を行わなければならない（法第20条第１項第２号、規則第８条）。 ①　児童等に対する日常観察 ②　児童等の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケート ③　児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応ルールの策定及び周知	・　児童等に対する日常的な観察を実施しているか。 ・　児童等の発達段階及び特性並びに事業の特性に応じた定期的な面談又はアンケートを実施しているか。 ・　児童対象性暴力等の疑いを把握した場合の適切な報告及び対応に関するルールを定め、教育保育等従事者、児童等及び児童等の保護者へ周知しているか。
２　相談	次の①及び②の相談体制の整備に関する措置を行わなければならない（法第20条第１項第３号、規則第９条）。 ①　認定事業者等における相談員の選任又は相談窓口の設置及び周知 ②　児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口の周知	・　認定事業者等において、相談員の選任又は相談窓口の設置を行い、児童等及び児童等の保護者へ周知しているか。 ・　児童対象性暴力等に関する外部の相談窓口について、児童等及び児童等の保護者へ周知しているか。

3　研修	児童対象性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるため、次の①及び②を満たす研修を教育保育等従事者に受講させなければならない（法第 20 条第１項第５号、規則第 19 条第３項）。 ① 座学及び演習を組み合わせること。 ② 規則第 19 条第３項各号に定める研修事項を含むこと。	・ 教育保育等従事者に対し、規則第 19 条第３項各号に定める研修事項を対象として、座学及び演習を組み合わせる態様で研修を実施しているか。
4　調査	教育保育等従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を行わなければならない（法第 20 条第１項第４号ロ）。 調査に当たっては、次の①から③までに掲げる方法により行う（規則第 19 条第２項第２号、第 10 条）。 ① 児童等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して行うこと。 ② 児童対象性暴力等を行った疑いがある教育保育等従事者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に行うこと。 ③ 事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で行うこと。	・ 教育保育等従事者による児童対象性暴力等が行われた疑いがあると認めるときは、その事実の有無及び内容について調査を実施しているか。 ・ 児童等の人権及び特性に配慮し、その名誉及び尊厳を害しないよう注意して調査を行っているか。 ・ 児童対象性暴力等を行った疑いがある教育保育等従事者の人権及び特性にも配慮し、公正かつ中立に調査を行っているか。 ・ 調査は、事案の内容その他の事情に応じ、関係機関等との適切な連携の下で調査を行っているか。
5　保護・支援	児童等が教育保育等従事者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その児童等の保護及び支援のための措置を行わなければならない（法第 20 条第１項第４号ハ）。	・ 児童等が教育保育等従事者による児童対象性暴力等を受けたと認めるときは、その児童等の保護及び支援のための措置を実施しているか。

	保護及び支援に当たっては、被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的として、次の①から③までに掲げる方法により行う（規則第19条第２項第２号、第11条）。 ① 被害児童等と当該教育保育等従事者の接触を回避すること。 ② 事案の内容等に応じた支援機関等の情報を被害児童等に提供すること。 ③ 被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応すること。	・ 保護及び支援のための措置は、被害児童等が日常を取り戻し、落ち着いて教育、保育等を受けることができるようにすることを目的としているか。 ・ 児童等が教育保育等従事者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害児童等と当該児童対象性暴力等を行ったと認定事業者等が認める教育保育等従事者との接触を回避しているか。 ・ 児童等が教育保育等従事者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害児童等に対し、事案の内容等に応じた支援機関等の情報を提供しているか。 ・ 児童等が教育保育等従事者による児童対象性暴力等を受けたと認める場合、被害児童等及びその保護者からの相談に誠実に対応しているか。
６　防止措置	教育保育等従事者により、児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めるときは、当該教育保育等従事者を教育保育等従事者としての業務に従事させない等の必要な措置を講じなければならない（法第20条第１項第４号イ、規則第19条第２項第１号）。 上記必要な措置として、具体的には、次の①から④までに掲げる「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じて、それぞれ適切な防止措置を実施しなければならない。	・ 早期把握に係る措置及び相談に係る措置その他の方法により把握した情報がある場合、当該情報について適切な事実確認等を行った上で防止措置を講じているか。 ・ 左記の「児童対象性暴力等が行われるおそれ」の内容に応じた防止措置が講じられているか。

	① 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であった場合：原則、教育保育等従事者としての業務に従事させない。 ② 児童等又は児童等の保護者から、教育保育等従事者による児童対象性暴力等の被害の申告があった場合：被害が疑われる児童等と加害が疑われる教育保育等従事者の接触を回避する。 ③ 調査等の結果、児童対象性暴力等が行われたと合理的に判断される場合：原則、教育保育等従事者としての業務に従事させない。 ④ 調査等の結果、不適切な行為が行われたと合理的に判断される場合：初回かつ軽微な場合は指導や研修受講命令を行うなど、段階的に対応する。指導にかかわらず同様の行為を繰り返す場合又は重大な不適切行為である場合には、③に準じた対応を行う。	
7 児童対象性暴力等対処規程の遵守及び変更の届出	法第 20 条第１項第４号イからハまでに掲げる措置（「４調査」、「５保護・支援」及び「６防止措置」）を定めた児童対象性暴力等対処規程を作成し、これを遵守しなければならない(法第20条第１項第４号、第25条、規則第19条第２項)。 児童対象性暴力等対処規程を変更しようとするときは、原則としてこまもろうシステムを通じて、あらかじめ、次の①から④までに掲げる事項をこども家庭庁に届け出なければならない（法第24条第３項、規則第24条第１項及び第２項、第23条第３項)。 ① 認定事業者等に係る次の情報	・ ４から６までの措置について、児童対象性暴力等対処規程を遵守しているか。 ・ 児童対象性暴力等対処規程を変更しようとするときは、提出が不要とされる場合を除き、あらかじめ、こども家庭庁に届け出ているか。

	・　氏名又は名称 ・　住所又は所在地 ・　（法人の場合）代表者の氏名 ② 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分 ③ 新旧の対照を明示した変更の内容及び変更の理由 ④ 変更後の児童対象性暴力等対処規程の実施予定日 ただし、児童対象性暴力等対処規程の変更が以下の変更である場合には、届出書を提出する必要はない（規則第 24 条第３項）。 ・　法第 20 条第１項第４号により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている内容の実質的な変更を伴わないもの ・　法第 20 条第１項第４号により児童対象性暴力等対処規程に定めることとされている事項以外の変更 共同認定である場合、上記の届出書の提出は、認定事業者等及びもう一方の事業者双方がその内容を確認し、合意した上で行わなければならない（規則第 24 条第２項、第 23 条第４項）。	
第３　情報管理措置		
１　犯罪事実確認記録等の適正な管理	犯罪事実確認記録等を適正に管理するために、①管理責任者を設置し、②情報管理規程を定め、これを遵守し、③民間教育保育等事業者の事業に従事する者を２名以上置かなければならない（法第 20 条第１項第６号、規則第 12 条第１項から第３項まで、告示第 10 号）。	・　管理責任者を設置しているか。 ・　次の事項を記載した情報管理規程を遵守しているか。 ①　基本的事項 ②　組織的情報管理措置 ③　人的情報管理措置 ④　物理的情報管理措置 ⑤　技術的情報管理措置

	次の（ア）から（エ）までのそれぞれの期限までに犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければならない（法第 38 条）。 （ア）犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して５年を経過した日の属する年度の末日から起算して30日を経過する日まで （イ）従事者の離職の日から起算して30 日が経過する日まで （ウ）従事者を任命せず又は雇用しなかった場合において従事予定日として犯罪事実確認書の申請書に記載した日（交付の日が従事予定日より遅いときは当該交付の日）から起算して 30 日を経過する日まで （エ）認定事業者等に該当しなくなった日から起算して 30 日が経過する日まで	・ 民間教育保育等事業者の事業に従事する者を２名以上置いているか。 ・ 法第 38 条の規定に基づいて同条に定める期限までに犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しているか。
２ 情報管理規程の変更の届出	情報管理規程を変更しようとするときは、原則としてこまもろうシステムを通じて、あらかじめ、次の①から④までに掲げる事項をこども家庭庁に届け出なければならない（法第 24 条第３項、規則第 24 条第１項及び第２項、第 23 条第３項）。 ① 認定事業者等に係る次の情報 ・ 氏名又は名称 ・ 住所又は所在地 ・ （法人の場合）代表者の氏名 ② 認定等事業の概要及び民間教育保育等事業の区分 ③ 新旧の対照を明示した変更の内容及び変更の理由 ④ 変更後の情報管理規程の実施予定日	・ 情報管理規程を変更しようとするときは、提出が不要とされる場合を除き、あらかじめ、こども家庭庁に届け出ているか。

	ただし、情報管理規程の変更が以下の変更である場合には、届出書を提出する必要はない（法第 24 条第３項ただし書、規則第 24 条第３項)。 ・　情報管理措置の内容の実質的な変更を伴わないもの ・　情報管理措置の水準を維持する変更であって、具体的な手法の変更にとどまるもの ・　情報管理措置の水準を向上させる変更 共同認定である場合、上記の届出書の提出は、認定事業者等及びもう一方の事業者双方がその内容を確認し、合意した上で行わなければならない（規則第 24 条第２項、第 23 条第４項)。	
３　目的外利用・第三者提供の禁止	次の①から④までに記載する場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは児童対象性暴力等対処規程に定める防止措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない(法第27条第２項、第12条)。 ①　共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者との間で、犯罪事実確認及び児童対象性暴力等対処規程に定める防止措置の実施に必要な限度において提供する場合 ②　訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合 ③　情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合 ④　法第 29 条第１項の定める報告徴収又は立入検査に応じる場合	・　左記の①から④までの場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは児童対象性暴力等対処規程に定める防止措置を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供していないか。 ・　左記の秘密保持義務が遵守されているか。

	業務に関して知り得た特定性犯罪事実該当者である場合の犯罪事実確認書に記載された情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（法第 39 条）。	
4　漏えい等が生じた場合の対応	犯罪事実確認記録等の漏えい等の重大な事態が生じたときは、必要な事項を直ちにこども家庭庁に報告しなければならない（法第 27 条第２項、第 13 条）。 次の①、②又は③に記載する事態が生じた場合、本人（犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報によって識別される特定の個人をいう。以下、同じ。）に対して、その旨を通知しなければならない（ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要な通知に代わるべき措置をとるときを除く。）（規則第 14 条第４項）。 ① 特定性犯罪事実該当者である旨が記載された犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。②において同じ）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態 ② 特定性犯罪事実該当者である旨が記載された犯罪事実確認記録等が法第 27 条第２項の規定により読み替えて適用される法第 12 条の規定に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態 ③ 特定性犯罪事実関連情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、	・ 犯罪事実確認記録等の漏えい等の重大な事態が生じた際、必要な事項がこども家庭庁に報告されているか。 ・ 左記の①から③までの事態が生じた場合、当該事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において左記の①から⑤までの事項を本人に対して通知しているか。 ・ 本人への通知が困難な場合には、本人の権利利益を保護するために必要な措置を講じているか。

	又は発生したおそれがある事態（①に掲げるものを除く。） 上記通知を行う場合、当該事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次の①から⑤までに記載する事項を通知しなければならない（規則第 14 条第５項）。 ① 概要（発生日、発覚日、発生事案、発見者、共同認定である場合のもう一方の事業者、事実経過等） ② 漏えい等（上記に記載する、漏えい、滅失若しくは毀損又は第三者への提供をいう。）が発生し、又は発生したおそれがある犯罪事実確認記録等又は特定性犯罪事実関連情報の項目 ③ 原因 ④ 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容 ⑤ その他の参考となる事項	
第４　その他		
１　帳簿の作成	規則第 29 条第１項第１号及び第２号に掲げる事項を記載した帳簿を備え、保存しなければならない（法第 28 条第１項、規則第 28 条第１項）。 当該帳簿は、定期報告に係る基準日（認定等を受けた日から１年が経過する日の前日及びその後毎年同日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その前日）の属する月の前月の初日）における状況について毎年度作成し、作成した日の翌日から起算して５年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない（法第 28 条第１項、規則第 28 条第２	・ 左記のとおり帳簿を備え、保存しているか。

	項並びに規則第 15 条第２項及び第３項)。	
２　法第22条各号に掲げる事項の変更の届出	法第 22 条各号に掲げる事項を変更する場合、あらかじめ、その旨をこども家庭庁に届け出なければならない（法第 24 条第１項、規則第 23 条)。	・　法第 22 条各号に掲げる事項を変更する場合に、あらかじめ、その旨をこども家庭庁に届け出ているか。
３　廃止の届出	認定等事業を廃止しようとする場合、あらかじめ、その旨及び廃止しようとする日をこども家庭庁に届け出なければならない（法第 31 条第１項、規則第 30 条)。	・　認定等事業を廃止しようとする場合、あらかじめ、その旨及び廃止しようとする日をこども家庭庁に届け出ているか。

別紙２　こども性暴力防止法に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書

（第１面）

第　　号

こども性暴力防止法に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書

職　　名

氏　　名

写
真

年　　月　　日交付
年　　月　　日限り有効

こども家庭庁長官　　印

（第２面）

この証明書を携帯する者は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第 16 条第１項又は第 29 条第１項の規定により立入検査をする職権を有するものです。

（備考）

1. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
2. この証明書を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
3. 証明書は、新たに発行を受けたとき、転勤、退職等により資格を失ったときには、直ちに発行者に返納しなければならない。

別添２

こ支性第１１５号
令和８年９月４日

各　都道府県知事　殿

指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法の施行に向けた義務事業者用施行準備ガイドVer.1.1の周知及び円滑な施行に向けた対応について（依頼）

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

法の施行まで４か月を切る中で、特に法令に基づく取組が義務となる学校設置者等（義務事業者）において、制度について従事者等への周知を進めつつ、従事者への研修の実施、就業規則等の改定、情報管理規程の整備など、今の段階から必要な準備を進めることが重要です。

このため、本年７月に、施行までに最低限対応する必要のある事項についてまとめた資料を、義務事業者用施行準備ガイドとして公表しましたが、今般、当該資料の改定を行いましたので、下記のとおり通知します。本体資料についてガイドラインの改訂に伴うガイドラインの参照ページ数の修正（形式的な修正）、参考資料について、相談窓口の周知広報資料の修正、事業者の取組事例の追加等を行っています。

各都道府県、指定都市並びに中核市におかれては、義務事業者における対応が円滑に進むよう、本資料を周知いただくとともに、特に公立の施設については、各地方公共団体（教育委員会、施設所管の担当部局）に法令に基づく措置の実施の義務がありますので、早期の対応をお願いします。

あわせて、管内全体の準備が円滑かつ迅速に進むような支援、体制整備等について、別添の事項についても対応の検討をお願いします。

各都道府県におかれては、本通知の内容について、管内の市区町村に対して周知をいただくようお願いします。

なお、今後、必要に応じて、施行に向けた準備状況の調査を実施し、公表していくことを検討していますので、ご承知おきください。

記

こども性暴力防止法の施行に向けた義務事業者用準備ガイドVer.1.1の掲載先は、以下のとおり。

【資料掲載先】

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

以上

別添３

こ支性第１１２号
令和８年９月２日

各　都道府県知事　殿
　　指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法施行ガイドラインの改訂について（周知依頼）

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）は、本年12月25日に施行されます。

本年１月には制度の詳細な全体像をお示しするため、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を策定しました。以降、ガイドラインの内容に沿って、各種研修資料やわかりやすい解説動画、QA等の資料を作成し、事業者・従事者を始め、制度の対象となる者において必要な準備が進むよう周知等を進めてきたところです。

今般、ガイドラインについて、一部追記等すべき点がでてきたこと等から、改訂を行いましたので、通知します（改正の概要については、別添を参照ください。）。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市並び中核市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、当該ガイドラインの改訂について、幅広く周知いただくようお願いします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

記

こども性暴力防止法施行ガイドラインの掲載先は、以下のとおり。
【資料掲載先】
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

以上

別添

こども性暴力防止法施行ガイドラインの改訂について

改訂事項の概要

①研修受講時期の考え方の明確化
　〇　認定申請前に研修を受講していることが必要な従事者等について、考え方を明確化し、それに伴い、研修受講時期についても明確化するもの。加えて、学校設置者等における、施行後に児童と接する業務に従事する者の研修受講時期についても明確化するもの。（ガイドラインP124）

②認定における事業者情報の公表項目の整理
　〇　法第22条に基づき、認定事業者等について公表することとなっている事項が、一部の事業では、入居者保護・安全確保・プライバシー保護の観点等から、公表に適さないため、所在地について、都道府県のみとしたり、「―」と表記することを追記するもの。（ガイドラインP96）

③監督等指針（案）の検討を踏まえた改訂
　〇　ガイドラインで示している「監督等の観点」及び「定期報告事項」について、監督等指針（案）の検討過程で法令に沿って適正化・具体化等した事項を反映。（ガイドラインP305-312、P320-323）

④横断指針の改訂
　〇　ガイドラインの中で横断指針の記載を引用している箇所について、横断指針の改訂による引用先のページずれを修正するもの。（ガイドラインP127-160）

参考資料

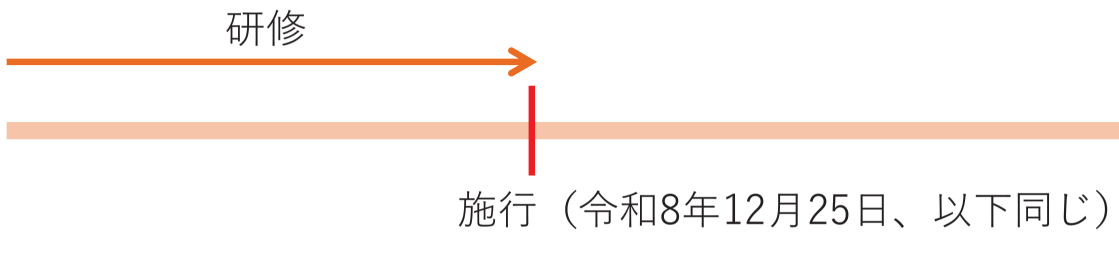
新旧対照表①

研修受講時期の考え方の明確化についての新旧対照表

新	旧
イ 受講時期 ○　研修は、原則として、児童等に接する業務に従事する前に受講させる必要がある。 ○　学校設置者等については、法の施行の際現に児童等に接する業務に従事させている者には、原則として、施行前に研修を受講させる必要がある。なお、施行日の前日までに当該業務に従事させることを決定していた者であって、施行日後に当該業務に従事させるものについては、当該業務に従事させるまでの間に受講させればよい。 ○　認定事業者等については、法第20条第１項第５号において、教育保育等従事者として従事する者に研修を受講させていることを要件としているため、認定等の申請時に、当該研修の受講を証する書類（研修実施計画書、事業者内の研修のお知らせ等）を提出する必要がある。なお、認定等の申請以前に当該業務に従事させることを決定していた者を含め、申請後に当該業務に従事させる者については、当該業務に従事させるまでの間に研修を受講させればい。	イ 受講時期 ○　研修は、原則として、児童等に接する業務に従事する前に受講させる必要があり、学校設置者等の施行時現職者については、原則として、施行前に研修を受講させる必要がある。 ○　認定事業者等については、法第20条第１項第５号において、認定時現職者に研修を受講させていることを要件としているため、認定等の申請時に、当該研修の受講を証する書類（研修実施計画書、事業者内の研修のお知らせ等）を提出する必要がある。

ガイドラインの改訂による研修受講のタイミングの明確化（義務の場合）

現行



原則として、
施行日までに研修を受講すると規定

改正後

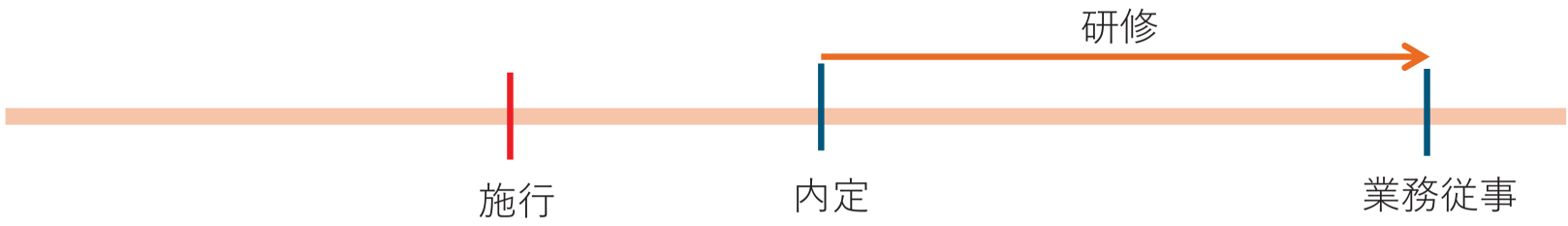
※　**引き続き、上記を原則としつつ、以下の事例については研修受講のタイミングを明確化**

1



施行前に内定した方は、施行前後に関わらず、業務の従事より前に研修を受講することとなる。

2



施行後に内定した方は、業務の従事より前に研修を受講することとなる。

ガイドラインの改訂による研修受講のタイミングの明確化（認定の場合）

現行



認定申請前までに研修を受講すると規定

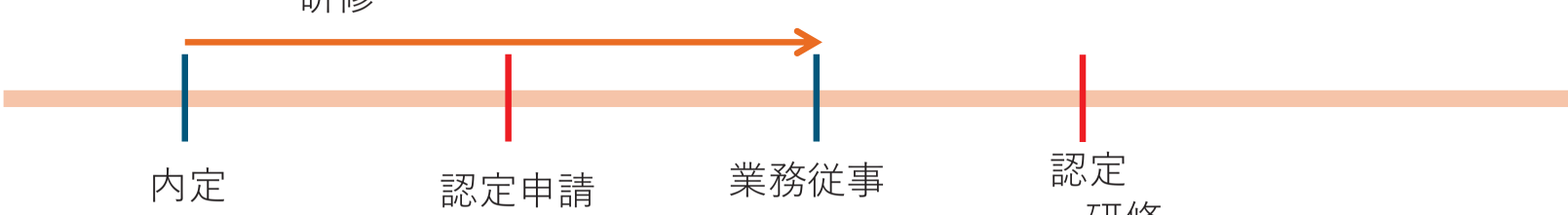
改正後

※　**引き続き、上記を原則としつつ、以下の事例については研修受講のタイミングを明確化**

1

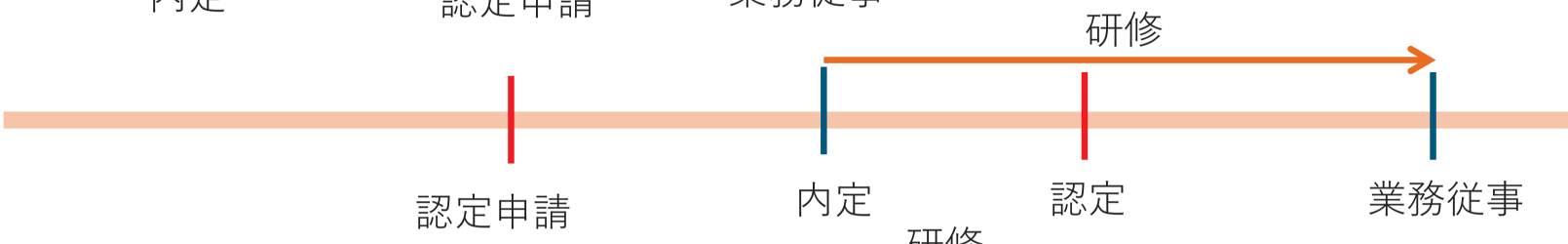


2

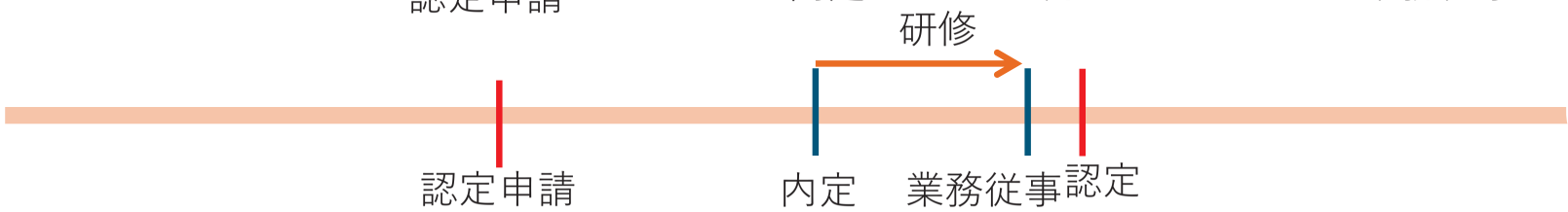


認定申請前に内定した方は、認定前後に関わらず、業務の従事より前に研修を受講することとなる。

3



4



認定申請後に内定した方は、業務の従事より前に研修を受講することとなる。

新旧対照表②

認定における事業者情報の公表項目の整理の新旧対照表

新	旧
○　こども家庭庁は、認定等をしたときは、遅滞なく、その旨及び次の①から⑥までに掲げる事項を、認定等の申請をした者に通知するとともに、こども家庭庁のウェブサイトに公表する（法第22条、規則第21条）。 ※略 ○　ただし、安全確保やプライバシー保護の観点から、以下の事業については、「事業者等の住所又は所在地」及び「事業所の所在地」について、都道府県までを記載し、郡市区町村以下は記載しない。 ・児童自立生活援助事業 ・子育て短期支援事業 ・小規模住居型児童養育事業 ・妊産婦等生活援助事業 ・児童育成支援拠点事業 なお、小規模住居型児童養育事業と子育て短期支援事業については、上記に加え、「認定事業者等の事業者の氏名又は名称」、「法人の場合は代表者の氏名」及び「事業所の名称」については「―」と記載する。 ○　民間教育事業のうち、以下の事業については、利用者の安全を著しく脅かすなどの場合に、事業者の事情をこども家庭庁に相談の上、こども家庭庁が必要と認めた場合には、公表情報のうちの所在地について郡市区町村以下を記載しないとすること等ができる。 ・フリースクール ・こども食堂 ・芸能指導	○　こども家庭庁は、認定等をしたときは、遅滞なく、その旨及び次の①から⑥までに掲げる事項を、認定等の申請をした者に通知するとともに、こども家庭庁のウェブサイトに公表する（法第22条、規則第21条）。 ※略

ウェブサイト等による公表のイメージ

※青字は申請時の法人の種別を表しており、実際の公表時には、表示されない

認定番号	認定日	認定事業者等の事業者の 氏名又は名称	住所又は所在地	法人の場合は 代表者の氏名	民間教育保育等 事業の種別	認定等事業の概要	事業所の名称	事業所の所在地	教育保育等従事者の業務の概要	認定時現職者の犯罪事実確認を完了	事業者の異なるフランチャイズ事業者の有無
62326	2027.12.25	株式会社　名戸ヶ谷学園	千葉県柏市１－２－３	こども 健太	民間教育事業	学習塾	名戸ヶ谷ゼミ	千葉県柏市１－２－３	講師	完了	あり
65326	2027.12.25	珠算こども	千葉県柏市３－７－１１	こども 啓介	民間教育事業	そろばん教室	珠算こども柏教室	千葉県柏市３－７－１１	講師	完了	あり
75481	2027.9.6	Kashiwa English lab	千葉県柏市３－７－１２	こども 幸次	民間教育事業	外国語会話教室	Kashiwa English lab	千葉県柏市３－７－１２	講師	完了	なし
75482	2027.10.11	たなか書写教室	千葉県柏市５－８－２８	こども 翔太	民間教育事業	書道教室	たなか書写教室柏駅前	千葉県柏市５－８－２８	講師	完了	あり
76765	2027.11.1	こびとダンス	千葉県柏市３－9－１	こども　翔太	民間教育事業	ダンス教室	こびとダンス kashiwa教室	千葉県柏市３－9－１	講師	完了	なし
12345	2026.12.25	家庭こども（一般社団法人）	千葉県	こども 太郎	児童自立生活援助事業	児童自立生活援助事業	かていこどもホーム	千葉県	管理者 指導員	完了	なし
12346	2026.12.26	家庭　良太(個人)	千葉県		児童自立生活援助事業	児童自立生活援助事業	家庭にぎやかホーム	千葉県	指導員	完了	なし
64740	2027.1.15	―	千葉県	―	子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	―	千葉県	管理者 児童指導員	完了	なし
64741	2027.2.14	―(個人)	千葉県		子育て短期支援事業	子育て短期支援事業	―	千葉県	管理者 児童指導員	完了	なし
64755	2027.2.22	―	千葉県	―	小規模住居型児童養育事業	小規模住居型児童養育事業	―	千葉県	管理者（養育者） 養育者	完了	なし
65786	2027.4.22	厚生こども（社会福祉法人）	千葉県	こども 浩一	妊産婦等生活援助事業	妊産婦等生活援助事業	SOSセンターA	千葉県	保健師 助産師	未完了	なし
66754	2027.4.23	家庭　浩二(個人)	千葉県		妊産婦等生活援助事業	妊産婦等生活援助事業	さくらゆめホーム	千葉県	保健師 助産師	未完了	なし
67543	2027.6.30	こどもハッピー（株式会社）	千葉県	こども 花子	児童育成支援拠点事業	児童育成支援拠点事業	たいようハウス	千葉県	管理者 支援員	完了	なし
76599	2027.9.19	ミライル芸能	千葉県松戸市５－８－１７	こども 慎太	民間教育事業	芸能指導	ミライル芸能育成所	千葉県	指導員 コーチ	完了	なし

住所又は所在地
（都道府県まで）

氏名又は名称「―」
住所又は所在地
（都道府県まで）

民間教育事業
（都道府県より後ろの所在地情報を出さないことが必要と認められるケース）

別添４

こ支性第１２４号
令和８年９月 18 日

各　都道府県知事　殿
　　指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法に関するＱ＆Ａの改訂について（周知依頼）

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

制度の詳細な全体像については、「こども性暴力防止法施行ガイドラインについて（周知依頼）」（令和８年１月９日こども家庭庁支援局長通知）により、こども性暴力防止法施行ガイドライン（掲載先：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou）をお示ししているところですが、対象となる事業者や従事者において、円滑に準備を進めていただけるよう、本年４月に、法に関して多く寄せられる照会を中心に、Ｑ＆Ａとしてまとめ、公表しています。

今般、当該Ｑ＆Ａについて、９月２日にガイドラインの改訂を行ったこと等に伴い、一部追記等すべき点がでてきたこと等から、改訂を行いましたので、下記のとおり通知します。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市並び中核市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、当該Ｑ＆Ａの改訂について、幅広く周知いただくようお願いします。

なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

記

こども性暴力防止法に関するＱ＆Ａは、以下のとおり。

【Q&A の掲載先】
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#qq

（参考）今回の改正内容は、以下のとおり。（Ｑ＆Ａ冒頭の改訂履歴にも掲載。）

○　以下の問を新規に追加。

・ 基礎編

３－９－２、４－７－２、５－12、６－16、７－４－２、７－４－３

・ 応用編

４－15、４－16、４－17、５－７－２～５－７－５、６－７－２、６－７－３、７－４－２、８－24

○　以下の問を更新。

・ 基礎編　５－11、６－10、６－12

・ 応用編　３－19、３－29、６－６、８－５、８－11、８－21、10－１

以上

こ支性第１２７号
令和８年９月 29 日

各　都道府県知事　殿
　　指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法に関するＱ＆Ａの改訂（２回目）について（周知依頼）

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

制度の詳細な全体像については、「こども性暴力防止法施行ガイドラインについて（周知依頼）」（令和８年１月９日こども家庭庁支援局長通知）により、こども性暴力防止法施行ガイドライン（掲載先：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou）をお示ししているところですが、対象となる事業者や従事者において、円滑に準備を進めていただけるよう、本年４月に、法に関して多く寄せられる照会を中心に、Ｑ＆Ａとしてまとめ、公表しています。

当該Ｑ＆Ａについては、９月 18 日に改訂を行ったところですが、今般、さらに一部の問の追加等のため、２回目の改訂を行うこととしましたので、下記のとおり通知します。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市並び中核市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、当該Ｑ＆Ａの改訂について、幅広く周知いただくようお願いします。

なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

記

こども性暴力防止法に関するＱ＆Ａは、以下のとおり。

【Q&A の掲載先】
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#qq

（参考）今回の改正内容は、以下のとおり。（Ｑ＆Ａ冒頭の改訂履歴にも掲載。）

○　以下の問を新規に追加。

・ 応用編

６－６－２、７－５～７－８

以上

別添５

こ支性第１０９号
令和８年８月２８日

各　都道府県知事　殿
　　指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法の施行に向けたこまもろうシステムマニュアル（素案）について（依頼）

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

法で定められている犯罪事実確認（性犯罪前科の有無の確認）、定期報告、認定などの手続は開発中の専用システム「こまもろうシステム」（以下「システム」という。）においてオンラインで行います。特に、犯罪事実確認については、事業者・従事者に対応いただくことが必要となります。

今般、８月 25 日（火）に開催された第 13 回こども性暴力防止法施行準備検討会で、

・　多くの義務事業者、従事者がシステムで実施する事業者アカウント登録、従事者アカウント登録、戸籍情報の登録、犯罪事実確認書の交付申請手続など主要な手続の概要等を整理した「こまもろうシステムマニュアルについて」（資料７）
・　システムの画面なども取り込みつつ、全体の手続を整理した、マニュアル（義務事業者向けマニュアル、認定事業者向けマニュアル、従事者向けマニュアル）の素案（資料８―１～８－３）

をそれぞれ公表しました。

本マニュアルは素案の段階であり、今後施行までの間に、内容を随時更新していく予定ですが、事業者や従事者の準備の観点で、参考になるものですので、各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市並び中核市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、幅広く周知いただき、今の段階から確認し、準備していただくように依頼をお願いします。

特に、義務事業者については、今の段階から、犯罪事実確認の対象となる従事者の範囲を検討・確定し、従事者に周知願います。また、システムが稼働する前から、システムに取り込みやすいように対象従事者のリスト化、従事者のメールアドレス（業

務用・私用どちらでも可）の収集等を進めていただくことが必要となります（「こまもろうシステムマニュアルについて」Ｐ５・７及び義務事業者向けマニュアル素案 P62～66 参照）。別紙のとおりリストイメージを添付しましたので、参考にしていただき、予め準備のほど、よろしくお願いいたします。

なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

記

「こまもろうシステムマニュアルについて」及び、義務事業者向けマニュアル（素案）、認定事業者向けマニュアル（素案）、従事者向けマニュアル（素案）の掲載先は、以下のとおり（なお、「こまもろうシステムマニュアルについて」が全体像を分かりやすく示した資料であるため、そちらをまず見ていただくことをお勧めします）。

【資料掲載先】

https://www.cfa.go.jp/councils/koseibo-jumbi/4cef2a90

・こまもろうシステムマニュアルについて

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4cef2a90-9689-43d9-868d-ab445acdbce1/48f493d0/20260824_councils_koseibo-jumbi_4cef2a90_09.pdf

・義務事業者向けマニュアル（素案）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4cef2a90-9689-43d9-868d-ab445acdbce1/d6d50e73/20260828_councils_koseibo-jumbi_4cef2a90_28.pdf

・認定事業者向けマニュアル（素案）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4cef2a90-9689-43d9-868d-ab445acdbce1/490bf906/20260828_councils_koseibo-jumbi_4cef2a90_29.pdf

・従事者向けマニュアル（素案）※ 従事者マニュアルについては、最低限必要な情報のみを整理したものを別途作成予定。（秋頃を目指して公表）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4cef2a90-9689-43d9-868d-ab445acdbce1/6f49120d/20260824_councils_koseibo-jumbi_4cef2a90_12.pdf

以上

【〇〇都道府県/市町村】　対象従事者のリストイメージ

事業名	事業所名	メールアドレス**※必須**	氏名（全角文字）**※必須**	施行時/認定時現職者該当区分**※必須**

※必要な項目、入力方法については今後のシステム開発状況によって変更があり得る点に御留意ください。

※本イメージは、施行前までの対象従事者のリスト化に際して必要な項目のイメージを示しています。

※本イメージを参考に対象従事者をリスト化しておくことで、システムの稼働後に対象従事者をシステムに一括登録するための作業（一括登録用ファイルをダウンロードしてリストの内容を転記し、一括登録用ファイルをアップロードして対象従事者をシステムに登録）がスムーズとなります（義務事業者マニュアル：P62～66を参照。）。

※実際にダウンロードする一括登録用ファイルは、氏名を全角で入力する必要があるほか、「事業名」は「小学校」「保育所」など、「事業所名」は「A小学校」などの登録を想定しており、一部はプルダウン形式で選択して登録する想定であることに御留意ください。

※各対象従事者の「事業名」「事業所名」の項目については、施行前までのリスト化が必須ではありませんが、整理しておくと、システムに一括登録する際に併せて登録することができます。

別添６

こ支性第 123 号
令和８年９月 25 日

各　都道府県知事　殿
　　指定都市・中核市市長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法に関する情報処理安全確保支援士への相談支援について
（周知依頼）

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

本年１月には制度の詳細な全体像をお示しするため、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」を策定しました。以降、ガイドラインの内容に沿って、各種研修資料やわかりやすい解説動画、QA、義務事業者用準備ガイド等の資料を作成し、事業者・従事者を始め、制度の対象となる者において必要な準備が進むよう周知等を進めてきたところです。

法に基づき、対象事業者は犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）を実施する必要があります。特に、義務対象事業者については法の施行までに、認定対象事業者については認定の申請までに、情報管理規程を定めることが必要です。情報管理規程には、基本的事項とともに、組織的情報管理措置、人的情報管理措置、物理的情報管理措置、技術的情報管理措置の内容を記載する必要があります。（別添１及びこども性暴力防止法施行ガイドライン「Ⅷ．情報管理措置」参照。）

今般、下記及び別添２の通り、民間の中小規模の事業者が、適切な情報管理措置を実施することができるよう、情報セキュリティの専門的な知見を有する情報処理安全確保支援士（※）を紹介するための窓口を設置しましたのでお知らせします。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市並びに中核市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、当該窓口について、幅広く周知いただくようお願いします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

（※）「情報処理安全確保支援士」とは、サイバーセキュリティ対策を推進する人材の国家資格です。
・情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）について
https://www.ipa.go.jp/jinzai/riss/index.html

記

１．窓口について
法の対象事業者は、犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）を実施する必要があります。
本窓口は、情報管理に十分な知見のない民間の中小規模の事業者であっても、適切な情報管理措置を実施することができるよう、情報セキュリティの専門的な知見を有する情報処理安全確保支援士を紹介するための窓口です。あわせて、紹介を受けた情報処理安全確保支援士に１事業者あたり最大１時間分無料で相談できるよう費用を支援します。

２．本窓口の対象
本窓口の対象となる相談者及び相談内容は次の（１）・（２）の通りです。

（１）　対象となる事業者
本窓口は、次の①又は②に該当する事業者を対象としています。
①　次のアからウまでの全てに該当する学校設置者等（いわゆる「義務事業者」）
ア　法第２条第３項に規定する学校設置者等又は法第 10 条第１項に規定する施設等運営者であること
イ　民間の法人、個人事業主又は任意団体であること
ウ　中小規模の事業者であること（常時使用する従業員等の数が 100 人以下又はこれに準ずるもの）
※　なお、施設等運営者がある場合は、学校設置者等又は施設等運営者の少なくとも一方がイ及びウの要件を満たせば、本事業の対象となります。
②　次のアからウまでの全てに該当する民間教育保育等事業者（いわゆる「認定事業者」）
ア　法第２条第５項に規定する民間教育保育等事業者であって、法第 19 条第１項に規定する事業運営者であって、同項に規定する認定又は法第 21 条第１項に規定する共同認定を受ける見込みであること
イ　民間の法人、個人事業主又は任意団体であること
ウ　中小規模の事業者であること（常時使用する従業員等の数が 100 人以下又はこれに準じるもの）であること

※　なお、共同認定を受けている場合は、民間教育保育等事業者又は事業運営者の少なくとも一方がイ及びウの要件を満たせば、本事業の対象となります。

（２）対象となる相談内容

本窓口は、①～⑤に該当する内容の相談を対象としています。

①　組織的情報管理措置の支援

・　組織体制の考え方に関する支援
・　自己点検実施方法に関する支援
・　犯罪事実確認記録等の取扱記録の作成に関する支援　など

②　人的情報管理措置の支援

・　研修実施時におけるこども家庭庁ホームページに掲載する情報管理措置に関する解説動画・資料の適切な活用に関する支援
・　研修以外に実施する意識啓発に関する支援

③　物理的情報管理措置の支援

・　管理区域又は取扱区域の適切な管理に関する支援
・　犯罪事実確認記録等を取り扱う機器等の盗難防止措置に関する支援
・　やむを得ず犯罪事実確認記録等が記載された電子媒体等を持ち運ぶ際の、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策に関する支援
・　盗難、紛失時の情報漏えい防止対策に関する支援
・　犯罪事実確認記録の廃棄・消去方法に関する支援

※　情報漏えいや犯罪事実確認記録等を取り扱う機器等を紛失した場合の緊急時においては、こども家庭庁のマニュアルに基づいて事業者が迅速に対応することが求められるため、このような緊急時の対応は本相談内容には含まれません。ただし、情報漏えいや犯罪事実確認記録等を取り扱う機器等を紛失したことによる今後のセキュリティ強化等は、相談内容に含まれます。

④　技術的情報管理措置の支援

・　事業者保有の情報システム（以下「情報システム」という。）における多要素認証の設定支援
・　情報システムへ犯罪事実確認記録等を保存する際の保存場所の分離等の設定に関する支援
・　異動、退職者等発生時の情報システムへのアクセス権の解除に関する支援
・　情報システムのOS、アプリケーションの管理に関する支援
・　情報システムへのアンチウイルスソフトウェア等の実装及び管理に関する支援
・　業務上不要なインターネット通信制限の設定に関する支援
・　情報システムにおける通信経路や内容の暗号化等の設定に関する支援

・　犯罪事実確認記録の保存のためにやむを得ずクラウドサービスを利用する際のセキュリティ設定に関する支援

⑤　その他

①～④のほか、情報管理措置全般に関する事項（基本原則など）や、その他支援等が必要な事項

※　情報システムのアカウント ID やパスワードの設定等、適正な情報管理の観点から確認すべきでない内容は対象に含まれません。

※　実際に漏えい等重大事案が発生した際の事後対応については対象に含まれません。こども家庭庁が示すガイドライン等に基づいて、迅速な対応を行う必要があります。

※　こまもろうシステムの利用に関する相談など、一般的な問合せは「こども性暴力防止法照会窓口」をご利用ください。

・こども性暴力防止法照会窓口
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou#inquiries

３．相談までの流れ

申し込みから相談までの流れは次の通りです。

①　Web フォームにて相談シートを記入又は電話での申し込み
②　申込内容に基づき、事務局において最適な情報処理安全確保支援士を選定
③　事務局より申し込みを行った事業者へオンライン相談の日時をご連絡
④　情報処理安全確保支援士による相談実施

４．相談方法・相談費用

情報処理安全確保支援士への相談は原則オンラインにより行います。

相談費用は最大１時間分まで無料です。相談時間が１時間を超えた場合は、本事業による支援の対象外となります。

５．相談支援の申込

相談の申し込みにあたっては、こちらの Web フォームに必要事項を記入してください。

・相談申込受付フォーム
https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSckarNHpIRSfKHh3ez5qGxMcik9XyZuWFe3UJPK7XvtCVFT2Q/viewform

※　Web フォームを利用できない場合には、専用ダイヤル 03-6387-9553（受付時間：平日 9 時～17 時）にお電話ください。

以上

こどもまんなか
こども家庭庁

性犯罪歴に関する情報の適正な管理について

事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。



日ごろから取り組むこと

- 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定**する。
- **新たに開発するシステム（こまもろうシステム）でのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。

情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

⚠ **犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。**

別添１

こどもまんなか
こども家庭庁

情報管理規程について

情報管理規程

- 事業者は、①**基本的事項**、②**組織的情報管理措置**、③**人的情報管理措置**、④**物理的情報管理措置**、⑤**技術的情報管理措置**の内容を含む情報管理規程を策定し、遵守しなければならない。
- 情報管理規程には、①犯罪事実確認を通じて得た情報を閲覧するのが、事業者内の責任者一人か、複数名か、②専用システム（こまもろうシステム）以外にも犯罪事実確認記録等を記録・保存するか という情報管理の方法により、３つのひな型がある。
 - ひな型①：**責任者一人のみ**が、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合
 - ひな型②：責任者を含む**複数名**が、専用システム上のみで犯罪事実確認書を確認し、それ以外では**記録・保存等を行わない**場合
 - ひな型③：責任者を含む**複数名**が、犯罪事実確認記録等を通じて、従事者の犯歴情報を確認し、専用システム以外にも**記録・保存等を行う**場合

①基本的事項（情報管理措置の７つの基本原則）

1. 犯罪事実確認記録等の取扱者は必要最小限とすること
2. 犯罪事実確認書の内容の記録・保存を極力避けること
3. やむを得ず記録・保存する場合には、リスクに応じた情報管理措置を行うこと
4. 情報機器の種類、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じること
5. 犯罪事実確認記録等の取扱いの手順に応じて必要な対応を行うこと
6. 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織的に点検・改善を実施すること
7. 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守すること

②組織的情報管理措置

- 組織体制の整備
- 情報管理規程に基づく運用
- 漏えい等の事案に対応する体制の整備　等



③人的情報管理措置

- 従事者の研修・訓練　等



④物理的情報管理措置

- 犯罪事実確認記録等を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止　等



⑤技術的情報管理措置

- アクセス制御
- 外部からの不正アクセス等の防止　等



情報管理措置の２つの水準

組織的・人的・物理的・技術的情報管理措置については、具体的な措置の内容に２つの水準を設け、可能な限り「標準的措置」を満たすようにしなければならない

ア　標準的措置（実施困難等の事由がない限り実施されるべき基本的水準）

イ　最低限求められる措置（全ての事業者に施設・事業単位で満たすよう求める水準）

こどもまんなか
こども家庭庁

別添２

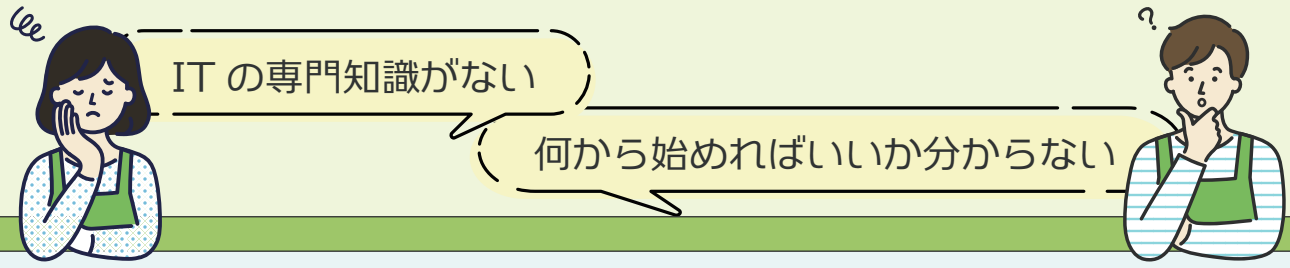


民間中小規模事業者向け

適切な「情報管理措置」ができるよう、専門家を紹介するための窓口を設置します

「犯罪事実確認書」の厳格な管理、準備はできていますか？

令和８年12月25日施行のこども性暴力防止法により、こどもと接する従事者の機微な「犯歴情報」を取り扱う際、事業者には厳格な情報管理措置が義務付けられます。



という中小規模事業者様をサポートするため、
国家資格を持つセキュリティのプロによる専門家相談窓口を開設しました。

情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）が、
１事業者あたり 最大１時間まで無料 で
あなたの組織に合わせた対策をアドバイスします！

対象となる事業者様（ご利用条件）

- ☑ **こども性暴力防止法の対象となる事業者**（学校設置者等・民間教育保育等事業者）
- ☑ **民間の法人、個人事業主、または任意団体**である
- ☑ **常時使用する従業員等が100名以下（またはそれに準ずる）の中小規模事業者**である

※情報管理に十分な知見のない中小規模の事業者様であっても、適切に措置を実施できるよう、国が費用を負担して支援する事業です。

専門家に相談できる内容とご利用の流れ

犯罪事実確認書の管理について こんなお悩みを解決します

組織的情報管理措置の支援

・組織体制の整備
・自己点検の実施方法
・漏えい事案発生時の報告連絡体制の整備 など

相談例 情報管理体制上の責任者・担当者の設定が適切か相談したい。

人的情報管理措置の支援

・従事者向け研修教材の適切な活用に関する支援
・定期的な意識啓発に関する支援　など

相談例 社内研修資料として作成した犯罪事実確認書の取扱いに関するQ&Aの内容が適切かどうか確認したい。

物理的情報管理措置の支援

・管理区域・取扱区域の適切な管理
・取扱機器の盗難防止のためのルール策定
・取扱機器紛失時に備えた情報漏えい防止策　など

相談例 犯罪事実確認書を取り扱う区域内では、具体的にどのような措置を講じればよいですか。

技術的情報管理措置の支援

・取扱機器のアクセス制限の設定の適正性
・アンチウイルスソフトの導入・管理　など

相談例 サイバー攻撃や不正アクセス防止のため、犯罪事実確認書を閲覧する機器にはどのような対策が必要ですか。

※漏えい発生時の緊急事後対応やパスワード設定代行等は対象外です。
※情報管理規程の作成を代行することはできません。

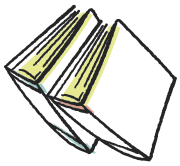
ご利用ステップ

STEP1 お申込み



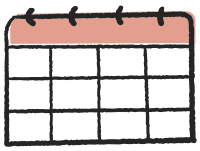
Webフォームにて相談シートをご記入またはお電話にてお申込み

STEP2 専門家マッチング



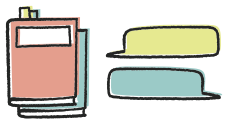
事務局が最適な情報処理安全確保支援士を選定

STEP3 日程のご案内



事務局よりオンライン相談の日時をご連絡

STEP4 相談実施



原則オンライン

1事業者/上限1時間まで直接アドバイス

こども家庭庁ウェブサイト内に、Webフォームを設置しています。
下記のURLよりお申し込みください。
（Webフォームからのお申込みが難しい場合には、お電話によるお申込みも可能です。）

Web受付（24時間受付）
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/security-specialist

電話受付（平日 9:00～17:00） 03-6387-9553

※本事業はこども家庭庁の委託を受け、運営事務局が実施しています。

別添７

事　務　連　絡
令和８年８月 21 日

各　都道府県
　　指定都市・中核市　こども政策担当部局　御中

こ ど も 家 庭 庁 支 援 局
参事官（こども性暴力防止担当）付

「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」の改訂について

令和７年４月に公表した「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」（以下「横断指針」という。）は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「法」という。）の施行に先駆けて、教育・保育等を提供する場における従事者から児童等への性暴力防止策等について、業界横断的に活用できる事項を取りまとめたものです。

横断指針の公表後、こども性暴力防止法施行準備検討会における有識者の議論を踏まえ、令和８年１月にこども性暴力防止法施行ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。また、同年４月には、従事者向け研修教材及び制度の解説資料・動画等を公表しました。

このたび、ガイドラインの策定や研修教材等の公表等を踏まえ、横断指針の改訂を行い、公表しました（https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin）。児童等への性暴力を防止する取組等の検討・実践に当たって、本横断指針を積極的に活用いただきますようお願いいたします。

本横断指針は、法律に基づくものではなく、本横断指針の改訂により、事業者に対して新たに義務が課されるものではありません。法の対象事業者が、より詳細な留意点や

具体例を学ぶためにガイドラインとあわせて参照するほか、法の対象事業者以外の事業者が、児童等に対する性暴力を防止するための取組を検討するにあたって参照することを想定しています。

各都道府県におかれては管内の市区町村に対し、各都道府県、指定都市並びに中核市におかれては児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、幅広く周知いただくようお願いします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁等に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。